

午前十時 一分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしてあります議事日程第六号により行います。

日程第一により、八日に引き続き一般質問を行います。通告の順序により、発言を許可いたします。

○十番（田中祐二君） 質問順序に従って質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず備蓄乾パンの海外援助、さらに消防車、救急車の海外援助ということで上げております。

そこで、その海外援助につきまして、まず日本外交協会というものが東京にあるわけでありまして、このことについて少し説明をしておきたいと思っております。

これは、戦後一九四七年十一月に、「憲政の神様」と言われました尾崎行雄氏の指導のもとに発足をいたしまして、一九七四年に就任した椎名悦三郎氏のもとで日本外交協会が開始をされまして再出発をしているようなところであります。現在は、衆議院議員の綿貫議長がトップで、冷戦後の終結後も世界の各地では紛争が絶えておりません。国家の利害や民族、宗教的な争いから多くの人命が失われておる開発途上国で、災害や環境の悪化による被害が絶えておりません。世界じゅうの人々が平和で健康的な、安心して住める世界を実現するために、こういう日本外交協会があります。仕事内容としては外交業務支援事業、国際地域紛糾啓発事業さらには国際交流事業、国際援助協力事業等々を行っております。

そこで、別府も神戸震災を初めとして、いろんな教訓の中で備蓄乾パンをいわば備蓄をして災害に備えているというふうに思っております。現状そういう備蓄乾パンがどれぐらいあって、どこにどう配置をされているか、現状についてのお尋ねをいたします。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

この備蓄乾パンにつきましては、別府市防災計画の中で、現在市内の九カ所に備蓄をいたしております。その他支援物資としましては、毛布それからおむつ、粉ミルクとありますけれども、同様に乾パンも九カ所に備蓄をいたしております。それで現在、平成十三年度で三千二百個ありますけれども、毎年千個ずつ買い足して、十五年度には五千個にしたいという考えを持っております。これについては、神戸の震災を教訓に、炊き出し等が完成するまでの非常用の食品として二食分ということで人口の二％という目安、これも神戸を参考にさせていただいておりますけれども、一応五千個を目指しております。

それで、ただいま海外の支援にこれが使えないかということでございますけれども、これについては、乾パンについては五年間の賞味期限がございますので、その辺も勘案しながら慎重に検討させていただきたいと思っております。

○十番（田中祐二君） それで、この乾パンの援助については、一九八三年に当時の安倍晋太郎外務大臣と竹下大蔵大臣の合意に基づいて閣議決定をされた以降、八三年から二〇〇一年まで十九年間にカンボジアやエチオピア、モンゴル、旧ユーゴスラビアを初め三十数カ国の困っている人に合計三千百四十八万食の乾パンが届けられているという現状がなされております。また最近では、昨年十二月に横浜市が、初めてアフガニスタンに八十万食の乾パンを援助したということも言われております。

今、課長が申されましたように、あと五千食ですか、全部で最終的には五千食ですか。もちろんこれは災害に備えてですから、五年間の賞味期限の前に、当然、海外援助をする場合は五年前に、これは食品分析センターというところがありまして、こっちからその乾パンを送る場合も、そして海外に援助する場合も、その日本外交協会が無料ですべて行くと。ですから、各自治体で備蓄が終わる前にそれらを引き取って、そして食品分析センターにその物を持って行って、そして検査をして、問題のないものから送っていくというシステムになっているわけでありまして。ですから、そういう意味からすれば余り自治体には負担はかからないということが言われておりますし、先ほど申しましたように多くの難民がこのことによって助けられているという、いわば命にかかわる問題でありますので、そういう別府は別府なりの調査を十分にいただきまして、さらにその五千食分について送れるのかどうか、再度問いたいと思います。

それからもう一つは、先ほども申しましたように、中古車、救急車、消防車の関係でありますけれども、これも先ほども申しました日本外交協会の海外事業援助として海外に、いわば少ないのですね。ですから、当然それも費用はもちろん日本外交協会が持ちまして、きちっと整備をして、そして海外に援助する。これは、ちょっと数字的に見てみますと、ほかのといえますか、乾パンよりも相当少ない台数なのでありますけれども、これからそういうふうが始まっていくだろうということで、何台か何十台が送られているということでもあります。それで、ここに資料を持っておりますけれども、十五カ国にそれぞれポンプ車七台、ポンプ積載車四台、それから救急車三十四台、給水車二台というふうに数は少ないのですが、そういうものが各自治体で知られてないということもありますけれども、そういう実績を今踏んでおりますので、あわせてお答えをお願い申し上げたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） ただいま田中議員さんから繰り返し御意見がございましたけれども、この備蓄乾パンにつきましては、これはあくまでも現時点では市民のための災害時の援助物資でございますので、賞味期限前にそれを援助するというのは、私は非常に難しいのではないかと考えております。

それと、この賞味期限は五年ございますけれども、現在備蓄しております乾パンにつきましては、平成十七年九月までの賞味期限があり

ますので、現時点でどうかということになりますと、私は非常に難しい現状にあるのではないかと考えておりますけれども、ただいまの御意見を将来の参考にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防車、救急車の海外の援助についてでございますけれども、まず消防署におきましての緊急車両の耐用年数のことでございますけれども、まず緊急自動車は耐用年数といたしまして、十五年から十七年の耐用年数を目安としながら更新をいたしております。

お尋ねの消防車等の海外援助でございますけれども、耐用年数が十五年から十七年とちょうど長く対応いたしております。そういった車両等が、この海外援助に可能かどうかということが問題になってくように思います。日本外交協会とはちょっと違うのですけれども、日本消防協会に問い合わせいたしましたところ、消防ポンプ自動車につきましては、昭和六十一年度に登録された車以降の車と、それから救急車につきましては平成四年度以降に登録された車と、こういった条件等があるようでございます。さらに別府市の公用車の廃車につきましても、担当課と協議しながら対応していかなければいけないと考えております。そういったいろいろの条件がございますので、その辺を十分に協議、内部で検討しながら対応していきたい、このように考えております。

○十番（田中祐二君） 備蓄乾パンにつきましては、確かに課長が言われるように市民のために備蓄をしているので、そこら辺の兼ね合いが非常に難しいということでもあります。ただ、実績としてそういう自治体がどういう考え方からこういう形になったか、そこら辺のところは私も調べておりませんけれども、賞味期限前に、それが何年前か何カ月前かわかりませんけれども、それを困っているところへ送ると。実際そこに送っているところについては何ら問題は今までは起こってないわけですから、そこら辺の考え方をきちっと整理をされて、できるものならそうしてほしいということなのですね。ですから、ただ単にこうだ、こうだというのではなくて、よく研究されまして、さっきも申しましたように余り、余りというより費用はほとんどかかりません。そこに持っていくまでも向う側から費用があるし、海外に行く場合もODAでやっていくということでもありますので、よく相談されて、できることならやってほしい。

今、備蓄パンだけではなくて米ですね、ちょっと粗い米もそれぞれ各自治体が出し合って、そして現実にやっているということでもあります。

消防の問題は、機械でありますから、それで処分するのにちょっと時間、金がかかるのであれば、そういう形でした方が、少しは役に立つのではないかとということもありまして、先ほど課長が答弁されましたように、そこら辺は消防協会ですか、よく相談されまして、ぜひ。

耐久年数が少し長いようですからね、そこら辺、もちろんこれは整備をして、きちっと整備をして動けるものを出して、それで向こうとしては、海外としては五年ぐらい使いたいという気持ちがあるようですので、ぜひよろしくお願い申し上げて、この項については終わりたいと思います。

それでは、電子投票ということで挙げておりますので、選管の局長、お願いします。

この電子投票の各級導入についてと挙げております。総務省は、国や自治体の申請届け出が、原則すべてパソコンでできるように電子政府自治体を実現するように、関連三法案を三月中に作成をして今通常国会に提出するという発表がなされております。

具体的にどうなるかと申しますと、一つは、オンライン手続きの内容を定めて、行政手続の電子情報組織法案、さらに関連する各種現行法の改正について、引き続き関係法、整備法の法案、さらに申請者が本人である証明書を発行するために電子証明の認証四法案等で、二〇〇三年に住民票の交付請求、さらに婚姻届、パスポートの申請、そして納税申告などが実現できる予定であります。また、大分県でも各種申請書については、今ダウンロードサービスをして実現をして多くのアクセス件数があり、大変好評をなしていると言われておりますし、また別府においても情報提供のために地域イントラネット基盤施設整備事業が今年度行われるというふうに言われております。五十五の施設を光ファイバーケーブルで結び、四月から運行を始めるというようなことも聞いております。

このような身近なところで情報通信網が急速に進む中で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電子的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律が一部改正をされまして、二〇〇一年十一月三十日に可決をされまして、十二月七日に交付されまして、施行日は二〇〇二年二月一日となって、地方公共団体が条例で定めるところによって、地方選挙そのものが電子投票で投票を可能にすることができるとことが報じられております。

この電子投票は、コンピューター端末機を用いて投票可否を集計できるものでありまして、いわば有権者、これまでいろんな問題があった中で、有権者により的確なＩＣの反映を図るとともに、投票条件の緩和策として投票時間の延長、不在者投票の受容緩和、代替洋上投票新設案の制度改正が行われてきました。しかし、このような改正に伴って選挙施行の事務は増大化かつ複雑化する傾向にあるわけでありまして、特に即日開票のもとでの投開票事務の負担は大きなものとなっておりますし、さまざまな改善を図ってきたところでありますが抜本的に難しい状況にあるというような、このような選挙制度の改正は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の適正な施行を確保しつつ開票事務の効率化及び迅速化を図るようなことになるのではなかろうかということで、こういう提起を今したところであります。

そこで、すでに自治体におきましては、川口市は、これを実験的にやっているところもありますし、さらにはもう一つの市では新見市ですか、新見市ではすでにもう十三年からずっとこれを施行いたしまして、平成十四年一月一日に大方報告書の全文ができて、日本全国で初めて電子投票による新見市における地方選挙が行われようとしております。別府市としても、いわばこの煩雑する投票事務、さらに開票事務について、今後どのような考え方で、いわば電子投票を入れて簡素にしていくのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○選管事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

今、議員さん御提言の中を要約いたしますと、今回の特例法の制定の背景並びに電子投票のメリット、デメリット、将来の対応、別府市が行う場合にはどのようにするのかといった点についてお答えいたします。

政府におかれましては、日本を世界最先端のIT国家にするため、各分野における施策を推進しているところでございますが、選挙事務に関しましても、開票の効率化・迅速化の観点から、かねてより電子投票の導入を進めてほしいとの地方公共団体からの希望が寄せられ、特に近年、投票時間の延長や開票時間が深夜に及ぶため、開票事務従事者の確保が困難になったなどの時代背景を踏まえ、総務省では、電子機器利用による選挙システム研究会を立ち上げ、実用化に向け調査研究を重ねているところでございます。このような状況の中、意欲的な地方公共団体が、条例で定めるところにより当該地方公共団体の選挙に電子投票を実施できる趣旨で特例法が制定されたようなことでございます。この研究会におきまして、第一段階、第二段階、第三段階のそれぞれ目標設定区分をしております。今回の特例法は、オンラインを前提としない、投票所にみずから選挙人が出かけ投票をし、その投票の集計結果をおさめた電子フロッピーを持ち帰り、開票所に装置するという第一段階の対応を考えておるようなことでございます。電子投票のメリットにつきましてですが、電子機器を操作して行われるため、紙による投票に生じていた投票や、それから無効票が生じない、それから開票手続きにつきましても、先ほど申し上げましたような非常な利便性を持っておるというようなことで導入が望まれるところですが、別府市に当てはめまして電子投票を仮にするとするならば、従来の選挙によりまして市長・市議選挙の決算額でございますが、五千七百六十万円程度でございますが、電子投票を行うということになれば二億三千四百万円程度の膨大な経費がかかるといったようなことでございます。

そういった中で、別府市はどういうような取り組みをするかというようなことでございますが、本市では現時点での導入スケジュールを持ち合わせておりません。先ほど御指摘のありました本年六月二十三日、岡山県新見市の地方選挙におきまして、電子投票が実施されるということでございますので、その結果を踏まえ十分に今後の検討課題

として取り組んでまいりたいと考えておるようなことでございます。特に今後、選管といたしましては、導入のメリットそれから費用対効果、市民のコンセンサスの問題や導入時期の明確化、機器調達に当たっての技術面の検討、それから有権者の周知、運用体制の整備など、あらゆる項目について研究・検討を重ね、国が十分な財政支援をするといったような制度が確立された時点、導入について検討したいと考えておる次第でございます。

○十番（田中祐二君） 局長の方から、今後の課題を含めて答弁をしていただきました。私もぼやっとしかまだわからないものですから、少し説明不足もあったと思いますけれども、開票事務については、確かに時間が短縮されるようでありますけれども、投票事務については、やっぱりプライバシーの問題とかいろんな問題で、パソコンでぱっとやるわけにはいかないような気もするのです。ですから、確かに新見市に六月に選挙があるその結果を見て今後進めていきたいということでありますので、それらを期待しながら、また経費の問題でも相当経費がかかるようであります。ただ、住民に対して何がサービスになるのか、その辺の見きわめをこれからしていただきましてスムーズに、いわばこういう時代の中での一つの流れでありますので、ぜひ十分な研究をしていただきまして、心から期待をしておきたいと思っておりますので、この項については終わらせていただきます。

次に、事業系ごみについて入りたいと思います。

議案質疑の中でもこれも出ておりますし、私自身も、何で今この時期にということもあります。いろんな疑問がありまして質問をしていきたいというふうに考えているところなのでありますけれども、私も勉強不足で、この法律が最近改正されたのかなというような、最初から思っておったのですけれども、昭和四十五年にもうできておるので、これは昭和四十六年から制定される。それは廃棄物の処理及び清掃に関する法律が、その時点ですでにできておったということで、その間、調べる中において、すでに事業所を決めて大分では平成七年ごろですか九年ごろですか、すでにこの事業系ごみについては、いわばみずからの責任においてやっていくということが決められて、決められるというよりは実施をされているということも聞いておりますし、ほかの都市においてもこの事業系ごみについては実施をして行っているということも聞いております。

ただ、わかりにくい点として、今まで出ておったごみが、いわば市の直営の中で処理をされていた。それが今度、一方では有料、一方では無料と。私も住民の方から、「なぜそうなるのか」ということありまして聞かれましてから、それでいろんなことを研究しながら、

「こういうことだな」ということは理解はできるのですけれども、ただお金がかかる問題で、今までそういうものが、逆に言えば別府の方が住民サービスをして足らなかったのかという一面もありますけれども、それはそれとして少し中身に入っていきたいというふうに考えて

おります。

事業ごみの中に、一般廃棄物と産業廃棄物があると思います。産業廃棄物については産業廃棄物を取り扱う業者、これは都道府県知事の許可がなければ取り扱いができない。それで一般廃棄物については、今度業者ですか、取るようになるわけでありますけれども、そこら辺のところですね、ちょっとわかりにくい。いわば廃掃法による法律において、その辺のところの十九項目については、こういう規定でこういうことですよという規定があるのですね。そのことについてまずちょっと。十九品目についてどういうものであるかをお聞かせ願いたいと思います。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

廃掃法の第二条第四項の一に、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物」というふうになっておりますが、その中身につきましては、「その他」というのは紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉾滓、建設廃材、畜産農家の動物のふん尿とその動物の死体、ばいじん、そして燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を処分するために使用したコンクリート固形物などというふうになっております。しかし、ややこしいのは、排出される量や形態によって解釈が、一般廃棄物になったり産業廃棄物になったりいたします。そして、市町村の処理能力で対処することが可能なものは一般廃棄物で、その他のものは産業廃棄物だというふうな解釈もされております。もう少しわかりやすく申しますと、例えば御家庭に宅急便で魚とか果物とか、そういうものが送られてくることがあるのですが、その容器の発泡スチロールにつきましては、家庭から出る少量のものについては一般廃棄物、また市場とかそういうところから一度に多量に排出される場合は、これは産業廃棄物というふうに解釈をされております。

○十番（田中祐二君） だから今回、一般廃棄物についてみずから処理することについて業者をお願いするというのは、その一般廃棄物、いわば先ほど課長が説明されたように、商店なりそういうところから出たごみを、そういうみずから処分して、産業廃棄物については、別な形で産業廃棄物の業者に処理をお願いしないとできない、そういう解釈でいいのですかね。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

家庭、商店から出ております、今でも収集をして、藤ヶ谷清掃センターの方で処理をしています一般廃棄物につきましては、一般廃棄物の許可を持った業者、先ほど申しました産業廃棄物につきましては、主に大規模な製造とか加工とか、そういうところから出る例が多いのですが、そういうものを収集・運搬・処理をするのは、県等の許可を持った産業廃棄物の処理業者で処理をするようになっております。

○十番（田中祐二君） それで、一般廃棄物が許可制、許可というより、

許可業者があるわけなのですけれども、そういう方について市として、そういう一定程度の基準があって、そしてその許可証を発行して許可をしますよと。そして、もしいろんなことがあったら、その許可を取り消しするのですよと、そういう業者に対する指導といいますか、もろもろの今言う流れ、発行から基準から、そんなものも含めて具体的に教えていただけますか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

法律の施行規則の第二条第二で、その基準が定められております。簡単でございますが、施設にかかる基準といたしましては、「一般廃棄物が飛散し及び流出し並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器、その他の運搬施設をちゃんと有するもの」というふうに決められております。また業者の能力につきましては、「一般廃棄物の収集または運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること」というふうになっております。そのほかもあるのですが、そういうことで私の方としては、昨年の四月にこの許可制度を導入いたしました。その許可の書類の申請書と同じく、添付書類として、例えば車でいえば車検証だとか、車に関するいろいろな項目を書いた書類、また従業員の人数だとか、役員の内容だとか、そういうものを添付書類としてつけております。そういうことで書類審査、また特に運搬車両等につきましては、現物をきちんと検査をした上で許可証の発行を行っております。

○十番（田中祐二君） 先ほども申しましたように、この法律がもう随分前からできておったのですけれども、結果的には別府市がおくれた形に……、おくれたかどうかは、先ほども言いましたように、そこら辺の判断があるのでありますけれども、ほかのところはもうすでにこれを行っているのかどうか。大分の例は先ほど言いましたけれども、ほかの市についてはどうなっておりますか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

大分市は、先ほど言いましたように平成七年度から導入されております。他の十一市の中で、臼杵市は平成二年度、津久見市は平成十年度、佐伯市は平成八年度、中津市は平成六年度、宇佐市は平成十年度、日田市は平成九年度、竹田市は平成六年度、豊後高田市は平成九年度となっております。まだ導入をしてなかったのは、別府市と杵築市のみでございました。

○十番（田中祐二君） それで、この紙は、これは事業所に送ってきているのですね。本会議の中でも言われているように、いわば一般家庭から以外に出るごみ、商店を含めて、すべてそういう事業系ごみだということの説明がされたと思っております。この中で何件にこれを配ったかわかりませんが、この許可業者の一覧表の中で、事業系ごみのうち生ごみも収集できる業者、それから、事業系ごみのうち生ごみは収集できない業者という形で、これは載せております。それはどのような違いがあって、どういう形でその収集方法が違うのか、ちょ

っと教えていただきたいと思います。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

申請書の中で「ごみの種類」という項目があるのですが、そこに生ごみを含むとか含まないとか、そういうことで区分をしているのですが、実際は例えば収集車両につきましては、普通のトラック形式の車両であれば、どうしてもその汚水対策ということでは無理な点がございいます。逆に我々が使用していますようないわゆるじんかい車のようないわゆる汚水タンクの設備を持つ車両等を保有しておれば、それは生ごみ等も収集できるというふうになっております。そういうことで区別をしております。

○十番（田中祐二君） それでは、これはどのくらいのところに配布したのか。さっき言ったように、一般家庭以外に例えば……どういう言い方をすればいいのですかね、普通事業所ではないような感じのところもこういうものが入って戸惑いを感じるという場合があるわけなのです。具体的にいえばそういう、何というか、余り商売をしてないけれども、事務所みたいな形で置いているところで、それは確におたくが言われるようにそういう事業所もその対象になるのだろうとは思いますが、どのくらいを対象にこれを出して、それから後、公立学校とか、それからいわば公立機関についても、その事業系ごみの対象になっていくのだろうとは思いますが、そこら辺のところのお答えをお願いいたします。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

廃掃法の第三条に規定されます事業所という解釈でございますが、これは一般的な会社、製造業、サービス業を含めまして、そういう商店、飲食店などのほか、「必ずしも営利を目的として事業を営むものとは限らず」というふうになっております。言いかえれば、公共・公益事業等を含むものもなっている。それから国または地方公共団体も事業所と解釈をされております。数につきましては、いろんな統計があるのですが、我々は八千以上あるのではないかというふうに考えております。

なお、そのPR用のチラシにつきましては、約七千七百の事業所の方にお送りをしております。

○十番（田中祐二君） もう一つ。広報の関係で、今回三月の市報に、ごみの関係でリサイクルも含めていろんなことで立派なものが配布されているのですが、当然、業者だけではなくて、やっぱり一般の方も理解しないと、なかなか何といいますが、業者の人は知っていても、一般の人は「なぜか」ということもあるし、そういう意味では三月の市報を入れるのであれば、こういう形でまた入れてほしいなということもありました。それは感想ですが、やっぱり市民全体がわからないと、市の人も理解していただけないのではないかと。業者なりその関係する人さえなかなかわからない中で、やっぱり市民の方もなおさらわからないわけで、我々だってわからないことが

あるわけで、ですから、いろんな意見が出るかと思います。

それと、広報の関係でいえば、ホームページもちょっと見させていただけましたけれども、簡単に書いているだけで、例えばこういう感じで持っていったら、何キ口幾ら、お金がかかりますよと、これは書いているのですね。けれども、全く書いてないで、四月からこうやりますよということだけで、それではちょっとサービスにもならないし、ちょっとこう、自分でこういうことがあってから変わってくるから、ちょっとホームページでも見ようかなということになれば、きちっとやっぱりこういう形で出した方が、市民にとってはわかりいいのだろうというふうに思いますので、その点は要望しておきます。

それから最後になりますけれども、これも本会議で出ましたように、ちょっとダブリますけれども、要は一般の家庭以外にそういう対象者が、事業系ごみの対象になるということでもありますので、その出たものについて、これは事業所から出たのではないかということがわかりにくい場合が、大変多くなるわけであります。それはきちっと、年数をかけてでも分別をしていかなければすぐには解決できないと思いますけれども、その解決をしていかなければ、また住民の中で不平不満、今でこそいろんな形のごみの出し方の中で不法投棄がされて、不法投棄するのだったら、そこに出すあれは、みんな自分の名前書いて出したらどうかとか、そうしたら、ほかのところから来たら名前が出てないから、この人はほかのところから来たのだとか、そういう意見もあるようでありますから、いろいろ不平不満があると思いますので、その辺のところは検討委員会で検討されるということでもありますけれども、それ以外にももう少し措置として今考えられていることがあれば、お尋ねをいたします。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

先ほどのホームページを含みますPRの面でございますが、私どもといたしましては、昨年の市報の七月号、それからことしの二月号に掲載をいたしております。また、ケーブルテレビ等でもPRを行ってきておりますが、なかなか細部にわたるところまで浸透ということでは、まだまだ不安を感じております。

そうことで、いよいよこの四月からこの事業が始まるわけでございますが、課の中で検討委員会を設けております。週に時間があれば何回でも今開いて検討しておりますが、その中で基本的な項目は、機械的にぼんぼん紙を、警告のシールを張って置いていくということではなくて、基本的には事業者の方に面談をして、その上で説明し理解を求めていくということが基本になっております。そういうことで慎重に、またできるだけ協力を得るように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○十番（田中祐二君） それでは、次に移りたいと思います。最後になりますけれども、事務事業の関係であります。事務事業評価制度の導入ということで挙げさせていただいております。

国を初めとして全国の地方自治体のもとにおいては、行政評価の運動を進めていると聞いております。とりわけ国においては、政策の効果や必要性を評価し、その結果を次の企画・立案に反映させることを各省に義務づけられております行政政策評価法が、昨年六月に成立をしております。さまざまな法律に基づきまして、事業のフォローアップも評価を用いてなされているようであります。このような動きから、今後はより一層評価システムの導入が進んでいくものと思われれます。平成十二年八月に総務省が、全都道府県、全指定都市、さらには全市区町村を対象に実施をしたアンケート調査の結果、都道府県では二十四団体、五一％に当たりますところで行政評価の導入がなされております。市区町村では、まだ実施はおくれておりますけれども、七十七団体、二％で実施をされておりました、あと千五百六十九団体の四八％が、この行政事務については検討していきたいということがなされております。その背景には、自治体を取り巻く社会環境の大きな変化があるわけでありまして、今まで自治体については、都市基盤整備や行政サービスの水準をいわば全国一律に引き上げようとするために、中央で決めて、そして地方がそれに従っていくという仕組みの中で取り組んできたという経過があります。また、右肩上がりの経済成長もそれを支えてきたということは事実であります。しかし、時代は変わりまして、暮らしのことは住民に最も身近な地域が、自主的に取り組むという考え方になった地方分権改革が始まっております。一方では地方財政の危機も叫ばれておりますし、地方自治体における経営状態に大きな打撃を与えることにもなっておりますけれども、一部の地方自治体では財政再建団体に転落をするというような危険な状態にあることも御存じかと思います。また、公共事業への批判によって行政に対する信頼度が揺らいできております。

こうした課題に自治体が直面をしておりますけれども、自治体経営を変えていく必要に迫られているのが現状ではないかと思われれます。その事務事業制度がどのようなものかということも、私もうっすらは、わからんことはないのですけれども、このことをすることによっていわばコストの削減ももちろんありますけれども、いわば今実施計画が提示をされております。これは三年ごとローリングして結果を出していくということでありまして、そのように一つの事業に対して内部でこういうことが評価できる、こういうことによってこれは完成されているのだ、そして十五年にはすべて完成されるのだと、そういう議論、そしてそこには、また進んでいくとすれば、住民にもその事業に対して評価をしていただく、そういうことも行われている自治体もあるというふうに聞いております。ですから、今行われいる事業はすべて正しいのかということではなくて、もちろん内部では検討されていると思っておりますけれども、やはり重点的といいますか、すべて項目についてその再評価を、見直すということとはできないかと思っておりますけれども、そういう実施計画があるとすれば、その何力所かをとって、

やはりきちっと内部で、こうあって、こうあるべき、こういうことでいわば職員の議論を経て、やはりきちっとしたものに使うべきだろうというふうに考えているところでございます。ですから、当局の方でそういう評価事務事業についての若干の考え方があれば教えていただきたい、そのように考えていますから、よろしくお願いいたします。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

事務事業評価システムの導入という御質問でございますが、まず初めに、行政評価には政策評価、施策評価、事務事業評価ということでございます。この中には当然、自治体の考え方等も入ってくるわけでございますが、まず多くの自治体につきましては、この導入目的につきましては、職員の意識改革、行政改革、質の高い行政運営の実現などが上げられております。また別府市といたしましては、導入における準備段階としまして、現在、担当者研修というような形で担当者が一生懸命勉強はいたしておりますが、十四年度に入りますと、まず導入目的研修、どういった目的でこれを、制度を入れるのかというのを職員全体に知っていただきたい。そういうことで導入目的研修をまず初めに行っていきたいと思っております。現状では、市の職員につきましては評価されてないといいますが、評価されなれてないといいますが、そういった部分がございますので、まず事業評価、その評価自体をどういった形でやっていくかという導入目的研修を行っていきたいと。十四年度以内にそういった導入目的研修を行うと同時に、関連する各課におきまして、システム導入研究会なりを設置しまして、このシステムそのものを研究していきたい。

そして、この政策評価、施策評価、事務事業評価でございますが、まず初めに事務事業評価システムの方から順番に導入していきたい、そういうことで考えております。また、この後には手法研修、要するに政策評価手法といいますが、そういった研修、またシステム研修、こういったものをまず順番を追って実施していきたいと思っております。

○十番（田中祐二君） 今回の回答では十四年度から始めると。すでに始まっておるわけではなくて、十四年度から、ことしから……来年度ですか、来年度から始めて、例えばその期間、どういう形で計画的にやりますか。今から議論かどうかわかりませんが、例えば十五年度はこうする、十六年度はこうするという具体的なことは、まだ決めてはいないかどうか、お聞きをします。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

十四年度におきましては、職員の、先ほど申し上げましたが、職員研修が主体ではございますが、その前の年が明けまして一月ごろ、これはあくまでも課の予定として準備はいたしておりますが、評価の試行という形で、まず施行を行っていきたいということでございます。また、この部分につきましては、当然実施計画との絡みもございますので、まず評価の試行を行っていきながら、その評価の手法等を職員

研修にも入れていきたい。それを今度十五年度で一年間また評価の試行をやっていききたい、そういうことで考えておるような状況でございます。

○十番（田中祐二君） これも初めて質問することであって、私もなかなかイメージとしてわからない部分もあるのでありますが、やっぱり事業というものが本当に皆さんで、職員でつくり上げたものだということの意識が高まれば、さらに次の仕事に意欲もわくだろうと思いますし、自分がつくったものでありますから、誇りに思えるところもあるのではないかと考えております。これは二〇〇一年八月二日に京都府が、ちょっと紹介しますけれども、京都府が、事務事業評価試行結果を発表しております。この中で要点だけ言いますと、結果を発表して、その中で一番大事なことは、職員の意識の向上が図られたということが効果として挙げられておりますし、数値化の困難な手法もありますけれども、そういういわば数値的なもの、それから意識の問題、いろんなことが成果としてこういうマスコミで発表できるように、やはり市当局もさらにこれから頑張っていただきまして、そしていわば職員が、この仕事はことしできて来年も頑張れるのだ、次もそれなら継続して頑張れるのだということにしていけば、さらに効率的に仕事も上がるのではないかというふうに私自身も考えておりますから、これから研究段階でありますけれども、さらに企画を中心にして議論を十分していただきまして、いわばよい行政事務の評価制度をぜひつくり上げていただくようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○四番（平野文活君） 少し質問の順序が変わると思いますが、よろしく願いいたします。

まず、アメリカ海兵隊の日出生台の演習の問題に関連して質問をいたします。

毎年二月になりますと、アメリカの海兵隊が日出生台で演習をやります。この海兵隊というのはどういう軍隊かということで少し勉強させてもらいましたが、これは、元防衛大学教授の野中郁次郎氏が書いた「アメリカ海兵隊」という著書でございますが、この中に、「陸海空のすべての機能を持つ強襲遠征部隊」だというふうに規定をし、「このような規模の即応部隊は世界に類例がない」と、こういうふうに指摘をされております。つまり海兵隊というのは、日本を守る、日本を防衛するという任務はない部隊でありまして、世界のどこでも有事の際に一番先に駆けつけていく、そういういうなら海外遠征部隊であります。当然のことながら、沖縄駐留の海兵隊もアフガン戦争に参加をしました。

（議長交代、副議長佐藤博章君議長席に着く）

また、ブッシュ大統領が今言っておりますように、イラク攻撃も準備をされ、始めれば駆けつけるであろうというふうに思います。そういう野中教授も言う強襲遠征部隊が、憲法九条を持つ日本で、日本のど

こであれ、そのための訓練を行う。これは安保条約の趣旨からいってもおかしいのではないかというふうに私は思います。ましてや郷土大分で毎年訓練をする、こういうことに対して当然拒否すべきだというふうに思いますが、この演習が計画された段階で、湯布院あるいは玖珠の町長さんなどが反対していた当時から、井上市長は、我が党の質問に対しても、「国の専管事項だ。地域外のことだ」と、こういう認識を示されまして、反対という立場はとりませんでした。今日でも同じ見解かどうか、お伺いをします。

○秘書課長（藤林力良君） お答えいたします。

日出生台演習場問題協議会、いわゆる四者協、これにつきましては大分県と玖珠町、九重町、湯布院町、地元三町から構成されておりまして、演習終了後の外出を受け入れております別府市といたしましては立場が異なっております。また演習や外出等の情報収集につきましては、大分県や地元三町と同様のタイミングで入手をすることが可能でありますし、外出時の治安の安全の確保について、これにつきましても別府市といたしましても独自の要請行動を行っております。したがって、現時点におきましては私どもといたしましては、この四者協に加入する必要は感じておりません。ただし、今後その必要性が生じた場合には検討してまいりたい、このように考えております。

○四番（平野文活君） 先回りして答弁をしないでください。「地域外のことだ、国の専管事項だ」と、同じ立場だろうと思いますが、私が最も危惧しておりますのは、別府市内での自由行動であります。沖縄で少女暴行事件などが起こりまして、それまでも無数の米兵による犯罪が繰り返されてきました。その中で痛みを分かち合うということで、日出生台を含めて本土に演習が移転されたわけでございますが、日出生台での訓練中は、当然米兵は自由行動はできません。その中でも現地日出生台では、子供たちをタクシーで登下校、送り迎えする、あるいは夜警団を住民が組織して警戒をする。それほど住民の安全ということについて神経を使っております。私は、何か米兵にかかわる事件が起こるとすれば、別府市内での自由行動のこの期間、この時が一番危険性が高いのではないかと、このように考えております。事件が起こってからでは遅いわけです。

そこで、二月七日に別府市治安安全対策本部――井上市長が本部長であります――防衛施設長に対して外出の日程などの情報を早く伝えるように要請をしております。新聞報道によりますと、この時の回答は、「日程は未定だ」という回答があったそうであります。実際には、ことは別府市内での自由行動はなかった。長崎の方に行ったわけですが、別府での外出がない、外出中止という連絡があったのは何日前でしょうか。また、今回の演習中に米兵の事故があり、新別府病院で治療したという経過がありますが、どんな事故があったのか、この二点について御答弁をお願いします。

○秘書課長（藤林力良君） お答えいたします。

今回は、別府市内での自由行動、いわゆるフリー外出については実施をされませんでした。しかしながら、二月十四日、十五日に長崎市を訪問して、平和公園並びに原爆資料館を見学したと、このように伺っております。

この情報についていつ連絡があったかというお尋ねでございますが、これにつきましては、二月十二日の午後、私どもの方にファックスで連絡が入っております。（「事故、治療」と呼ぶ者あり）

もう一点でございますが、米兵外出に伴いまして苦情があったのかという……（「違います」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤博章君） 新別府……。

○秘書課長（藤林力良君） 失礼しました。新別府病院に運ばれて云々ということでございますが、私どもといたしましては、その米兵のけがの情報については、入手をいたしておりません。

○四番（平野文活君） 外出があるなしの連絡は、直前にしかない。しかも重大な事故が起こりながら、その内容を公表もしない。ここに米軍の姿勢があらわれている。他国の国土を使わせていただいている、こういう認識ではない。いわば占領軍意識から抜け出していないのではないかというふうに感ずるわけですが、こういう姿勢だから沖縄その他で犯罪が絶えないのではないかと思います。

四年間たったわけでございますが、なれてくると緊張感が緩む、こういうこともあると思います。今後のことも含めて四点要望したいと思います。

第一点は、来年は演習場の使用協定が更新される区切りの年。別府市としても演習の中止を申し入れるべきではないか。第二点は、少なくとも別府市内での自由行動の中止を求めるべきではないか。第三点は、自衛隊が訓練で別府市内、町内を行軍するときには、事前に広報車などで周知をされております。今後、別府市内でもし自由行動があるときには、学校などへの連絡とともに、外出先になる市街地などには広報車なども使って周知徹底を図るべきではないか。第四点は、先ほども答弁をいただきましたが、別府市もこれほどいろいろかわりがありますから、関係自治体の一つとして連絡協議会に加えるよう県に要請すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○秘書課長（藤林力良君） お答えいたします。

米軍海兵隊が別府市に入った場合のいわゆる連絡等についてでございますが、これについては、私ども今後も引き続き福岡防衛施設局に要請を行いまして、事前連絡を徹底するようお願いしたいと思っております。

また米兵の自由行動、これにつきましても私どもにとりまして、中止をするよう申し入れということにつきましては、ちょっと立場が違いますので、この辺については別府市は受け入れざるを得ないのではないかと、このように考えております。

議員さん御指摘のいわゆる事前の連絡ということにつきましては、

米軍と自衛隊との、福岡防衛施設局との間で十分協議がなされた上で私どもに連絡がっておりますので、これは今までどおり、今後も事前の連絡は十分いただけるものと、このように確信をいたしております。

そしてまた、四者協の加入についてでございますが、先ほどの答弁につきましても、大変申しわけございませんでした。別府市といたしましては、この四者協の方々とは、外出を受け入れる立場ということで立場が異なっておりますので、演習等の中止について県への申し入れにつきましても差し控えていただきたい、このように考えております。

○四番（平野文活君） くれぐれも緊張感を緩めることなく、対応していただきたいと思います。

次に移ります。福祉行政についてお伺いをしたいというふうに思います。

その第一に、介護保険についてであります。国保の関係もありますので、国保の課長も入っていただきますよう、お願いいたします。

十二年の三月の議会で、介護保険導入による一般財源への影響額についてという質問をいたしました。当時の池部部長は、「約六千万円の減額」というふうに答弁いたしまして、また、「その浮いたお金は、やはり老人福祉のために使ったらどうか」という質問に対して、市長も「一理ある」という答弁をされました。これは、言うなら予算同士の比較、予算ベースの比較です。決算が、前回の議会で十二年度の決算が認定されましたから、決算で比較をすると、十一年度の決算と十二年度の決算における、介護保険導入による一般財源への影響額ということ、幾らでございましょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険導入に伴う一般財源の影響額ということでございますが、二億一千四百三十七万二千元ということになっております。○四番（平野文活君） 予算の段階では六千万円の減額だった。そこで市長は「一理ある」とおっしゃった。決算で見たら二億一千四百三十七万円。莫大な市費が、介護保険の導入とともに浮いております。この二億円を超える減額の資料をいただきました。その資料をよくよく検討したのですが、さらにこの資料にも入っていない項目があるのではないかと。国保であります。つまり介護保険が始まる前は、医療費として支出をされていた。つまり老人保健特別会計から支出をされていた医療費が、介護保険に移った。この老人保健特別会計で二十七億円の医療費が減っております。その中で市の一般財源からの負担もあるわけですが、市の負担は幾ら減ったのか。国保の関係で答弁をお願いします。

○保険年金課長（田仲良行君） お答えいたします。

平成十二年度より導入された介護保険制度により、国保特会といたしましては、老人保健拠出金に影響があるのですが、単年度の決算数

値を申し上げます。

老人保健の拠出金額は、平成十一年度が三十二億三千四百六十三万九千円でございます。平成十二年度が、二十九億九千八百七十七万九千円でございます。平成十二年度決算の段階では、平成十一年度の決算値よりも二億三千六百四十六万円の歳出減となっております。そのうち半分が、一般財源ということでございます。

- 四番（平野文活君） 二億三千六百四十六万円の国保の拠出金が減ったと。この中に含まれる半分は一般財源だということになると、一億一千八百二十三万円。この分が先ほどの二億一千四百万の減額の中に含まれておりません。結局十二年度決算では、約三億三千万円の一般財源が、介護保険の導入とともに浮いたというふうに判断ができると思いますが、これは確認できますか。

- 福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、議員さんが言われたとおり、介護保険が導入されたというのは、今まで老人保健会計が年々膨らんでくる、それでは困るということで、何かしなければということで国の方が手を打ったわけでございますが、今までの事業、老人保健の方につきましては、事業の経費というのは税金で賄っておった。そこで、新しい制度としては、事業経費につきましては税金と使用料で賄う介護保険制度が新しく導入されたわけでございますから、当然そこで一般会計が減少するということは、事務方としてはわかっておったわけでございます。その件を今、議員さんが言われたわけでございますが、そこで、この減少した一般財源、これは貴重な住民の財源でありますので、住民の要望する事業や、将来介護費用が増加しないように、介護予防や健康づくりに充てることが重要であるというふうに考えております。ですから、その一般財源を介護保険料等の軽減に使用するのとは……（「答弁が早過ぎる」と呼ぶ者あり）制度として合わないのではないかなというふうに考えております。

- 四番（平野文活君） 数字としては確認されたと思いますが、この三億円を超える余ったお金、こういうのが基金などに積み立てられてきたわけですが、市長が、節約して大いに基金をためてきた、こういうことをおっしゃいましたですね。別にお金が天から降ってきたわけではない。そういう基金などの財源は、こういうときからもう出ているということをまず確認をしておきたいというふうに思います。

それで、介護保険の軽減条例、保険料の軽減条例が提案をされております。大いに歓迎をするものでありますが、対象者は六千三百人と。その予算額、それからその財源について説明をしてください。

- 介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

財源につきましては、保険料を充てるという考え方でおります。予算額は、減免の申請主義になっておりますので、幾ら申請があるかということが、まだわかっておりません。

- 四番（平野文活君） 合同新聞で、約六千万円の減額というふうに出て

おりましたが、これは、では事実ですか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

軽減の対象者が六千三百人ほどおります。二段階から一段階に軽減されるのは九千七百円、一人当たり九千七百円になります。それを単純に計算して、六千万というふうに掲載したというふうに思っております。

○四番（平野文活君） それでは、申請主義ですから、全員が申請をして、またそれが市の審査で通れば六千万近いお金がかかる、こういうふうに解釈いたしますが、その財源は介護保険の基金からと、こういうお話でございました。基金というのは、もともとどういってお金ですかね。これは、六十五歳以上の一号保険者の保険料の余ったものというふうに理解をしておりますが、どうですか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険給付費準備基金につきましては、平成十二年度、高齢者の保険料を負担していただきましたが、その分と介護円滑導入で国から特別対策でいただきましたお金があります。その分を合算して、十二年度に残った金を基金として積み立てておるものでございます。

○四番（平野文活君） 円滑化の国の資金というのは、介護保険導入の初年度あるいは二年度、保険料を満額取るというわけにはいかんから、初めは無料で出発して、次には半額で出発してと、こういう際にその保険料に当たる財源として国から来たものですね。ですから、基本的にはこれは一号保険者の保険料ですね。私らが街頭で署名をしたり、あるいはいろんなところを回ってみても、介護保険制度というその趣旨は、市民の方はもうかなり理解をされておりますね。だから、保険料も出すということに異議を唱える人は余りおりませんですね。ただ、保険は保険ですから、いざというときのためですから、現実にはその介護サービスを利用するというのは何割もないわけですね、実際には、あとの大半の方は、自分が利用するかしないかわからないけれども、その趣旨に賛同して保険料を納めておられます。しかし、その中で一番高齢者の方の声として大きいのは、何の相談もなしに三千元も五千元も一万円も、いろんな所得に応じて違いますが、年金から天引きされると。この天引き額が非常に大きいということが、非常に声として聞かれます。

三年間ごとにこの事業計画をつくるわけで、この十四年度決算してみても最終的にどうなるかわかりませんが、この保険料が余ったということは、計画に比べて実際のサービス料がその程度で済んだから余ったわけで、結果的には保険料を取り過ぎていたことになるわけですね。これをすぐ保険者に返せというふうには言いませんが、少なくともこの余った保険料は、次の三年間の事業計画に繰り越すことになるわけですが、繰り越して、今は平均三千二百円ぐらいですかね、一人当たり、この平均の保険料をできるだけ低く抑える、その財源に充てるべきだというふうに思うのです。最大で六千万近くかかるのでし

ょうが、保険料の低所得者のための軽減のための財源というのは、先ほど言いましたように、十二年度だけで約三億円を超える市費の持ち出しが少なくなくて済んだわけですから、そもそも介護保険というのはそういう仕組みだと部長はおっしゃいましたけれども、そのとおりなのですよ。そういうことで市費の支出は抑えられているわけですから、そのうちの一部をこうした財源に充てれば、第一号保険者の保険料も低く抑えることができるし、低所得者対策もできる、こういうふうを考えるわけですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護給付費準備金につきましては、介護保険の財政安定化を図るために設けられております。そうした中、平成十二年度は保険給付費が四十六億ほどかかりました。平成十三年度では五十六億に達するのではないかと今見込んでおります。そして、さらに平成十四年度では五十八億九千万の当初予算をお願いしております。そういった中、今後給付費は大幅に伸びていくのではないかというふうに考えております。そうしたときにこの基金は、この不足に充てるということが、財政の安定化につながるのではないかというふうに今考えているところでございます。

○四番（平野文活君） その点は見解が違いますけれども、さらに検討をしていただきたいというふうに思います。

次に進みたいと思います。市民の労働条件について伺いをいたします。国保の関係もちょうとありますので、残っておいていただきたいと思います。

市長は、今度の年頭からのあいさつの中で「ホスピタリティー」と、「温かいもてなしの心」ということを盛んに市民に求めています。それは、市民憲章にもありますし、これまでの別府市の観光地としてのいわゆる精神というか立脚点として、これまでも強調されてきたし市民に広く理解されているというふうに思います。今それをあえてこの「ホスピタリティー」ということを強調されるのは、どういう意味があるのかなと思いますが、私は、今、温かいもてなしの心が求められているのは、行政の市民に対する心、ここがやっぱり一番求められているのではないかなというふうに思っております。

そこで、もう時間がありませんので、どんどん行きますが、商工課の仕事の中に業者に対する仕事、これは商工課の主な仕事だと思いますが、そういう中小企業に雇用されている従業員、この従業員対策も商工課の一つの仕事ではないかと思うのです。別府市内に八千件を超える事業所がありまして、従業員は五万人を超えております。私は、かつての議会で、すべての事業所を市の職員が挙げて自分の足で歩いて調査をしたらどうかということを提案しましたが、それはまだ取り入れられておりません。東京の墨田区とか、あるいは東大阪市とか、そういう何十万という大都市で区の職員、市の職員が挙げて自分の足で歩いて調査をしております。それは住民のニーズを知る際に、市の

職員にとっても直接そういう業者の実態を知るという意味で非常に大きな、数字的な結果にとどまらない大きな成果があったというふうに言われております。そういう調査をもとにして、こういうところでは中小企業基本条例の制定ということで、いかに業者を、あるいは支援するかという施策に発展をしているわけですが、この調査の中で雇われている従業員の福利厚生の実態についても、これらの市ではきちんと調査をしているわけであります。大企業がない中小企業ばかりというこの別府市では、よりこうした中小企業調査あるいは従業員の実態把握が必要ではないかと思いますが、まだこの点についてはやる気がないということでございますか。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

現在のところ、調査をする考えは持っておりません。ただし、中小企業の従業員の方の福利厚生事業でございますが、平成十年の四月に中小企業勤労者福祉サービスセンターを二市六町一村で立ち上げました。そういうところで大企業に負けないような福利厚生面の事業を実施しておりますので、中小企業者がそういうところに参加していただきますと、こういう福利厚生面も恩恵を受けられるというふうに思っております。

○四番（平野文活君） 私らのところにも市民の方々から、いろんな手紙が来たり電話がかかったりするのですが、その中で市の職員に対する批判は非常に強いものがあります。そういう東大阪などの事例を聞いてみたら、市の職員が直接足を運んで小さな業者に面会をしてアンケート用紙を渡してくれて、いろんな話も聞いてくれたということが、市職員に対する評価につながっておりますし、また市の職員が本当に全体の奉仕者として、市民に奉仕するという意識改革、これにもつながっている。先ほどの課長の答弁は、前からの答弁と同じですが、そういう官僚的な態度では、市職員に対する市民の批判の声はおさまらないだろうというふうに思います。

五人以上の従業員を抱える事業所は、社会保険、厚生年金保険に強制加入をしなければなりません。五人以上の従業員を抱える事業所は約二千四百、そこで働く従業員は約四万人おりますが、強制加入と法律で定められておりますが、どれだけの人が加入しているか、調査をしたことがありますか。

○商工課長（溝口広海君） 社会保険の加入状況につきましては、この業務が国の事業というふうに考えておりますし、別府市では調査をしたことはございません。

○四番（平野文活君） 法律ではそうなっているのだけれども、現実には多くの事業所でこの社会保険に加入しておりません。これは非常に困難な理由があるわけです。例えば二十万円の給与で一人雇うとする。その方が事業所として社会保険に加入して掛け金を払うとすれば、労使折半で五万円の保険料掛け金が必要であります。ということは、月額五万円の賃上げと同じでありまして、この不況に苦しむ経営者から

すれば極めて困難なことであります。ですから、法的には社会保険に加入しなければなりません、実態はそうっていないという事業所が非常に多い。それでは、社会保険、厚生年金保険に加入をしていない市民はどうするのか。これは国民年金に加入しなければならないわけであり、その国民年金も二十歳から六十歳までの四十年間、毎月一万三千三百円の掛け金を掛け続けて、六十五歳から受け取る年金は、わずか月六万ちょっと。これが掛けられなければ年金がもらえないか、あるいは極めて低額しかもらえないということになるわけであり、この国民年金の加入者そして免除者、未納者、そして納入をしている人などがそれぞれどうなっているか、教えてください。

○保険年金課参事（屋田 晃君） お答えいたします。

平成十二年度国民年金三月末の決算数値についてお答えいたします。

被保険者数は二万七千百人、そのうち納付者が約一万五千七百人、それから免除者は約六千人、未納者は五千三百人でございます。

○四番（平野文活君） 二万七千人のうち六〇％近い方が、一応納めたというふうになっている。つまり四割は納めてないわけですね、あるいは免除。この納めている六〇％の中の半分は一年以上の滞納者、何年間も滞納されている方もこれに入っております。そうすると六十五歳で満額六万ちょっとの年金をもらえる方というのは、ごくわずかということになる。前の議会でも言いましたが、そういう老後のことを心配する余裕もない。今を生きていく、今を食べていくだけで精いっぱい。体が動く間は、その日暮らしでも仕方ないという市民が非常に多い。では、そういう中で病気になった、あるいは高齢で働けなくなったときにはどうなるか、年金もなくてどうするか、こういう市民が極めて多いわけであり、どうするかといっても、どうにもなりません。

生活保護の問題についても伺いをしたいと思いますが、そういう市民の置かれている実態について本当にきちんとした何と申しますか、状況を把握して行政に反映させる、いろんな行政に反映をさせるということが、私は必要だと思います。ぜひ事業所に対する調査などを真剣に検討していただきますようお願いをして、次に移ります。

生活保護の行政についてであります。

昨年の十一月、六十六歳の男性が自殺をいたしました。Aさんと言いますが、昨年八月ごろ、ダンプの事故で腰を悪くして仕事ができなくなりました。蓄えもなくなって、痛い腰を押さえながら仕事を探したけれども、なかなか見つからない。そのうちもう電気も水道もとめられてしまいまして、公園からバケツで水を運んで、一家で水を飲んで暮らしておりました。家賃は三カ月滞納しておりました。十一月七日に夫婦で市役所の社会福祉課に行きました。次の九日にも行っております。また十五日にも行っております。その市役所での指導は、仕事の世話をするというに、この三回とも終始をしております。路上で夫婦が言い争いをしているのを見たという近所の人がおりました。

あるいは、近所の店に来て「お金がない」というふうにこぼしていた、と言う人もおりました。十一月十八日、以前の仕事仲間が心配して自宅を訪問すると、応答がないのでガラスを割って家に入ると、そのAさんが死んでおりました。そういう事件があったわけですが、私は、この社会福祉課に行って、これは民生委員の方もついていたり、あるいは児童相談員の方もついていたり、いろいろしているようですが、三回面接をして、三回が三回とも「仕事を探さない」という指導をされていると。直接の自殺の原因が、市の対応にあるとは言いませんが、少なくともこの面接などの段階で、相談の段階で、電気、水道もとめられ、公園の水を飲んで生活しておったというような実態を本当に聞き出しておけば、このAさんというのは、近所の人のお話を聞くと、非常に口の重い人だそうで、自分の主義・主張をするというようなタイプの人ではないようでございますが、やっぱりこの自殺の、最初の段階でよくよく相談に乗っておけば自殺まで至らなかったのではないかという思いをしております。行き過ぎた事前の調査や指導をやめて、市民の生活保護の申請権というものを尊重すること、親身に相談に乗れるように面接体制を強化すること、申請から十五日以内に返事をするということになっておりますが、例外として三十日以内となっているが、この三十日以内が実際は濫用されているのではないか、この辺を改善することなどを要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま、去年の十一月ですか、私の方に面接にこられた方の件ですが、その後の経過をたどってみますと、確かに自殺されたという方がおられます。ただ、この経過については、今、議員さん申し上げられましたけれども、これは若干ニュアンスが違いますので、はっきり私は御説明をさせていただきたいと思えます。

これは、まず最初に御相談に来られたときに、「働き場所がないか」ということで、たまたま昨年十月、助役さんにも御理解いただきまして、一〇〇%国庫補助ですが、職安OBの方をそういう就労先がないという相談が多いということで受け入れをしていただきました。そして、その方に早速、「では、相談してください」ということで相談をいたしました。その時点で三件の就労先を御紹介をしました。そして御本人が求職に行きました。そして、九日にまた課の方に参りまして、「だめだった」ということで、担当者が「では、再度御紹介しましょう」ということで、あわせて計十件ほど御紹介しまして、三度目に、「いよいよ働き場所が見つからないときには、私の方に来てください。保護も視野に入れて検討しましょうね」ということでお帰りをいただいた。その前段で平野議員さんがそういうお話をされましたので、私は、事実を、でははっきり申し上げておかないと誤解をこれは生じるといけませんので……。やはり夫婦間のそれ以前の問題があったと聞いております。そして現実的にそのときにはお金があったわ

けですから、「生活保護を適用してくれ」と言われても、私どもは、そういう基準に基づいてやっている以上、お金があるにもかかわらず生活保護というのは無理ですので、この辺は御理解をいただきたいと思います。それでその後、何か事情がありまして、そういうことに至ったという話を聞いております。

それで、現在、御指摘いただきました面接の体制をとということです、これも早速上司をお願いをしまして、特に生活保護、今は不況の時代ですので、「とにかくお金がないから保護をしてくれ」という方が非常に多い。それで、面接体制を整備しないことには、その辺の調査が明確にできないということがございましたので、新年度からはその体制強化というのを目指しておりますけれども、そうなりますと、やはり私どもは生活保護に照らしまして、どういう資産の状況があるのか、資力の活用ができるのかできないのか、生活保護する以前にその調査というのが非常に大事になってきますので、それを調査をしないで、困っているという相談があれば生活保護をしてやりなさいというお話は、ちょっと私はもう行き過ぎのような気がします。私どもは行政マンですから、その辺的確に調査をした上で、必要であれば当然私どもは補足の原則に従って救済をするわけですから、何も弱者を切り捨てるような、こう今御発言に私は受け取れたのですが、そういうことではなくて、弱者を救済するためにはちゃんと、本当に困った実態を私どもはよく調査してあげないと、その人を救うことにはなりませんので、そういうことで一生懸命今やっておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いします。

○四番（平野文活君） 十件ほど仕事を紹介したと言いますが、この方は仕事がなかったのではないのですね、八月まで仕事があったのです。事故で腰を痛めて仕事ができなくなったのですね。それでまだ十分よくなってないけれども、仕事をしなければ食べられませんか、一生懸命仕事を探して回ったわけです。市役所の紹介をされるところも、自転車に乗ってあちこち走り回っているわけですね。そういう紹介をされたけれども、実際に仕事がないという実態があるわけですよ、これはもう八月からですからね。十一月からではないのですよ、八月からですから。

それから、「お金があったのです」と言いますが、このお金は何かというと、弟さんが見かねてお金を何ぽか送ってきた。そのお金で電気代や水道代を払ったということですが、そのお金があるから、何ぽ残っておったか、その時点では知りませんが、あれですか、生活保護の申請をするということができないのですか。

また、「本当に困った人を救済する」、「面接も実態を把握する」と言いますが、この事例は、本当に困った人の本当の実態を把握しきれなかったところに原因があるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えいたします。

ちょっと答弁の中で言葉が足りなかった分もあるようですが、確かに私どもが、面接の時点で仕事がなく困っているというというお話をいただいたので、調査した上で保護してあげればよかったのですが、そういうことではなくて、御本人が「働きたい」と。そして、その時に「健康状態はどうか」というのも面接で当然聞いています。そうしたら、「病気はありません」という御回答があったというのも確認しておりますので、その中でそこまで自殺に至るような状況というのは、私らはその時点でなかなか把握するというのも非常に難しい部分がありますので、ただその辺も含めて細かい対応をできるようにしたいということで、面接体制を強化していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

- 四番（平野文活君） この事件を、市の対応の責任ということで追及しているわけではありません。こういう事例があった。そして前段にも、多くの市民が置かれている今の生活の困難ということについても質問をいたしました。そういう中で市の仕事の対応の基本的な姿勢をぜひここは考えていただきたいということを申し上げて、次に進みます。保育行政についてであります。

公立と民間の職員の給与と入所率の比較について、まずお伺いをいたします。

- 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

公立と民間の給与ということでございますが、まず平成十二年度の決算でございます。公立におきましては七百七十八万八千五百五十八円でございます。民間保育園につきましては、これは平成十二年度の監査資料の部分でございますし、全園ではございません、十二園でございます。全体で三百七十二万三千二百二十八円でございます。

また、入所率につきましては、三月一日現在、公立におきまして一〇・四五％、民間におきましては一二四・三八％でございます。

- 四番（平野文活君） 保育士の平均給与は、公立は民間の約二倍かかっておる。しかし、入所率は随分悪い。いわば公立は人気が悪いということかもしれませんが、この公立の人気の悪い理由はどこにあるというふうにお考えですか。

- 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

何が悪いかということでございますが、現在、公立では特別保育事業を実施してございません。特別保育事業につきましては、延長保育でございます。また、保護者の方が園等を訪れてみますときに、施設の老朽化、こういう部分も今の保育に沿ってないのではないかと、そういう考えでございます。

- 四番（平野文活君） そのほかに職員の対応の問題なんかもあるようでございますが、施設が古いあるいは特別保育がない。これはコストの関係などもあるのだと思いますが、それ全体としまして、職員の対応の問題なんか研修、その他で要するに行政の方の施設の問題、特別保育がない、そういう問題も全体としては、私は行政の責任に属する

ことではないかというふうに思うのですが、この施設の老朽化について、別府市は昭和四十九年に朝日保育所をつくって以来、公立保育園はつくっておりません。しかし、その後も保育ニーズはどんどん高まり続けまして、その高まる保育ニーズに対応するのは、民間保育園をふやして対応する、こういう形になっております。つまり、約三十年前から民間に任せるという方針に転換をしているわけですね。この三十年の間、施設の老朽化が進んできているわけでありまして、ですから、人気の悪い一つに施設が古いということがあっても、それはこの三十年間のツケであって、民営化の理由にはならないのではないかとこのように思うのです。

それからもう一つは、保育コストの問題ですが、公立の保育士さんの平均年齢、それと民間の保育士さんの平均年齢は幾らでしょうか。まず、お答えください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

公立保育所の保育士の平均年齢でございますが、四十六歳でございます。民間につきましては、三十一歳でございます。

○四番（平野文活君） 先ほど、職員給与が、公立七百七十七万、民間三百七十万というあれがありまして、これで公立の方がコストが高いということになるわけでございますが、この平均給与の格差というのは、公立、民間の違いではなしに年齢の差ではないか。もし公立、これは仮定の話ですが、公立も平均三十一歳というような職員構成にいたしますと、ほぼ同じ程度ではないか。これほどの格差が生まれるのかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

三十一歳の給与という部分につきましては、私ども調査をいたしておりますが、ほぼそれに近い数字であろうというふうに考えております。

○四番（平野文活君） そこで、公立はベテランの保育士さんが多い。しかし、逆に言えばベテランの人が中心、しかし民間は若い人ばかり、極端に言えばそういう何といいますか、ゆがんだ人員構成になっているのではないかとこのように私は思うのです。しかし、保育園というところはやっぱりベテランもいる、中堅もいる、そして若い人もいる、これがやはり目指すところではないかというふうに思うのですが、ベテランの保育士さんを今計画しているような支援センター、その他に配属をし、その分は公立でも若い保育士さんを採用していくというふうに、そういう方向性を持てば、この平均の保育コスト、公立の保育コストというのも随分下がるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、保育士の年齢構成等につきまして、保育運営をする上でということでございます。今回、民営化ということも御提案をさせていただいておりますが、やはりそういう部分を踏まえて公立保育所の再編

計画を位置づけているところございまして、将来的に三園の基幹園、また拠点保育所等を設置していくということでございます。

- 四番（平野文活君） 三十年ぐらい前に、もう公立は増設しない、ふえ続ける保育ニーズに対しては民間で対応するというふうに市の方針が転換されているわけですね。それまでは公立も増設をし、民間もふえ続けているわけで、ここで公立がストップしたわけですね。今後の方向として、今、課長がおっしゃったように三園程度の基幹保育所、つまり支援センターなどを併設した保育園、ここに公立は限定をし、今、十園が公立、民間が十五園あるわけですね。三つにするとすれば、三対二十二ということになりますが、保育事業の大半はもう民間に任せる、こういう方針にさらに転換をするということになるのかと思います。これは、公的な責任というものを放棄することにつながらないのかと思うのです。先ほど提案しましたように、人員構成を思い切って若返らせる、あるいは施設についても計画的に改善をしていく、こういう方向で、また保育ニーズに公立自身も充実することによってこたえていく、そういう方向をとるべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

- 助役（三浦義人君） ちょっと全体を通して、答弁をさせていただきます。

保育所の運営につきましては、ただいま議員さんから御指摘いただいた点、多々ございます。ここで私どもが非常に考えていかなければいけない場合は、これはなぜ公立か、民営かということになるわけですが、実はこの児童福祉行政、保育所を行う場合、これは児童福祉法に基づいてやっておりますが、これは法律の中では各市町村の任意事項ということで、この行政は推進をされているわけでございます。そうしますと御案内のとおり、これが公立でやりますと、そこに対する経費負担は当然のことでございます。そうしますと、そういう状況を判断したときに、たまたま別府市は、その当時の行政が公立で対応しようという方針を持ち出したわけでございます。しかしながら、他市は民間を中心に運営をしていくというような状況になったわけでございます。その中で一番問題になったのが、やはり先ほどから御提言いただいております人件費の問題でございます。公立の場合は、どうしてもその職員は、その都市の給与水準で支給をいたしております。しかしながら、民間の場合は、これは国の保育単価がございまして、国からの保育単価の中で人件費が制限をされ限定をされております。この幅が、水準が非常に低いという状況でございますので、どうしてもそこに大きな問題点が生じた結果、各市町村とも民間を中心に保育運営をやってきた、行っているという状況でございますので、これがこの問題を見るときに一番大きなポイントではなかろうかというように思っておりますので、その点を十分御認識をしていただきたいというように思っております。

- 四番（平野文活君） もう時間が足りませんから、これで終わりたいと

と思いますが、国の基準が非常に低過ぎる、人件費についても、あるいは人員の配置の基準についても非常に実態と合わないということに最大の問題があることは、もうそのとおりですね。そこに改善を求めると同時に、私が提起したのは、職員の平均年齢が高齢になればなるほどこのギャップというのは出てくる。市の超過負担もふえる。だから、公立を思い切って職員の若返りの方向でこのギャップを低める方向にすれば、この超過負担はそれほど要らないのではないかということを提起しているわけです。

最後に一言言いますが、いわばこの保育所それから学校給食、あるいはごみ収集というようなことが、行政改革という形であたかもむだな経費のように言われておりますが、実はあの脇屋市政以来、何がむだか、この財政難の原因かという、これは能力を越えた建設投資にある。これはもう一貫して指摘されているところです。この問題を指摘をしておいて、終わります。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後 一時 零分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

○二十五番（江藤勝彦君） ちょうどお腹もいっぱいになりまして、一番眠い時間帯だろうと思いますが、頑張ってやりますので、ひとつ目を開けておいていただきたい。

中心市街地活性化についてから、質問をさせていただきます。

平成十年の六月だったと思いますが、中心市街地活性化法が施行されました。私もそのときの三月に議会で、全国的に問題となっております中心市街地の衰退を救済する今世紀最初で最後の機会だからということで、早急に取り組んでほしいという要望をしてまいりました。早四年が経過をいたしております。その後、中心市街地活性化基本計画ができて二カ年が経過をしようとしておるわけですが、まだTMOの立ち上げに至っていないという状況であろうかと思います。その後、このTMOの立ち上げに対しましての経過をお聞かせいただきたいと思います。

と申しますのが、第三セクターでやるのがベターではなかろうかというお話を申し上げましたけれども、商工会議所の方をお願いをして、会議所の方でTMOの立ち上げをするということでございましたので、経過をお聞かせください。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

商工会議所では、別府市の基本計画策定に向けまして、平成十二年、十三年の二カ年間で中心市街地活性化の推進事業に、県の十分の九の補助を受けまして実施、取り組んでおります。平成十三年度では、全体委員会を三回開催しております。学識委員会を三回、中心商店街活性化懇談会を一回、また中心市街地活性化アンケート二百八十サンプルの聴取、さらに料飲業、旅館業、商店街などの若手経営者によりま

す中心市街地活性化の事業別懇談会を三回ほど実施しております。今月の十六日には中心市街地活性化フォーラムを開催いたしまして、「みんなで考えよう、元気のあるまちづくり」ということで開催する予定をしておりますし、今月の二十二日には活性化講演会をビーコンプラザで開催し、富山県のまちづくり富山、高知県の高知商工会議所ＴＭＯ、愛媛県道後商店街振興組合の代表者を招きまして、活性化事業の事例研修を開催するなど、商工会議所ではＴＭＯの設置に向けまして鋭意努力をいたしております。

本市といたしましても、引き続きＴＭＯの設立に向けお願いをしてまいりたいと考えております。

○二十五番（江藤勝彦君） 私も最近になりまして、「本音で語ろう、まちづくり。一般市民歓迎 中心商店街活性化フォーラムや事業、講演会」という新聞報道も見ておりますし、「市街地を活性化させよう」という報道も見ております。ぼつぼつ立ち上げにかかってきたのかなという状況ではなかろうかと思っておるわけですが、すでに基本計画を策定して国に報告をした市町村、こういう、全国どれだけの数があるってＴＭＯの立ち上げをやっておるのか、わかれば御説明をいただきたいと思います。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

国に提出いたしました市町村数は、平成十四年二月十二日現在で四百五十一件となっております。また、ＴＭＯ構想の認定状況は、国の中心市街地活性化推進室で把握しておりますのが、百八十六団体でございます。そのうち商工会議所、商工会でのＴＭＯの設立が百二十八団体となっております。さらに、このうち企画認定を受けまして事業実施に入っております団体が七十一団体というふうに聞いております。

○二十五番（江藤勝彦君） 全国でＴＭＯの立ち上げを終わりました、基本計画の策定と国の認証を受けて、現在、先進地と思われる地区というのは、どういうところがあるのでしょうか。

○商工課長（溝口広海君） 九州管内では三十二カ所ございます。私ども、最近把握しておりますのは、鹿児島県の国分市、今回フォーラムに出席いたします高知県の高知商工会議所ＴＭＯ等を把握しております。

○二十五番（江藤勝彦君） このＴＭＯの立ち上げがおくれればおくれるほど、先ほども答弁にありましたように全国四百五十一件ですか、百八十六団体、ＴＭＯ設立が百二十八団体となっておりますということでございます。この見通しは、大体いつごろの予定で作業にかかっておるのでしょうか。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

商工会議所では、平成十二年と十三年の二カ年間で中心市街地活性化推進事業の取り組みを行っております。そういう中で、今後どういう形で進んでいくのがいいかということで現在模索をしております、私ども、活性化委員会の委員としても私と都市計画課長が参画しておりますので、そういう中で立ち上げについてぜひ協力体制もつくり、

お願いをしてまいりたいというふうに考えております。

- 二十五番（江藤勝彦君） そうしますと、いつになるかは定かでないというぐあいに理解していいわけですね。商工会議所からいただきました資料の中にも、今後について会議所として、という項がございます。これまでに中心市街地活性化対策特別委員会でこの協議をしていただいておりますけれども、基本計画として核的事業、「中央市場跡地」と書いているけれども、「跡地」ではなくて「中央市場」だろうと思うのですが、それから近鉄百貨店跡地それから楠港——これも「跡地」となっておりますが、これは「埋立地」のことだろうと思います——について調査・研究及び提言と。その他、中心市街地の整備改善及び商業等の活性化について調査・研究・提言ということで、先進地であります滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、石川県加賀市等を視察しておるようでございますけれども、議案質疑のときでしたか、二十二番議員が近鉄の跡地について言及をしております。私も近鉄の関係者とお話をしたときに、近鉄側は、長年別府市さんにお世話になっております。できることならば集客力の高い施設を、近隣住民合意の上でつくりたいと望んでいることを聞いております。中には、パチンコ屋に売ってくれとか、あるいは県内一ゼネコンさんの開発プランを持ち込んだりとかいうようなことがあったようでございますが、そういうもろもろの経緯を踏みまして、近鉄さんの方では、売却の意向も持っておるやに聞いております。幸い市長も、二十二番議員の質問に「買収も視野に入れた形でもって中心市街地の活性化の核として」というお話をお聞きいたしました。近鉄跡地と申しますと、駅前の目玉という位置にあるわけでございますけれども、先般の一般質問の中でも、東京、大阪での「喜劇・地獄めぐり」が大変な人気を呼んで、なかなか入場券が買えないというような状況でございます。私は思い出しますと、近鉄の跡地は、たしか地獄めぐりの発祥の地であつたろう。大橋バスですか、ここが本社を構えて地獄めぐりを始めた。その後、亀の井バスさんが吸収しまして、ここで本社で営業を始めておつたという、これはかなり昔の話になりますけれども、そういうことにすれば別府観光の発祥地ではなからうかというぐあいに思うわけでございます。ぜひひとつ中心市街地の核として、もちろん市が買っていたら一番有効利用されることになるわけですが、早くTMOを立ち上げていただいて、ここに市民合意の施設がつけられるようなことがあれば近鉄さんにも御協力を願えるのではなからうかなというぐあいに思うわけですが、この点はいかがでしょうか。

- 商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたように、駅前通りの活性化につきましては、別府市中心市街地活性化基本計画書の中では、商業等の活性化に関する方策の中で、核的事業として近鉄跡地の企業誘致を推進し、別府の玄関口となる景観の向上、にぎわいの回復を図り、若者の交流拠点となるよう複合的な利用を図る、となっております。本市と

いたしましては、駅前通りは非常に別府の中心でございますので、活性化に寄与できるよう今後とも近鉄の方をお願いをしまいたいと考えております。先般の二十二番議員の質問で市長が答弁いたしましたように、経済界、観光業界、駅前通り会等、市民の皆様からの御要望をお聞きしながら、近鉄跡地の取得につきましても前向きに取り組ませていただきたいと考えております。

- 二十五番（江藤勝彦君） 商工会議所の方にも、基本計画策定に当たりましたが、商工会議所の方が今後についてということで基本計画、核的事業ということで位置づけておるわけですから、このことを十分視野に入れて、商工会議所の方でTMOの立ち上げを早急にさせていただけるようお願いをして、この項は終わりたいと思います。

次に、二〇〇二年ワールドカップについてでございます。

キャンプ誘致期成同盟会、これは私も理事として入っておりましたが、残念ながら中国誘致ができなくなりました。キャンプ誘致の経緯についてひとつ、まず御答弁をいただきたいと思います。

- 企画調整課参事（安波照夫君） お答えいたします。

御存じのように、昨年の二回の中国への誘致訪問、また中国のサッカー関係者の別府市での現地視察の状況から、ベースキャンプ地として別府市を最優先する、検討する等の好印象を得たところでありますが、御存じのように十二月一日のファイナルドロー、抽選会でありますけれども、中国の試合会場が韓国というような、超法規的な結果ということになりまして、非常に残念な結果となっております。

別府市にとりましては、非常に残念な結果とはなりましたが、この運動を通じまして観光都市別府、またスポーツ観光都市としての施設のPR等も中国側に十分に周知できたことではないかと思っております。その結果の一つとしまして、二月二十日には、日本のJリーグに当たる中国のプロサッカーチーム、天津TEDAと大分トリニータとの練習試合が、実相寺のサッカー場で行われたところであります。今後このような試合が数多く行われることを期待するとともに、サッカーのみならず各種のスポーツ大会等に有効利用を図っていききたいと考えております。

- 二十五番（江藤勝彦君） 私も、議長を初め同僚議員の皆さんと、瀋陽の大会に同行させていただきました。セキュリティが非常に厳しかったわけですが、大変熱気のあるサッカーを観戦させていただきましたけれども、本当にああいう中に入ると群集心理といいますか、そういうものが一つ間違った方向に動けば大変な方向になるのではなかろうかなというように実感をしてきたわけでございます。別府市も二億七千万ですか、芝生を植える、そして管理棟をつくりということで設備投資をしておるわけです。そこで、これが誘致には及ばなかったものの、今度は各種の市内の大会ですね。少年サッカー大会でも大体二カ月に一遍ぐらい大きな大会をやっておると思うのです、西日本サッカー大会、それからライオンズ旗の大会、選手権大会、それから一

月四日にはいで湯ライオンズクラブ旗争奪の大会、また西日本各地から選手が来ておるわけです。一月四日のときに私、ちょうどうちのクラブの主催でしたから行きました。そのときにはすごい風で、冬の真ただ中ですが、鶴見おろしがすごくて、砂嵐の中でサッカー大会をやった。私らも立っておるのが大変だったぐらいなほこりで、砂ぼこりでした。こういう大会に有効利用するということはお考えになってないかどうか。

また私は少年サッカー……、確かに大人が使っても芝生は傷むだろうと思いますが、子供はなおさらのことだと思うのですが、せっかく設備した会場ですから、できれば優勝戦、準優勝戦ぐらいまでは少年サッカーに開放してやるのも一つの夢を与えるのではなかろうかなというぐあいに実感をしたわけですが、スポーツ振興課の方では何かお考えがあれば答弁願います。

○スポーツ振興課参事（二宮 司君） お答えいたします。

実相寺サッカー場につきましては、議会の御理解をいただき、また県の調整費の補助金もいただきまして、管理棟を初め芝面やクレール舗装など、全面的なリニューアルが完工したところでございます。

芝面の貸し出しについてでございますが、芝面の使用可能日数は、その年の天候等によって多少変わりますが、目安といたしましては、年間七十日から八十日と考えております。今後の貸し出しにつきましては、平成二十年の二巡目国体で少年男子サッカーが別府で開催されます。国体でよい芝面の状態で大会が開催されますよう大事に管理をしながら、一方、使用についても有効活用を考えております。具体的には実相寺サッカー場、野口原サッカー場とも芝の育成状況を見きわめながら、サッカー協会、中体連、高体連主催のサッカー大会の準決勝、決勝、スポーツ少年団やＪ１、Ｊ２、大学の試合、それに合宿等に利用していただきたいと考えております。

○二十五番（江藤勝彦君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。少年といえども、やはり夢を持たせてあげないと、あの芝生の上でサッカーがやれると、これはやっぱり少年としては大きく夢が膨らんでくるのではなかろうかというぐあいに思うわけです。ぜひですね、傷むことをちゅうちょしていても仕方ございません。また片一方で砂嵐の中でゲームをやっているときにずうっと水まきやっているというアンバランスな光景でもおかしいわけですから、優勝、準優勝ぐらいの試合には提供してやるというぐらいの気持ちでおっていただきたいなというぐあいに思うわけです。ぜひひとつ、そのようにお願いしたいと思います。

次に、フーリガン対策。いよいよワールドカップまでが八十一日ということでございます。六月十日、ベルギーとチュニジアですね、六月十三日がイタリアとメキシコ、三試合目が六月十六日。この中でこれは私たちの団体に県警本部の方からフーリガン対策についてということでお話のあった資料でございますけれども、大体フーリガンがお

るのではなからうかというのが、ベルギー、イタリア、イングランド、フランスというような―これは警察の情報ですから―チェックをしているらしいのです。この外国の試合でフリーガンが暴れたと。特に近年ではフランスで非常に事故が起きているわけですが、別府市の警備体制、これがどういうぐあいになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

ワールドカップにおけるフリーガン対策の警備対策ということでございますが、現在、別府市の受け入れ対策協議会の中には交通警備部会を設けております。その中には、当然のことながら警察の方にも入っていただいております。

そこで、このフリーガン対策でございますが、基本的には警察が行うことになっておると考えております。ただ、やはり市民の方、観光客の方、観戦客の方、そういった方々の安全を守るためには、やはり警察だけでなく市当局も積極的に情報収集なりをしまして、安全な観戦ができるような形で迎えたいと思っております。そこで、十分警察等の情報をいただきながら、交通警備部会の中で協議してまいりたいと思っております。

○二十五番（江藤勝彦君） フリーガンが暴れるのは別として、市民が巻き込まれるということは、これは最大限回避してもらわなければいけないわけですが、いずれにしても警備は警察の方でございますので、警察の方と十分すり合わせをしながら、市民の生命・財産を守るようにひとつ努力をしていただきたいというぐあいに思います。

次の、外国人との対応についてということを出しておりますが、これにつきましても一部留学生で事故がありました、事件が。しかし、すべてではございませんし、ごく一部の事件でございましたのですが、痛ましい事件といえはそのとおりです。これにつきまして、外国人がたくさん別府には来るだろうと予想をしておりますし、またこの対応をどういうぐあいにしておるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、このワールドカップ大分開催のときには多くの外国の方がお見えになると私どもも考えております。その中で、外国の方々との対応ということでございます。これは、別府市としては国際交流都市宣言をいたしております。そういったことから、外国の方と親しい関係と申しますか、交流を深めていくためにも、やはり一つは言葉の問題ではないかと考えております。その言葉の問題を解消するためにも、やはり市民の方々にわかりやすく道案内ができるようなガイドマップ等を作成し、受け入れ対策協議会の方で市民の方が少しでも受け入れやすいような形のものをつくりまして、皆様方に配布いたしたいと思っておる状況でございます。

また、大分県ワールドカップ推進委員会の中でも、そういったマッ

プというのは作成してお配りしている状況もございますので、そこと連携をとりながら、市民の方に御迷惑がかからないように、また外国の方が別府に来て戸惑わないような形をとりたいと思っております。

- 二十五番（江藤勝彦君） ぜひ「ホスピタリティー・マインド」を発揮していただきまして、外国人が気持ちよく過ごせるようにひとつしていただきたいというぐあいに思っております。

次に、ホームレス対策についてということで挙げておりますが、このホームレスは現況、地方にだんだんホームレスがふえてきたというお話を聞いております。現況はどういうぐあいになっておりますか。わかる範囲で結構ですので、お知らせをいただきたいと思います。

- 社会福祉課長（山川浩平君） 御説明申し上げます。

昨年の七月と九月に、ホームレスの現状について私ども、現地調査をしました。そして、東別府から上人ヶ浜公園まで限なく調査をいたしましたが、その結果、十人の方が海岸線に何らかの形で居住をしているという事実を確認をしました。その中で昨年十二月、寒さも厳しいということで、年末年始中に何かあるといけないということで、十二月に再度調査をしました。そして、それぞれ皆さんから保護受給の意思があるかないかというのを確認しました。そして、一応五人から保護申請の申し出がありました。そして、病状等を把握した結果、入院が必要だということで五人が入院をしましたけれども、二人は病状回復して、現在はもう自立をいたしております。あと三人は、現在なお入院中でございます。

- 二十五番（江藤勝彦君） 大体海岸線を中心に調査をしたということですね。まだこの近所にもおられるそうです。もちろん各公園にもそれぞれおるようでございます。大体あれですか、年齢はどれくらいの方が多いのでしょうか。

- 社会福祉課長（山川浩平君） お答えいたします。

大体年齢は、お一人お一人聴きましたけれども、一番若い方で四十二歳ぐらい、一番高齢の方がもう八十を越している方がおられます。その中で、特にホームレスの方を私どもが強制的にどうこうとできませんので、それぞれの人権を尊重しながら、「どうされますか」という話をしております。その中で特筆すべきは、年金月額、厚生年金十五万ぐらいお持ちの方もおられます。それでもあえてそういう生活をしたいということでございますので、これは私ども、何ともいたしかねるところですが、特に一番私どもが心配しましたのが、病気をお持ちの方がおられるのではないかとということで、先ほど申しましたように、十二月に五人の方を収容したという状況であります。

- 二十五番（江藤勝彦君） その後調査してないので、お尋ねしても無意味かとも思うのですが、最近は若い人のホームレスがふえてきているのではないですか。そういう実態は、つかんでおりませんか。

- 社会福祉課長（山川浩平君） 最近は調査をいたしておりませんが、個々に私どもが知る範囲でいろんな情報を、例えば民生委員さん

であったりとか、そういう方から情報を仕入れておりますけれども、若い方がホームレスでおられるというのは確認をいたしておりませんけれども、そういう若い方は、聞く話では大分駅周辺にたくさん集まられているという状況は確認をいたしております。

- 二十五番（江藤勝彦君） これから気候もよくなりますし、だんだんそういう方たちもふえてくるのではなからうか。私がこの項で入れたのは、フリーガンとこのホームレスの方たちの連動が起きたときがやはり怖いという気がしたもので入れておきましたけれども、ぜひこれは都会だけではなくて最近では地方にふえてきたということでございますので、再度アンテナを張って調査をしておく必要があろうかというぐあいに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に市内の通学区についての質問をいたします。

このたび、南小学校、浜脇小学校の統合によりまして、今、新校名あるいは校名ということで何かばたばたしているようですが、北校区にもとばっちりがかかってまいりました。と申しますのが、さきに楠一区、二区の地区を、北校区の通学区だったものを南校区に変更をしたのですか、それとも自由に選択をさせたのですか、お答えください。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

楠町一、二区の通学区域でございますが、現在は小学校は北小学校、中学校は中部中学校の通学区域でございます。今回の通学区域の見直しによりまして、ことしの四月一日から現在の南小学校の通学区域に変更いたしました。

- 二十五番（江藤勝彦君） いや、それは変更したのではなくて、楠一区と二区の児童については、どちらに行くのも自由だということでアンケート調査をなさったのではないですか、意向調査を。違いますか。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

通学区域は変更しまして、しばらく猶予期間と申しますか、その関係がございまして、意向調査をさせていただきました。

- 二十五番（江藤勝彦君） そうなのでしょう。わかをはめたわけではないわけでしょう。フリーな地区として当初スタートしようということで始めたのではないですか。その結果を教えてください。北の方に通う子供と南の方に通う子供と、どういう結果が出たのですか。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

意向調査の結果でございますが、現在、北小学校に、また現在、南小学校に、中学も同じでございますが、中部中学校それから浜脇中学校に通っている子供ですが、変更の後意向調査をさせていただきましたが、大体きょうだい関係等もございまして、現在の人数は、今までと変わらずほぼ同じ数になってございます。

- 二十五番（江藤勝彦君） そうですね。この結果を見させていただきましたが、小学校一年生から六年生、中学校一、二、三年生、現在通っている学校を希望してそこに通学しているということは、楠一と二区は、バリアを除いた空間地区といえますか、そういう状態に現

在はなっておるわけですね。だからどちらの学校を選んでもよろしいですよという教育委員会の配慮だというぐあいに私は考えているのですが、それに間違いございませんか。

○学校教育課長（小畑善実君） 現在は、バリアを除くという、ちょっとその点は少し問題点がございしますが、移行期間ということで配慮、現在住んでいる楠町一、二区に住んでいる方に対して配慮を申し上げて、移行期間として考えているということでございます。

○二十五番（江藤勝彦君） 私は後に通告をしておりますがね、バリアを外した方がいいよという話をしようと思うのです。そういう意味で「バリア」という言葉を使ったのですが、現在は希望どおり行って結構ですよということになっているわけですね。これで、質問通告はしてないのですが、すり合わせしておりますので、市長公室長にお尋ねをしたいのですが、この学校の編制がえといいますが、そういう状態の中で自治委員の自治区といいますが、行政区はどういうぐあいになっているのか、お知らせください。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

通学区域の変更に伴います楠町一区、二区の自治会支部の変更取り扱いにつきましては、当該自治委員さん並びに北地区と南地区の支部長さんにおいて意見集約をするのが望ましいということで、両支部長さんにその意見の集約を今求めているような状況でございます。

○二十五番（江藤勝彦君） ここで問題が起きているのですよ。まだ支部長間の話も済んでない。そしてまた一区、二区の住民意識の調査も済んでない。ですね、それは間違いはないですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

この自治委員会というのは、自治委員さんで編成いたします百四十六自治委員さんが、任意で構成しております自治会でございます。この自治会において正式にはまだそういう議題が上がっておりませんが、我々としては、この点についてはまだ支部の自治委員会そのものの議題として上がってないというような状況でございます。

○二十五番（江藤勝彦君） 自治会の役員会でもまた支部長会議ですか、そういう席でも公式にはそういう話は上がってないということですね。はい、わかりました。

それが、自治会連合会の会長さん、なかなか能弁な方でございますけれども、楠一区、二区に行きまして、「もう南に来ることが決まったのだから……」、それが一区の青壮年会の席でわざわざ言っているわけですよ。自治会の下部組織には交通安全、青少年健全育成、民生委員、社会福祉協議会、体育協会、それぞれあるわけですね、下部組織で。それで各町内から役員なり世話人が出ていただいているわけですが、どうしても、こういう人たちが大変な混乱をしている。私は、厳に慎んでもらいたいと思うのです。まだ北小学校に通っている子供さんたちがたくさんおられるわけですよ。そういう状況の中で自治会だけが、行政区だけ変わりましたよ。そんな議論も何もしてないのに、責任者

が行ってそんなことを言うというのはどういうことか。重いですね、責任者が行ってそういう発言をするということは。いつ、どこで決定されたのだろうかと思っていますのです。どうですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、この自治会というのは、自治会長、副会長、支部長、それぞれが組織されておる会でございまして、市行政が直接的にかかわっている組織ではございません。したがって、自治会長さんも今回、楠町一区、二区の関係につきましては、南の支部長という立場もございまして。楠町一区、二区において自治会長さんがどのような御発言をされたかということにつきましては、我々は確認いたしておりますけれども、我々としては、南の支部長という立場もございまして。そういった観点で調整をされているのではないかと、いうふうに思っております。

○二十五番（江藤勝彦君） まだ小学校一年生の子供も、現在おるわけですね。そうすると、完全にそういう南校区に編入というような形になりますと、どうしてもやっぱり子供中心に、今下部組織と言いましたね、ほとんどがもう子供中心にできているわけですね、自治会の組織というのは。ですから、まだ支部長会議でも、また役員会でもそういう議論をしてないのに、あたかももう決まったのだというようなやり方で混乱をさせないように、ひとつ慎んでいただくようお願いをいたしたいと思います。そうしないと、区民がみんな困っているわけですよ、「おれたちは一体どうすればいいのか」。だから、ぜひひとつ、慎むようお願いをいたしたいと思います。

それで、また教育委員会の方に戻りますが、私は、全市通学区の見直しについてというあれを出しているのですが、これは平成八年第十五期中央教育審議会――中教審ですね――生活学習審議会、教育家庭審議会等で教育改革をめぐる議論がされた。それに先立って、昭和五十九年の臨教審ですね、臨時教育審議会が二十一世紀を展望した教育のあり方ということで、学校選択制の導入をという議論があったやに聞いております。なぜ義務教育だけが旧態依然とした形で学校選択ができないのかな、学校選択ができれば登校拒否もなくなるのではなかろうか。今、行政区でもって学校区を決めていますね。どちらが先かどうかわかりませんが、学校区が決まって行政区が決まったのか、行政区が決まって学校区が決まったのか知らんけれども、幼なじみのAさんと前と後ろ、道路を隔てて。こっちの人はAという学校に強制的に行かされる。こっちもそうですね、今度Bという学校に強制的に行かされる。そういう悪癖もあるのではなかろうかな。また、そっちの方に行けば五分で学校に行けるのに、こっちの端、一番端っこの方は十五分、二十分もかけて学校に行かなければならない。そういう弊害をなくすためにも、なおさら今度、今、南、浜脇が終わりましたけれども、別府市はあと北小学校、野口、それから青山、西ですか、統廃合を余儀なくされているような状態ですね。こういう動きがあるわ

けですよ。南も浜脇も、そういうバリアを除いておけば案外合併には楽だったのではないかなという気もするんですね。

これから先の話になりますけれども、そういう行政スケジュールと
いうのがあるわけですから、それがためにも、いかがなのでしょうね、
学校区を全市一区にして生徒の行きたい学校に行かせるというような
制度もおもしろい、改革としてはいいのではなかろうかと思うのです
が、いかがですか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

議員さんに御提言いただきました通学区域、全市一区の通学区域の
学校自由選択と申しますか、そのお考えにつきましては、他県の状況
等を十分調査いたしまして、今後の検討課題とさせていただきたいと
考えています。

○二十五番（江藤勝彦君） ひとつ、せっかく中教審、臨教審で議論のあ
ったことですから、決して間違った方向ではないと思うのですよ。で
すから、ぜひ。特に行政スケジュールのある統廃合の地区は、逆に外
してやる方が、こんなこと、どっちがどうなるかわかりませんが、自
然淘汰もあっていいのではなかろうかなという気がするのですけれど
も、前向きに検討することをお願いして、次に移ります。

業務用のごみ未収集についてでございます。

このたび、平成十四年二月十四日、別府清掃第四 - 〇五六八号とい
うことで、「事業系ごみ一般廃棄物の自己処理についてお願い」とい
うことで、各商店、各事業主にこういう（資料提示）まあ、入りました。
私も不勉強だったのですが、平成十二年に条例化した別府市廃棄物
の処理及び清掃に関する条例ということで、附則のところで「四月
一日から」と明記してございました。これを考えますときに、別府市
に七千七百五十七事業所――これは平成十一年の国勢調査の数字だそ
うです――事業所があるわけですね。そうすると、大体一割ぐらいの
ところはもうすでに多量のごみを出すところですか、例えば旅館・ホ
テル、大きなレストラン。そういうところはすでに業者に委託してお
ると思うのですね。大体一割ぐらいのものではなかろうかなと思うの
ですが、そうすると、あと七千件に影響があるわけです。そうしまし
て、業者が各事業所に送ってきた標準単価表というのがあります。こ
れによりますと、月十袋以下週二回収集、不燃物月十袋以下週回収、
最低価格が九千円。そうしますと、七千件の商店、もちろん理容美容
業も入りますよ、飲食業も入ります、料飲業界も入ります。そういう
ところが九千円の経済行為を起こしたときに、七千件の場合は幾らに
なりますか。六千三百万ですね、月に。年にしますと七億五千万を超
えるのですね。

それで、これだけ大きな経済行為を、行為というリスクを背負うこ
とに、商店側から見れば、商売人から見ればリスクを負うわけですが、
これだけ大きなお金が必要になってくるのですが、私は、二、三ヵ月
前ぐらいに調査会でも開いていただいて、議会の意向も聞いてほしか

ったなと思うのですが、どうして実施に当たっての調査会を開かなかったのでしょうか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

平成十二年の十二月の議会でこの関係する条例の改正案を出しまして議決を得たわけなのですが、その前、平成十二年十一月二十九日に、この条例改正に基づきます調査会を行っております。その中で、ほかにもいろいろあったのですが、この事業系のごみの取り扱いにつきましても、内容を議員の皆さんに御相談を申し上げました。そういう経過がございます。

○二十五番（江藤勝彦君） いや、それは条例に対する調査会でしょう。

今度こういう条例を上程したい、それに対する調査会をしたということですね。私が言うのは、実施するに当たって、施政方針の中にも市長も「戦後最悪の不況」とうたっております。今、どういうぐあいに判断しているか知りませんが、経済は最悪ですよ。私は、なぜこの時期に実施しなければいけないのかなというぐあいに思うわけですが、しかし、条例で定められた以上はやらなければいかんでしょう。けれども、企業は倒産、リストラ、廃業、統廃合。別府市の求人倍率は幾らだと思いますか。大分県が〇・四六、別府市は〇・四四。失業率も全国平均で五・六％ということですが、地方では六％も七％もなっているわけですね。法人では六割から七割、恐らく超えるのではないですか、赤字経営でやっているところ。そういう中でこれだけのリスクを背負わせて果たしていいのかなという気がしてならないわけです。当然、現在はデフレスパイラルに入っております。単価を下げないと物が売れない。観光客、頭数は例年対比変わらん、またそれよりも上ぐらいに来ているでしょう。しかし、旅館・ホテルも単価を下げないとお客さんが来てくれない。当然、赤字覚悟で誘致しているというような状況でございます。だから私は、調査会でも開いていただいて、議会の意見を聞いていただいて実行してほしいかなというぐあいに思うわけですが、いかがですか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

この事業をとり行います一番の根拠といいますか、これは清掃法の中の第三条、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を……」（「わかっています」と呼ぶ者あり）はい、この三条に基づきまして行うわけでございます。また……（「わかっている。はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○二十五番（江藤勝彦君） 法律はわかっている。条例はわかっていますと私は言っているのです。ただ、御意見をどうして聞いてもらえなかったのかということをいっているわけですから。それで、私もこういう組合単位、あるいは通り会単位等でやっているわけです、今業者に来てもらって。そしてやっているのですが、もちろん価格にもばらつきがあります。ある地区の商店の方たちは、町内会費も払えんのにごみ収集は厳しいというところもあるのですよ。私が、二百ばかり組合

があるのですが、アンケートをとりました。中にはもう収集を頼んでいるところが六%ぐらいありますね。当然、経費の増加により経営の悪化をもたらす。ごみは何ぼ出ますか、というアンケートですよ。それにそういうぐあいに書いてきているのですよね。「店舗と同居しており、家庭ごみと事業ごみをどうして見分けるのか」、「最悪の経営状態の中で、なぜ実施するのか」、「正直者がばかを見る行政はしないほしい」、「指定ごみ袋ですでに有料化しているのに、なぜか」。一番関心事は、「行政改革によって清掃業務課の職員が三分の一、半分に減ったのか。そのために収集ができないから業者に頼めということなのか」というような意見が寄せられております。これは参考までに。もう答弁要りませんから、お知らせしておきます。

それからもう一つ。藤ヶ谷清掃センターとのすり合わせは済んでいるのですか。どうなのですか。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをいたします。

この事業を行うに当たりましては、もちろん別府市単独の独自の事業ということではございません。やはり処理の方は、広域圏の藤ヶ谷清掃センターの方で行っております。センターの方におきましては、二市二町の担当者会議というのがございます。その中で各都市の取り組み、リサイクルの状況とか、もろもろの点につきましては協議を重ねております。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えいたします。

先ほど課長の方からも答弁いたしましたが、この件につきましては、二十六番内田議員さん、それから一番猿渡議員さん、それから十番田中議員さんの中で議案質疑、それから一般質問の中でこの件について御質問を受けております。そうした中で、十二年の十二月議会の経緯については、議員さん当然御承知といいますが、議会の議決をいただいた中で、当時の議決の中身につきましては、十三年四月一日から条例の改正は行ったわけですが、その実施時期につきましては、現下の経済情勢、その辺の状況がありましたものですから、一年三カ月といいますが、そういう期間の延期、実施につきましては十四年四月一日の実施時期に一年間の経過を見させていただいたということで、そうした中で、先ほど課長の方からも答弁をさせていただきましたが、経済情勢がこういう悪い中で何で実施かということですが、その辺につきましては、課長の方の答弁の中にもありましたが、各市におきましては、大分は平成七年にこの制度を取り入れています。それから臼杵につきましては平成二年、それから津久見につきましては平成十年、佐伯市平成八年、中津市平成六年、宇佐市平成十年、そういうことで各種の事業者につきましても、現下の経済状況のある中で御理解をいただいた中でこの事業を進めておりますので、別府市としてもぜひ取り組ませていただきたい、そういうふうに思っています。

○二十五番（江藤勝彦君） 私は承知の上で言っているのですから、それはもう結構です。藤ヶ谷清掃センターとすり合わせが済んでいるので

すかというのは、七日に清掃業者に――いいですか、所長から処理業者に対して、あなたたちが持ってくる不燃物は受け入れませんよと言われているのですが、そのすり合わせは済ませているのですかということを行っているわけですよ。受け取らない、と言っておるのですよ、藤ヶ谷は。いわゆる事業ごみ、産業廃棄物という認定をしたから、受け取りませんよ。業者は大変ですよ、混乱していますよ。どうなっておるのですか、それは。市の清掃車が持っていっただのは受け取って、業者が持っていっただのは受け取らないというようなアンバランスが出ておるのですよ。

○清掃課長（宮津健一君） 私がお答えをするのはちょっとどうかと思いますが、そういう事実がございましたら、私の方でまたセンターの方と協議をいたしたいと思います。

○二十五番（江藤勝彦君） それはそうですね、広域圏でやっておりますから。ただ、その業者の方は、大変行政の中の詳しい人で、早速、広域圏事務局長を連れて次の日八日に行って話し合いをしたそうです。だけれども、清掃事業課の方からそういう話は何も聞いてないという話ですよ。だから不燃物は、当然、産業廃棄物を受け取らないということになっているわけですから、藤ヶ谷は受け取らんというのが当たり前でしょう。だから事業ごみ、今行っているけれども、産業廃棄物と一般から出す一般事業ごみとはどういう区別するのかもきちっと精査して、そして受け入れ先の藤ヶ谷の方とも十分協議をしてください。もう業者も混乱している、商店も事業主もみんな混乱している。よろしくお願いします。

○五番（松川峰生君） それでは、通告の順に従って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは一番、二〇〇二年四月のペイオフ解禁に向けて。昨年の九月、十二月、三月で質問させていただきました。今回は締めくくりの質問ということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先般、新聞にも載っていましたが、石原都知事が、「指定金融機関だからといって都が銀行と一緒に沈むつもりはない」、二月八日の記者会見でこのように発言しています。「四月に導入する新たな銀行査定制度の意義を強調、全国の銀行経営者に衝撃を与える」という記事が載っています。いよいよ本市におきましても、あと四月一日まで二十日余りで、破綻した金融機関の預金払い戻しの凍結が解除されます。全国で約三千二百の自治体が、国内金融機関に預けている公金預金は約二十兆円でございます。単純平均でも、一自治体当たり約六十二億円になる計算です。一番小さな自治体は、東京都の青ヶ島村、人口二百人だそうです。これを踏まえて、これだけの多くの自治体、やっぱりこれだけの金額になるかな、別府市においてはまだまだこれは大きな、もっと大きな金額になると思います。複数の金融機関に分散しても、補償上限一千万円は余りにも少額で、対策に知恵を絞っているところでありますが、対策は限られているという印象

は否めません。預金先から担保を取るという意見もありますが、自治体だけを特別扱いするわけにもいかないし、一つの方法としては、金融機関ごとに預金に見合った額を借り入れる。万が一の際に預金を借入金と相殺できるようにしておく。これは、特定の金融機関に引き受けてもらう縁故地方債で資金を調達する自治体は多いと思いますが、証券を発行するのが一般的な方法ですが、これは金融機関と自治体の貸借契約書に基づくものだと思います。縁故債の額と預金残高の相殺が可能になると思います。預金が借り入れを上回る場合も、その差額を払い戻し、補償の範囲におさめれば、ペイオフも資産の目減りがないのではないかなと思うのですけれども、なかなかそのようにうまくいくようなことはないと思います。二つ目は、国債など安全性の高い債券、三つ目は、ここがやはり大きな問題になると思うのですが、預金先の金融機関の経営状態をチェックする機関として公金管理委員会などを設置し、常に経営状態を把握するなど対策が考えられますが、本市のペイオフに向けての金融機関の決定とその経過については、今どこまで進んでいるのか、どのようになっているのか、お答えいただければありがたいと思います。

○会計課長（松本宏恒君） お答えいたします。

平成十三年二月九日に第一回検討会を開催し、各種研修会にも参加し、また各市の状況も参考にしながら、地域経済の活性化と発展を考慮して、地場金融機関であります現在の指定金融機関と収納代理機関に預金をすることを決定いたしました。そして、平成十四年二月十九日、第十回目の検討会で運用基準等具体策を策定いたしました。具体策は、別府市資金管理並びに運用基準の制定と、別府市公金管理運用委員会の設置の二本柱となっております。

第一の別府市資金管理並びに運用基準の特徴は、第一点目として、自己資本比率を四段階に区分したことであります。第二点目として、別府市独自の経営状況報告書を年二回提出させ、短期サイクルで経営状況を分析することにしています。第三点目としまして、監督官庁の動向を見るため、監督官庁検査報告書を提出していただくようにしています。

第二の別府市公金管理運用委員会の特徴は、第一点目として、運用基準に従って合議をし、運用を決定します。第二点目としまして、会議の内容は重要なため秘密会とします。第三点目としまして、いわゆる風評があった場合、関係者を委員会に出席させ、情報収集をして公金を守ることにしています。委員会のメンバーにつきましては、委員長を収入役とし、委員は会計課長、企画財政部長、観光経済部長、財政課長、商工課長、農林水産課長、水道局長、水道局管理課長としています。

○五番（松川峰生君） 今の答弁の中で、自己資本比率を四段階に区分しているという答弁をいただきましたが、この四段階の説明をお願いします。

○会計課長（松本宏恒君） お答えいたします。

自己資本比率八%以上は、取り引き無制限ということになります。
六%から八%未満につきましては、新規預金を停止します。四%から六%未満につきましては、中途解約いたします。四%以下は、取り引きしません。

○五番（松川峰生君） 大変厳しい内容になっていると思います。このくらいやはりしなければ、なかなか公金の保護ということ、立場から考えればいけないのではないかと、そう思いますけれども、その中で金融機関と取り引きの状況にあります、全体的に現在、この九行取引先の自己資本比率はどの程度にあるのか。この四段階の範囲の中で、そうですね、皆すべて六%以上あるかどうか、お答えいただければありがたいと思います。

○会計課長（松本宏恒君） 現在十二年度の決算でございますが、九行のうち一行だけが八%以下になっています。

○五番（松川峰生君） 八%以下。でも、うちの本市の取り引きの中で中途解約とか、あるいは取り引きしないという状態までにはまだいってないということでしょうかーはい。

次に、この中にあります経営状況報告書、年に二回提出させ、半期サイクルという答弁がありましたけれども、これは、その取引先におきまして、すべての金融機関がこの半期サイクルで承諾していますか。それからもう一点は、毎月でもいい、出せるという金融機関はありますか。

○会計課長（松本宏恒君） お答えいたします。

毎月でも出るという金融機関は、一行あります。それと半期ごとに出来るということは、あと八行は出る予定になっています。○五番（松川峰生君） 今、本市の取引先の金融機関、内容を見ますと、私もディスクロージャー紙等を見せていただきました。今、たくさん厳しい銀行機関の中で、きのう、おとといですか、中部銀行が破産したという報道がなされています。これから大きな銀行もいつ何があるかわからないし、取引先の状況によっては一挙に変わると思うのです。例えば白杵信用金庫などは、破綻する前は自己資本比率、たしか八%弱ぐらいの状態にあったのですけれども、やはり持っている有価証券の目減りで一挙にひっくり返ったという状態もあります。この辺について多分しっかりとこの委員会でそれ等も踏まえて検討されて、こういう内容に持っていったと、そのように認識していますが、いいでしょうか。

○会計課長（松本宏恒君） 議員さん、おっしゃるとおりでございます。

○五番（松川峰生君） 次に、この具体策を査定するに当たって、金融機関とどのような協議を行ったのか、その内容についてお答えいただきたいと思います。

○会計課長（松本宏恒君） お答えいたします。

二回実施しています。別府市といたしましては、預金者も債権者で

あるという認識の上で、公金を守る保障制度を考案した次第であります。このことは、平成十四年一月二十一日に指定金と収納代理金融機関に提案しました。その際、これにかわる何か案があれば逆に提案をするように協議いたしました。結果は、別府市農協がＪＡバンクシステムで対応できる、との回答がありました。二回目は、運用基準の中に規定されています経営状況報告書の提出期限の問題がありましたので、平成十四年三月四日に協議いたしまして、その際、運用基準の内容を説明しました。

- 五番（松川峰生君） 課長、大変申しわけありません、最初の金融機関の決定の総意についての中で、一つ私は質問が漏れましたので、申しわけありません、さかのぼりますが、ようございましょうか。

その中で、会議の内容は重要であるため、たしか秘密会というお答えをいただきました。それともう一点は、三点目にいわゆる風評ということなのですが、ぜひこの秘密会、午前、隣の平野議員のときにもちょっと一部、中身は違うのですけれども、三月二日に新聞で、私が一般質問しようと思った答えがもうある程度載っていましたので、びっくりしまして、たしか私は課長の方にお電話したと思うのですが、これは新聞社の方にもお尋ねしたのですが、恐らくそれなりに資料を集めて、また補記してこれを載せた、そのように私は思っていますけれども、これからその秘密会という会は、ぜひこれは守っていただきたい、そう思っています。

それから、この風評につきましては、やはり流れでいろんなことがありますと、取りつけ騒ぎとか、いろんなことがあります。ぜひこのこと、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、その中で、今二番の中で課長の方が、ＪＡバンクシステムというお答えをいただきましたけれども、このＪＡバンクシステムについてどのようなものか、制度なのか、お答えいただければありがたいと思います。

- 会計課長（松本宏恒君） お答えいたします。

概要は、地方レベルのＪＡと、県レベルの信連と中央レベルの農林中金が一体となって運営し、ＪＡの経営状況に問題点を見つけた場合、信連と農林中金が早期に改善の指導をし、破綻を未然に防止するシステムとなっています。通称名で信用事業新法・ＪＡバンク法と呼ばれる法律を根拠としています。他の金融機関は、このような制度はありません。

- 五番（松川峰生君） このＪＡバンクシステムになりますと、本市が預けるすべての公金については全額保障ということで認識していいでしょうか。

- 会計課長（松本宏恒君） 認識して結構でございます。

- 五番（松川峰生君） 今お答えいただきましたＪＡ、ちなみにこの自己資本率が一〇・一一％、それから信連、ここの自己資本比率が一四・八二、それから農林中金、これは東京三菱銀行と同じぐらいで、自己

資本比率一一・〇六と大変高い自己資本比率です。内容も、ディスクロージャー紙も少し見せていただきましたけれども、大変いい経営状態であるのではないかな。そう言いながらも、ひとつ個人的に心配なのが、これだけいい条件を出されますと、本市の公金の一部に偏らないように、またあわせて、今取り引きある銀行等も考えながら取り引きのことを考えていかななくてはいけないと思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

（議長交代、副議長佐藤博章君議長席に着く）

○会計課長（松本宏恒君） お答えいたします。

今後も御存じのように、金融情勢は予断を許さない状況であります。ペイオフ解禁後の公金運用は、運用基準にのっとり各金融機関のバランスを考慮し、市民の皆様の公金を万全を期して守っていきたいと思っています。

○五番（松川峰生君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。公、つまり別府市が預ける、どこに預けるのかというのは、ある程度やはり地域経済にも僕は大きな影響を及ぼすと思うのですね。やっぱり別府市がたくさん集めるところは、それだけ調査して、とても内容がよくて信用しているからとなると、今度は預けている方もそれにある程度見習って、中には個人的にですけれども、どこにどれだけ預けるのかなという私的な質問もされたことがあります。その点についてもぜひこれから十分検討委員会などで一つ一つを把握しながら、しっかりと見つめてこのペイオフ対策について以後も取り組んでいかななくてはいい、そう思っています。

なお、この新しくできました委員会は、年間どの程度の会合を催すのか、あるいは時折々ですか、それとも定期的にやっていくのか。もしわかりであれば、教えていただきたいと思います。

○会計課長（松本宏恒君） お答えいたします。

ことし、今年度三月決算の数値が出るのが、大体ディスクロージャー紙が六月の末に第一回目の検討会をする予定でございます。決算月、中間決算とそれと期末決算時にはします。それと、風評などで流れた場合は、臨時に会を開きたいと思っています。

○五番（松川峰生君） それと、実際は三月三十一日に決算があると思うのですね。実際うちがその決算を見て、どれだけこういう形でこれだけのものを預けるというのは、現実には本年六月ごろからということではないでしょうか。

○会計課長（松本宏恒君） 六月の終わりか、七月の上旬になると思います。

○五番（松川峰生君） 今回、先ほど申し上げましたように、昨年九月、十二月、本年三月と、ペイオフについて質問させていただきました。今、松本課長の方から、金融機関にとっては大変厳しい条件ですけれども、本市にとって、それから預ける市民にとっては、これを聞いたら、すべてとは言いませんけれども、他市に比べて相当厳しい内容の

条件だと、私はそのように認識します。ぜひこれからも大事な税金、一つ一つを大事にして、こういうことがあってはならないのですけれども、たぶん金融機関、取引先が破綻するというようなことはないと思いますけれども、一層皆さんで検討しながら、この税金が有意義に使われるようにお願いしたいと思います。

なお、昨年九月から、特に収入役を初め松本課長には、いろいろと私も勉強させていただきました。本当にありがとうございました。おかげで多少ですが、ペイオフがどんなものか自分なりに勉強ができたことを逆にお礼申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、生活保護の現状について。私は、特にその中で住宅保護費の現状と今後の取り組みについて質問をさせていただきたいと思います。

議案質疑の中でも、るる先輩議員の質問の中でお答えいただきました。今、別府市営住宅、約二百ほど空き室があるのですけれども、その中の百ぐらいは、いろんなまだ荷物を置いているとか、申し込みがあっても人に貸せる状態ではない。残りの百については、入れるためのいろんな条件、市長初め執行部の皆さんで予算を上げていただいて、少しでも早く入っていただくという状態の中から、私が今ひとつ気がかりなのは、私も時々聞くのですが、健全なる納税者が大変厳しい競争率の中から今市営住宅に入居いたしております。

先般、住宅課は忙しい中、資料をちょっと出していただきました。ちなみに十三年五月の募集では、平均競争率七倍。今、二カ月に一回の募集ですから、七月では九・七、それから九月では十二・一、十三年十一月では十八・八、ことしの一月までいただいています、ここで約十六倍。確実に市営住宅の入居の競争率が上がっています。中でも特筆なのが、十三年九月の野口原、七十一倍。次に十一月の浜脇高層、五十一・五倍。十四年一月の緑ヶ丘、四十九倍、それから石田が三十二倍という大変高い競争率になっています。

今回、生活保護の中の住宅保護費というのは、医療費等含めて保護費の中でも大変高い位置。私が計算したら、額は別にして三番目の高い住宅保護費になっていると思います。この中で今どれだけの保護世帯があって保護人数、それから住宅の入居者数と滞納者数。十四年一月現在で結構です、教えてください。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま御質問ありました平成十四年一月現在で、保護者の実態を御報告させていただきます。

保護者は、保護世帯が二千百五十四世帯、保護人員が二千六百八十世帯。その中で市営住宅の入居者が百六十二世帯ございます。そしてそのうち、ただいま御指摘ありました滞納者、滞納世帯が三十九世帯、代理が五十一世帯、こういう形になっております。

○五番（松川峰生君） 先般、資料をいただきました。平成十二年度、十三年度、それから十四年度も滞納者数においては余り変わってないよ

うです。ただし、金額においては一後から聞きますけれども一減っているようですが、この金額の減った理由、それから代理受領という意味、この二点をお願いします。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

市営住宅の滞納というのは、生活保護の中で八つの扶助費があるわけですから、その一つで、現実的には公的な資金を投入いたしておりますので、滞納という現状が発生すること自体がおかしな状態でありますので、これは以前から御指摘をいただいております。これを何とか解消しないといけないということで、平成十二年十一月に、私どもの課と住宅の係の方で協議をいたしまして、何とか代理受領ができないかということで、保護者の方にいろいろお話を持っていきました。その中で同意がとれた方が、平成十二年十二月に十二件ございました。それからスタートしまして、平成十三年、翌年の六月ですが、六月というのが、一応決算後にしかこの数字はなかなか出てきませんので、六月で集計しますと、現実的に代理受領が三十七世帯にふえたということで、平成十二年六月の時点での滞納が五百六十万ございました。これが三百七十万に減ったということで、約百九十万の滞納が現実的に減っているという状況になっております。それと、平成十三年六月から平成十四年一月現在しか、これは数値がまだ出ておりませんので、対比しますと、滞納者は十三年の三十三世帯から三十九世帯にふえておりますけれども、これは現実的に市営住宅の入居者が百六十二世帯にふえたということで、これは昨年一年間現実的に高額家賃、その他の国からの指導がございまして、高額家賃の方もやはり転居の指導をなさいということで、私ども、その対策の一環として市営住宅に転居の指導をしたと。そして、あわせて抽選に当たって入居した方がふえましたので、百六十二世帯にふえたということで、現実的には三十九世帯ふえましたけれども、金額は、平成十三年六月が三百七十万であったものが三百三十万に減ったということで、徐々にその代理受納の成果があらわれているのではないかと考えていますので、今後もこれを継続していきたいと思っておりますけれども、なお、その継続している努力の中で長期で滞納している方が、約八世帯おられます。これについては、市営住宅も苦慮いたしておりますので、本来は市営住宅が対応すべきことでありますけれども、うちと協調しまして、私どもが戸別に、担当員がそのケースの自宅に行ってその事情を聞いて、分納で何とかならないかということで、その整理を現在やっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○五番（松川峰生君） 代理受領がふえるということは、やはりその分また滞納の金額も減ってくるということなのですが、今、お答えの中で長期滞納者八世帯とありますが、この八世帯の中でお答えできる部分で結構ですから、どのくらい一世帯当たり、一番大きい金額でどのくらいあるのかを教えていただければ。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えいたします。

現在、内訳としましては長期滞納者は八世帯でございますけれども、そのうち指導中で最高滞納者の滞納額は約三十五万ではなかったかと思えます。ただこれは、現在整理の話が住宅の方と私の方でできました。それと、御本人からも同意をいただいておりますので、分納という形でちょっと長期になりますけれども、整理をいたしておりますので、よろしくお願いします。

○五番（松川峰生君） それでは、今の答弁の中で聞きますと、大体次こういう質問があったときには、この滞納額が相当減るということでよろしいでしょうか。

○社会福祉課長（山川浩平君） 私ども、ただいま議員さんから御質問ございましたように、この滞納を整理するために住宅と年次計画で一生懸命今やっておりますので、特にまずやらなければいけないのは、長期の滞納者をどう整理するかということで、これはもうほとんど分納ということで話がついておりますので、逐次年度計画でこれは整理できるとしておりますので、よろしくお願いします。

○五番（松川峰生君） 心から山川課長を信じていますので、次回のときは間違いなくそのようにお願いしたいと思います。私のこの質問の一番の趣旨は、先ほど申し上げましたように、一生懸命税金を払って何とか住宅に入りたいという方が入れなくて、生活保護をもらいながら住宅費を払わないという、この差が、とても自分自身にとって歯がゆく思います。ぜひ皆さんが平等になるよう、なおのこと厳しく「取り立てる」という言葉はおかしいのですけれども、今、先に課長から、そういうことがないように徹底してやるというお言葉をいただきましたので、ぜひこの不公平がないように御努力いただきまして、この生活保護の中の住宅扶助費の質問を終わらせていただきます。

続きまして、三番と四番を入れかえさせていただきます。消防本部の囑託職員導入についてです。

まず先に、質問の前に、去年の十二月二十七日、私の実相寺であります横断道路で、ある……（発言する者あり）、はい、そうですね。すみません、私の住んでいる実相寺です。十二月二十七日、八時三十八分に火災が起きました。大変風等もありまして、心配いたしました。特にその某レストランの横に病院があって、民家も相当ひっついて 있습니다。実は以前、その隣の民家で大変な火災がありました。消防職員の方や消防団の皆さんの献身なる消火活動で延焼もなく無事鎮火いたしました。そして私、何人か私の知っている消防に勤めている方にも聞きましたけれども、「別府市の消防職員の方あるいは消防団の方たちの消化技術、あるいは能力はどうか」という質問をさせていただきました。「県下でも大変高いレベルにある」ということを聞きまして、とても市民としてうれしく思いました。どうか一層の精進をしていただきまして、火事を未然に防ぐということ、また改めてお願いしたいと思います。

それでは、質問の方に移らせていただきます。

さて、私も時々消防署の方に寄らせていただきます。まず入りますと、受付で職員の方が受付業務をいたしております。時には消防長が着ているような服の方と救急隊の方もおられます。レンジャーの方もおられますし、それから本部の方に行きますと、女性の方もおられました。今、平成十二年度、十三年度それから十四年度で退職する方と、それから同じく十二年度、十三年度、十四年度で入っている方の人数を教えてください。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

平成十二年度の退職者と、それから新採用者の件でございます。十二年度退職者が九名、それから採用者が四名。それから十三年度の退職予定者が五名、そして今年度の採用予定者が、今のところは五名というふうになっております。

○五番（松川峰生君） そうしますと、十四年の四月一日現在の消防署の全職員の人数と、それから本部と消防署の方、その人数はわかりますか。お願いします。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防職員の内訳でございますけれども、現在、消防職員が百四十三名、そのうち消防署が百二十名、残りが消防本部となっております。

○五番（松川峰生君） 確かに、職員の方が減っているように思われます。今回、十三年度に例えば五名退職されて、五名新しく入ってくるということで、ここのところは同じなのですが、消防の場合は本庁と違いまして、入ったら必ず半年ぐらいの研修があると思うのですね。その間は、その職員の人数は当然減ってくると思うのです。私は、特に消防署の場合は、普通の方が行って、例えば私たちが行ってお手伝いできるようなシステムではないと思うのですね。やっぱり訓練をして、やっぱり命にかかわることですから。特に受付業務のところなんかは、職員さんではなくても、僕は嘱託職員、あるいはパートでもできると思うのですね。それから本部の方も、当然嘱託職員やパートの方だったら、消防学校にやらなくてもいいと思うのですよ。その分だけ上におる、まだ私が知り得る限り、上でも、現場でもばりばりやれる方がおられます。そういう形を消防署の方に回したらどうかと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防署と消防本部の職員の関わりでございますけれども、現在、消防職員につきましては、消防署に採用されますと、必ず半年間消防学校に参ります。また、消防本部の内部につきましては、現在、市役所の方から出向という形で三名、私を含めて担当係長、担当補佐三名、さらに消防長で、全部で四名の職員が市の事務職から出向しております。そのほかの消防職員につきましては、すべて消防士で、消防学校を経験しながらやっているところでございます。

それで、消防署と消防本部でございますけれども、ただ消防署に入りまして、最初の年はやはりまず火災の現場に行く、救急業務につく、

そういった現場活動が主であります。そういったことを十分に知った上で、さらに今度は消防本部の事務を勉強する、そういうのが理想的ではなかろうかなと。そういう意味で互いに本部と署の交流は、これからは進めていかなければならないということを基本的に考えております。

○五番（松川峰生君） 今聞きますと、こちらの本庁の方からも課長を含めて何人かの方が消防署に来ているということなのですが、二階で今一名の女性の方がおられますが、彼女の仕事と待遇はどのような形になっていますか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

今、消防本部にいます女性職員は、臨時職員でございます。通常の市の本庁舎の臨時の職員と同じような条件で今入って仕事をしております。仕事の内容につきましては、現在消防本部の庶務課に一応籍を置いておりまして、庶務の仕事を全般的に、補佐等をやっていただいております。

○五番（松川峰生君） お聞きしますけれども、やはり特殊な仕事だと思うのですが、本部の方で嘱託職員や、それからパート、おかしいのですが、嘱託職員が、あのお仕事の中で嘱託職員では難しいという部分がありますか。それから、いや、このくらいまでは嘱託職員でもできるというところがもし、わかる範囲で結構ですから、教えていただければ。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防本部、消防署、ともに実際に消防の現場活動、いろんな専門的な知識が必要な部署が多うございます。そういった中で消防本部の中の特に今庶務課、それと、あと考えられるのは、予防課のいろんな届け出とか申請というような受付業務があります。そういった業務であれば専門的知識がなくても、ある程度のことで事務がやっていける。特に庶務課におきましては、通常事務が主でございますので、庶務課の事務が大体の大方の事務の取り扱いができるのではなかろうか、このように考えております。

○五番（松川峰生君） ぜひ嘱託職員やパートの方でできる部分がありましたら、そちらの方で使っていただきますと、また雇用の推進にもなるし、またその分消防署の方にあれば戦力が増すのではないかなと。職員の方はだんだん減ってきますけれども、私も一回一般質問を昨年させていただきましたけれども、留学生等もふえています。別府の人口プラス学生もふえるということは、消防署の職員さんは減っているけれども、別府のすべての人口はふえています。一層皆さんのお仕事現場で必要なときがあると思うのですね。火事が一カ所であればいいけれども、二カ所、三カ所になると、それだけたくさんの職員が要る、というのはおかしいのですけれども、そういう状態も可能性として考えなくてはいけない、そう思います。ぜひそういうところで嘱託職員でできる部分がありましたら、それもまた検討していただきたい

ということをお願い申し……（発言する者あり）、はい、お願いします。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えします。

嘱託職員の導入ということだろうかと思います。消防署におきましては、今日の消防行政は、大変今激しく変化しております。そういった中で専門知識を有するところが多々ございますけれども、いろんな問題点が多い消防行政でございます。そういった中で恐らく消防組織の見直し、また機構改革等もこれからは必要になってくると思います。そういった時点におきましては、嘱託職員、臨時職員、そういったことも含めて対応していかなければならないのではなかろうかなと、そういうふうな基本的な考え方を持っております。これからはそういった意味で、議員が指摘されました嘱託職員の導入といったものも含めて検討していきたいなと、このように考えております。

○消防長（宮崎眞行君） 五番議員さん、いろいろ御提言ありがとうございます。

昨年、行革の一環としまして、職員を削減いたしました。ただ、これは本部の職員を削減して、実際防災、火災等が起こりましたら、現場にまず飛んでいって消火作業なり防災作業をするのは、署の職員でございますので、署の職員は百二十名。これは市長の御理解のもと、市民の安全をつかさどるところから、削減はしておりません。来年も現状維持でそのまま行く予定をしております。

ただ、本部の職員については、私ども含めまして、それから臨時、嘱託と、そういうようにかわりができるようなところがありましたら、さらに検討していきたい、このように思っております。どうか御理解のほどをよろしくお願いします。

○五番（松川峰生君） ぜひよろしくお願いします。ひとつ私が安心したのは、井上市長になりまして、確実に、今聞きますと、十二年で四名、それから十三年で五名という新しい職員さんを採用しておりまして、大変ありがとうございます。ぜひこれからも皆さん、市民の生命・財産を守るために健康に気をつけて頑張っていただければありがたいということをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、完全週二日制の導入、別府市の取り組みについてです。

いよいよ四月から実施されます新学習要領には、多くの保護者が不安を抱えています。子供は、授業時間が少なくなるということで喜んでいて子供もおれば、六割ぐらいはたしか喜んでいて。保護者の方は、初めてのことから不安ということも聞いております。特に学習内容と教科の授業が三割減ると。中学の理科、数学の場合は、授業時間が年間で約百五十四時間になります。アメリカが、今二百九十五時間ということで、日本が約半分ですね。先般、遠山文部大臣が、「学びの勧め」と題してアピールを出しました。宿題や補修などを積極的に行うよう呼びかけたものであるというので、文部科学省の方もちょっとニュアンスが変わったのではないかな、そのように私は思ってい

ますけれども、その中で「少人数学級のクラスの勧め、指導要領は最低限度として補習を可能にするものである。機械的な指導を控え、学校現場の創意を促す支援に徹することが、行政の役割であると思う」という発言をなされていますけれども、本市におきましても、この週二日制の取り組みについて今どようになっているのか、その点について教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

四月から完全学校週五日制が実施されるわけですが、今、議員さんが御指摘のように、授業時間数が減りまして学力が低下するのではないかという不安があるというふうにお聞きしています。別府市ではということでございますが、初めに考え方でございます。小・中学校では、御指摘のように国語、社会それから算数、数学、理科など、学習する内容は、これまでよりも減ることになりますが、この減っていく中で、子供たちがゆとりを持って学ぶ意欲や、人とかかわる力を身につけさせたい、こんなふうを考えています。

次に、各学校の指導についてでございますが、教育委員会といたしましては、校長会などを通して、子供や保護者に不安を与えないように、確かな学力の向上と心の教育の充実を目指しまして、そのために学習指導に対する指導・助言をしっかりとまいりたいと考えています。

○五番（松川峰生君） 総合学習、その意味を。今までになかったことなのですが、その総合学習とは、今までと一番違うところを簡潔に、ごくわかりやすく説明していただければありがたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

「総合的な学習」の時間が新設されましたが、具体的にどのような授業が行われるのかということでお答えしたいと思います。「総合的な学習」の時間でございますが、各学校が創意工夫して、学校ごとに教える内容を決めて行う授業でございます。時間数としましては、小・中学校とも全授業時数の一割から二割というふうを考えています。小学校三、四年生では百五時間、中学校では、中学三年生では七十時間から百三十時間というふうになっています。この時間でございますが、地域や学校、それから子供たちの実態に応じまして、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うことができる時間というふうにとらえています。主な領域としましては、これは学習指導要領の中で示されている領域でございます。国際理解、情報、環境、福祉・健康という五つの領域がございまして、決してこれに限られるわけではございませんが、従来の、これまでの教科をまたがるような課題に関する学習を行うことができる時間というふうを考えて「総合的な学習」と。これまで各それぞれの教科で学習し得た、その中で得たそれぞれの知識を総合的に働かせることができるような、そういう時間ということでございます。ここでは一言で申しますと、知識を教え込む授業ではなく、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え

る力を育成する等、そんなふうを考えて授業が展開されます。

詳しく申しますと時間がかかりますので、その中でいろんな課題別にグループを編成したり、異年齢の子供たちが一緒に活動したりというようなさまざまな活動ができるようになっています。

○五番（松川峰生君） ありがとうございます。今、教育委員会の考え方を聞かせていただきました。

今回、次に、学校現場ではどのような取り組みをしているのか。総合的学習ですから、それぞれ各学校によって特色があると思うのですね。みんな機械的に市内の学校が全部一緒ではないと思うのです。その中でそれぞれ今、別府市内の小学校あるいは中学校の中でどのような形で取り組んでいこうとしているのか、また進めているのか、簡単に説明していただければありがたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

ある学校の実践例でございますが、木綿豆腐をつくるというような取り組み、また校区挙げまして地区の清掃に取り組む中学校等ございます。テーマ別で、先ほどちょっと申しましたか、地域にかかわるようなテーマをもとにやっている学校が小・中学校とも一番多く、その次は環境教育、次は福祉・健康、それから国際理解、情報というような順番でございます。

○五番（松川峰生君） 今、中にはコンピューターを取り込む学校もある、あるいはほかのそれぞれに適した、創意工夫しながら取り組んでいくということを知りました。たぶん先生方も子供も、初めてのことで大変戸惑っている部分もあるかと思います。ぜひこれからこの件につきましては、いろんなことをやってみなければわからない部分も出てくるかとは思いますが、しかしながら、先ほど私が申し上げましたように、保護者は「どうなるのだろうか」という心配と、子供も「どんなことをするのだろうか」という楽しみもまた持っているのではないかと思いますけれども、ぜひそういうことを現場で生かしながら、いい総合学習ができるようお願いしたいと思います。

次に、子供たちが、今一つのクラスの中で、それぞれわかる子供とわからない子供がいます。その中で、以前も一回提言させていただきましたが、習熟度別指導についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

習熟度別学習の指導につきましては、子供一人一人を大切に、個性を伸ばす教育には有効な学習形態の一つであるというふうに考えています。有効な学習形態でございますが、市内の学校では、この習熟度別指導の学習形態の事例が、今のところ余りたくさんございません。ただ習熟度別指導、この指導に当たっては、子供たちに劣等感とか差別感などを抱かせないように、十分な配慮が必要であると考えています。また、保護者の方にも事前に説明申し上げまして、理解と協力を得ることが必要だと考えています。また、子供たちもみずから選択できる

力、選ぶことができる力を育てていくことも大切だというふうに考えています。

教育委員会としましては、各学校ごとに子供の思いに配慮しながら、特に子供たちの願いでございます「できるようになりたい」、「わかりようになりたい」という、子供の願いが実現できるように精いっぱい指導・助言していきたいと考えています。

- 五番（松川峰生君） 習熟度別授業ですが、このようなことも書いています。「習熟度別学習は、必ずしも習熟度別学級を意味しない。少人数学級の中で、子供が自分の到達度に合わせた学習をすることである。まず少人数学級にすることが前提であるが、しかし、習熟度別学習は、理解の速い子供のためのものではなく、理解の遅い子供に反復学習の機会を与えるものである。小学校の分数や少数の計算は、繰り返し十分に練習すればだれでも理解できるようになる。最初に理解が遅い子供が、そのまま理解が遅いわけではない。子供によってはつまりく箇所が異なるだけのものでもない」という、個人的な差がありますけれども、こういうことを言われている方もおられます。ぜひ基本的にやはりわからない子供、落ちこぼれの子供をつくらない、それから今申し上げましたように、クラス別でやるのではなく、子供に合わせたような習熟度別の授業をまた検討していただければありがたいと思います。

最後の質問ですけれども、今度は通知表のつけ方が、相対評価から絶対評価に変わると思います。この違い。それから、絶対評価はどのようなものか説明していただければありがたいと思います。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

来年度の通知表がどう変わるのかという御質問でございますが、絶対評価と相対評価の御説明でございますが、例えば仮に百点満点のうち九十点取ったといたします。絶対評価であれば、九十点以上は「大変よい」。何人いても「大変よい」ということでございます。目標に対する到達状況でございます。それに対しまして相対評価と申しますと、百点満点のうち九十点以上を仮に取りましても、ある集団、例えば四十名いまして約二割、たくさんの方が例えば九十点以上取ってしまいますと、五点と申しますか、五段階の五点がつかない。二割以上の八番目に入っていないと、つかないというような状況がございます。

- 五番（松川峰生君） 簡単に言いますと、今までの通知表、僕たちもそうだったのですが、そのクラスで例えば中学ですと、五点から一点があります。このクラスですと、例えば五点、何%が五点で、何%が一点ということであったと思うのですね。今の説明を聞きますと、今度の絶対評価になりますと、そのクラス、極端なことを言いますと、全員が五点ということも可能性があるということに理解していいですか。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

全員が五点と申しますか、九十点以上ある目標に対する達成状況でございますので、そういうことも可能性があるというふうに考えてい

ます。

○五番（松川峰生君） 一番心配なのは、急に変わります。保護者の方が、通知表をもらったときに、あれは認識からいきますと、例えば「努力しよう」、「よい」、「普通」とかいう今までのことをたぶん私も含めて皆さん、そう思っていると思いますので、事前によく学校に指示し、保護者の方からいろんなことが出ないように事前に説明等をする必要があるのではないか、そう私は思います。その辺のところを教育長、総括して何かありました、お願いしたいと思います。

○教育長（山田俊秀君） 御提言ありがとうございます。一時、偏差値というのが非常に問題になりました。その偏差値というのが、実は正常分配曲線というのですかね、こういうようなカーブを描いて、五点は少しで一割ぐらい、それから一も一割ぐらい、それからあと二と四で、中の多いのが三というような偏差値というのが非常にはやったときがあるわけです。それでいって、それを標準偏差を出したりとかしながら相対評価をやっていくわけですが、その相対評価では、今、学校教育課長が言ったように、大変できる子供の集団、教科によってあるわけですが、そうすると点数でそれを分けてしまわなければならんのはおかしいではないかと。本来、本人の持っている力というのがあって。それで、今度は教える側が、このくらいまでできたらいいぞというのがありますね。そうすると、それを見ていくときには、なかなか今度は点数でつけにくいわけです。どうしても、文章で表現していくようになってくると思います。例えば美術の時間で、絵をかかせても余り上手ではないというのがあるのだけれども、例えば色使いが非常に、紫色を使うのがとてもうまいという子供さんが出てくるわけです。そうすると、評価としてはその先生のねらいが、何か図形を書かせるところだったら図形の評価は悪いけれども、しかし色彩は大変、特に紫色を使うのが上手ですよというような、そういう言葉が今度から入ってくるようになるわけですね。だから、どうしても「五」とか「四」とか数値であらわしにくいのが出てきますから、文章表現であらわすようになってきますので、これは当然、保護者の方には十分説明しておかないと理解ができないと思いますので、それはまた教育委員会、学校を通じまして周知徹底いたしたいと思います。

○五番（松川峰生君） ありがとうございます。ぜひ保護者の方が混乱にならないよう、よろしくお願いします。この項の質問は、終わらせていただきます。

最後になります。小学校に総合運動部を。運動嫌いの子供が楽しめる環境づくりについて。

スポーツを固定化しないで、夏は水泳、冬はサッカーあるいは陸上などを今回の中央審議会がそれを子供たちに勧めるということを言われています。この件について、別府市はどのように考えているのか。これは私自身も、こうだからこうということではなく、これを見たときに、こういうことをやれば子供たちの運動嫌いが少しでもとれるの

ではないかという趣旨で質問をさせていただきました。この件について、時間が余りありませんので、簡単に説明していただければありがたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

別府市の小学校の現状を見ますと、中学校のような部活動はございませんが、社会教育活動としてのスポーツ少年団活動や子供会活動としてのスポーツ活動が盛んに行われています。議員さん御指摘の運動嫌いの子供たちも楽しめる運動部活動につきまして、運動部につきましては、資料などを取り寄せまして、今後研究・検討させていただきたいと考えています。

○五番（松川峰生君） ぜひ前向きに、また学校の先生や、また子供たちと相談しながら、子供たちがどんなスポーツでも取り組めて、健康で楽しい学校生活が送れるよう、一層学校の方にも教育委員会の方から指導していただければありがたいと思います。今回、教育委員会、るたくさんの問題があって、大変頭も痛いことだと思いますけれども、四月からいよいよ始まりますこの学校週五日制、混乱なく指導できるよう、よろしくお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時五十五分 休憩

午後三時 十七分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○十六番（富田公人君） きょうは、松尾選管事務局長それから三浦助役も相当目の色を変えて構えておるようでありますが、（笑声）ちょっと順番を変えて、二番の教育行政そして三番の土木行政、時間に余裕があれば一番に戻っていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず教育行政についてであります、「社会教育」に対する基本的な位置づけと具体的な対応施策についてということで提起をいたしております。

学校週五日制が、いよいよ本年四月一日から実施をされますけれども、年々青少年犯罪が増加の一途をたどっている現状から、学校教育の対応はもとより、社会教育の対応が極めて重要な位置づけになることになるのではないか、このように思っておる一人でございますが、次の点についてお尋ねをしたいと思います。

その第一点は、平成十三年における少年非行の県下の現状と別府市内の概況について明らかにしていただきたい。同時に、少年非行防止への具体的な対応経緯と今後の対応策について明らかにしていただきたいと思います。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

平成十三年一月から十二月までの県警の資料によりますと、大分県下の少年非行の概況が載っておりますが、その内容について御説明

申し上げます。

少年の検挙補導数は千四百六十九人で、前年度に比べ七十人ほど減少いたしております。また、不良行為少年補導数は一万八百一人であり、前年に比べ三百八十八人増加しております。その中で特に深夜徘徊は、五百八十九人増加いたしております。特徴的傾向といたしましては、低年齢化、万引きや自動車等の増加、覚せい剤乱用の増加、喫煙や深夜徘徊など不良行為少年の増加が挙げられます。なお、シンナー乱用は減少している傾向でございます。

また、別府市内におきましても、万引きや自転車等の増加や低年齢化が見られますが、また飲酒、喫煙や深夜徘徊等の増加も特徴の一つでございます。シンナーや覚せい剤の乱用については、市内の小・中・高校生では報告されておられません。

○十六番（富田公人君） 今後の具体的な対応施策もお聞きしておったのですが……

○生涯学習課長（弥田弘幸君） 失礼いたしました。対応について御説明申し上げます。

非行の防止には、学校を初めセンター補導員や関係諸機関の協力を得て対応しております。青少年センターでは、小・中学生の指導が中心であり、有職・無職少年についての指導は、別府警察署にお願いしております。お互いの情報交換は常時行っており、非行が小・中学生に拡大することには、特に配慮いたしております。また、青少年の集まりやすい盛り場やたまり場を中心にセンター補導員や小・中・高等学校が、協力して非行防止に努めているところでございます。特に憂慮すべき内容につきましては、警察署へ連絡し、巡視をお願いしている状況でございます。

今後の非行防止対策でございますが、第一に、非行や問題行動を未然に防止するため、学校での指導の徹底や補導活動の充実による早期発見を行い、拡大防止を図っていききたいと思います。

第二に、家庭や地域の協力による未然防止が必要だと考えております。例えば地域活動の中では、青少年が体験を通じて自己の役割や連帯感、社会の決まりなど身につけられると考えております。特に深夜徘徊、外泊等は、家庭の教育力に起因するところであり、青少年センターでは、家庭の教育力向上を図るため相談活動や、センター通信などによる啓発活動をさらに充実していきたいと考えているところであります。

○十六番（富田公人君） 昨今、憂慮されております青少年の問題行動の背景には、今答弁にもありましたが、家庭における教育のあり方が密接に関係していると言われております。そのために家庭の教育機能を高めていくということが極めて重要な課題となっておりますし、家庭教育に関する学習機会の充実強化が求められていることが、今後の社会教育行政が担うべき重要な役割だ、このように理解をしております。

今、青少年の事件の概要について御答弁がありましたが、ちなみに

別府市の関係につきまして、今後、社会教育と表裏一体のものとしてとらえていかなければならないという立場から、別府署管内の少年非行概要などについて、私なりに調べてみましたので、申し上げながら、今後こういう実態が少しでも減少するような方向に持っていくようにすることが大事ではないかと。

その概要についてですが、平成十三年の非行少年は別府市内では二百八人で、前年と比較をして九人、わずかに減少しております。また、集団による暴行・傷害などの粗暴事件は減少いたしましたけれども、窃盗や横領事件などが増加をしている。虞犯・不良行為少年は千三百八十四人で、昨年と比較して七十五人と増加をしております。特徴的なことは、少年非行の主流は窃盗事件で、検挙された非行少年が百三十三人と、刑法犯全体の六七・二%を占めておることです。その大半が、万引きや自転車・オートバイなどの盗みであります。もう一つの特徴は、非行の中心は、中学校、高校生がかなりウエイトを占めておること。刑法犯非行少年を学識別に見ますと、小学生が十四人、中学生が六十人、高校生が五十六人、職にありついている有職の人は二十五人、無職三十七人となっております。非行の中心は中学校、高校生で、全体の六〇・四%を占めているという状況です。非行少年のもう一つの特徴は、生涯学習課長が、県の段階で指摘しましたように、低年齢化の定着ということであります。刑法犯非行少年を年齢別に見ますと、十三歳以下が三十人、ほとんどがこれは万引きということになっているそうです。十四歳が二十二人、十五歳が五十一人、十六歳が五十八人、十七歳が十七人、十八歳が八人、十九歳が十二人となっております。十五歳、十六歳で全体の五五・一%を占め、前年同様に低年齢化を如実に示しておることが明らかにされております。

さらに主な事件の内容は、すでに教育委員会で把握はされておると思いますが、主な事件としましては、一つは、中学生によるオートバイの盗み・飲酒・無免許・当て逃げ事件。これは中学生二名がバイクを盗みまして、友達と飲酒をして、無免許運転中事故を起こして逃走。酒を販売したコンビニにも、未成年者らしき飲酒禁止法違反で検挙されたこと。二つ目は、中学生や無職の少年ら八名による自販機荒らしの事件であります。もう一つは、中学生による建造物放火未遂等器物損壊事件。これは中学生五名が、市内の中学校のカーテン五枚に灯油をかけて放火した、ほかガラス十五枚を金属バットで割ってしまったという事件ですね。別府市内でもかなり青少年のこうした事件が次々と起きていく現状、これは今からどういうふうにして減少の対応策を講じるのかということが課題になると思います。生涯学習課長が指摘された内容、いろんな方策があると思いますが、そういう内容を中心にして、今後強力に推し進めていく必要があるのではないかと。こういう状況をしっかりと受けとめながら、別府市の教育全般にわたる、しかもこういう犯罪をなくするためにどういう方向で対処していくか

という、このことが今、緊急に課せられた大きな課題ではないかというふうに思っております。

そこで二つ目の質問ですが、少年非行防止などとかかわり合いの深い社会教育の基本的な位置づけとこの具体的な対応施策について明らかにしていただきたい。

三つ目は、社会教育行政の企画・実践に重要な役割を果たしております社会教育主事について、県下十一市の配置状況と今後の対応策について明らかにしていただきたいと思います。

もう一点。家庭教育の向上とかかわりのあります第三日曜日、家庭の日の具体的な対応施策について。どのように取り組み、今後どのように対応していくのか、明らかにしていただきたいと思います。

○生涯学習課参事（穴見公司君） お答えいたします。

社会教育主事の県下の配置状況と、それから今後の対応について申し上げます。

大分県教育委員会が、平成十二年度の分としてまとめた資料によりますと、各市町村の資格を有する正規職員数についてであります、大分市が二十七名です。それから日田市が六名、臼杵市が四名、津久見市が二名、竹田市が同じく二名で、別府市及び残りの六市は一名の配置状況というふうになっております。

それで、今後の対応についてであります、市町村における社会教育主事は、住民の自発的な学習を助成しまして、その地域における社会教育活動を推進するための実質的な世話役であります。したがって、公民館などの社会教育施設には、専門的技術を有する社会教育主事の配置が望ましいというふうに考えております。現状では、社会教育主事は生涯学習課に一名配置されている状況であり、今後さらに、諸般の情勢がありますが、社会教育の充実を図る上から、増員に向けて努力してまいりたいと思います。（「家庭の日の……」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

家庭の日の取り組みについて、ちょっと御説明を申し上げます。

現在、市報による啓発としましては、昨年度までは年に一回、コラム形式で掲載をさせていただいております。十三年度におきましては、四月より毎月掲載をいたしております。また、毎月第三日曜日には、午前中に広報車により市内巡回をいたしております。特に境川校区におきましては、校区青少年育成協議会の活動として単独で巡回広報活動を実施していただいております。また、市内小・中学校一年生に対しましては、入学直後に家庭の日の啓発シールと、家庭の日の趣旨を書いたチラシを過去三年間配布をいたしております。その他、地区公民館館報や青少年センター通信、第三日曜日前に市役所庁舎内放送による広報活動を中心に実施をまいっております。また、つい先日出ました十四年度行政カレンダーには、第三日曜日に「家庭の日」を今回から表示をさせていただいております。

今後の実効あるといいますが、今後の取り組みでございますが、今後も市民へのPRを当然徹底させるために、広報車による啓発活動も実施していきたい。なお、そのほかに各事業所にもこの第三日曜日の家庭の日のPRをやしていきたい。また、CTVの方に「別府だより」というのがございますが、ここでは現在取り上げたことがございません。この「別府だより」の番組にも取り上げていただく計画をしております。また、チラシを街頭で配布というようなこともやってみたい、このようにいろいろ考えておるところでございます。

○十六番（富田公人君） 平成十四年度の当初予算に占める教育費関係の割合を見てみますと、県は千三百七十億八百二十五万八千円で、前年対比の伸び率はマイナス二・六％になっております。これに対しまして、別府市は四十四億三千六十九万四千円で、前年対比の伸び率は一〇・八％と約五億二千万増額をされております。さらに別府市の場合、教育費全体予算に対する社会教育費は五億百七十五万九千円で、前年対比の伸び率は〇・五一％で約八千万円の増額となっております。したがって、平成十四年度当初予算に示す十一款教育費関係については、各項・目・節ごとにはまだまだ検討課題を残す部分もありますけれども、全体的には教育の重要性が配慮された予算措置ではないかな、このように思っております。そのことを前提としながら、現在、重要な社会問題の一つとして注目をされております、きょうも質問いたしました五番松川議員さんが指摘をされましたけれども、学校週五日制の問題などにつきましては、首藤先輩議員を初めとして過去多くの議員から貴重な意見や提言がなされてきました。私も議会録を読んで、随分と貴重な御意見を見せていただきましたけれども、問題は、完全五日制が実施されたことによって青少年の犯罪が増加する要因にはならないということです。それだけに学校と家庭と地域社会が、真に一体となった社会教育全般の積極的な対応をいかに進めるかという、ここにかかっているといっても過言ではないのではないのでしょうか。

時間の関係もございますから、今議会では意見を含めて次のことを提起いたしまして、後ほど教育長や市長の御見解などをお聞かせ願いたい、このように思います。

その一つは、昨年の第百五十一回国会で、教育改革関連法案として審議が進められました社会教育法の一部を改正する法律、これが成立をいたしまして、七月十一日に施行された経緯がありますけれども、社会教育法単独の改正としては昭和三十四年以来で、四十二年ぶりの改正となっております。その改正の中心は、家庭や地域の教育力低下の指摘に対しまして、社会教育行政において家庭や地域の教育力を向上させるための体制整備を図ることを目的といたしております。その体制整備の一環である社会教育主事の資格要件の緩和措置によりまして、同主事の配備体制の確立を緊急に図るべきであることを第一点として申し上げておきたいと思っております。

先ほど参事からも説明がございましたが、社会教育主事の重要な任

務と役割については答弁されたとおりであります。同主事の配置数を見た場合、お世辞ではないのですけれども、井上市長の熱心な教育行政に逆に疑問を抱かせる要因になりかねない実態になっております。御答弁でも明らかなように、別府市より人口の少ない、しかも予算も少ない中で、日田市の六名の同主事の配置を初め、臼杵市の四名、それから津久見市、竹田市の各二名、さらには答弁の対象として求めておりませんでした。もっと人口の少ない庄内町の四名配置を初め、湯布院町、天瀬町の各三名、それから院内町、安心院町、国東町、安岐町、挾間町、大山町の各六町が、それぞれ二名を配置している現状なのです。申し上げたいのは、町村の社会教育主事の配置に関する経過規定二の三に、「人口一万未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができる」と、こううたっておるのですが、今申しあげました各町の実態を紹介しますと、庄内町は人口九千九百三十七名です。そして天瀬町が七千四十三名、院内町が五千三百四十九名、そして安心院町が八千七百二十一名、大山町は四千九十九名。今申しあげました一万名以下の人口では、「置かないこともできる」と、こうなっておるのですが、このことからしますと、それぞれの市あるいは町で予算上の問題があるにしても、二十一世紀の社会教育行政を進める上で社会教育主事の配置がいかに重要であるか、このことを示しているものと推察することができると思うのです。

別府市は、先ほど説明がありましたが、社会教育主事はわずか一名の配置であります。その貴重な一名は、県からの出向だと聞いておりますが、もし人事異動などで別府市から転出されるような事態が発生した場合には、この別府市の社会教育行政の具体的な施策に極めて大きな支障・影響を及ぼすことは必至であります。

そこで、今、各市あるいは町の状況を申し上げてまいりましたが、このことなどを総体的に受けとめて、緊急な対応施策として社会教育主事の有資格者の正規職員配置として、教育委員会事務局を初め中央公民館など各社会教育施設に各一名、全体でも最低当面八名は必要ではないか、このように判断をしております。幸いにいたしまして、先ほど申しあげました昨年の第百五十一回国会におきます社会教育法の一部を改正する法律の中の改正事項の一つとして、従来は教育に関する職の経験のみに限られていました社会教育主事となるための実務経験の範囲というものを、「社会教育に関係のある事業における業務」に拡大されたことであります。例えばボーイスカウトやガールスカウトのリーダーの経験のある人、社会教育施設のボランティア活動の経験がある人、さらには自然体験活動推進協議会が認定する自然体験活動リーダーとしての経験のある人、また青年海外協力隊のメンバーとして海外における援助の第一線で活躍した経験のある人など、さまざまな社会教育事業において活動する民間の人材、社会教育の現状に精通している人材を社会教育主事に積極的に登用できるようになったということであります。社会教育主事の守備範囲というものは、教育長

初め市長あるいは行政当局で、前におられる方々を初めとして第一線で活躍されている方々は十分理解されておると思いますが、社会教育主事の守備範囲というものは極めて広く、また重要な職務であるだけに、同主事の同配置を緊急に検討いたしまして、中央公民館を初めといたしまして各地域の公民館などの社会教育施設に配置できれば、生涯学習課が一生懸命訴えております、そして青少年の事件を少しでも少なくして健全な家庭教育などを推し進めるという立場からいたしますと、教育長や市長が、もろもろの段階で先頭を切ってこのような社会教育主事に匹敵する行為というものは、何ぼ力んでも一人では到底できないことであります。

今、別府市の社会教育主事は一人でありますけれども、かなり無理をして広範囲にわたって活躍をされておるようにはありますが、申し上げました社会教育施設にそれぞれ社会教育主事を配置できますと、学校と家庭と地域の連携がより充実・強化をされまして、社会教育全般にわたる健全な前進を確立することができるものと確信しておる一人でございます。このことにつきまして、市長、教育長の御見解をお示し願えれば幸いです。

二つ目に、家庭の教育力の向上に関する社会教育行政の体制整備の一環としまして、毎月の第三日曜日を家庭の日として設定をし、御説明によりますと、広報車一台で、しかも午前中に市内を巡回しているということを、事前の御説明の中で聞いております。非常に歓迎すべき取り組みだというふうに評価したいと思っております。しかしながら、毎月一回の家庭の日啓発に対しまして、わずか一台の広報車による市内巡回活動、しかも午前中だけの巡回広報活動としては、極めて小範囲の地域に限られてしまうのではないかと、このように危惧せざるを得ません。せっかく家庭の日の意義と目的を啓発するために広報巡回活動を実施するのなら、市の広報車は何台あるか聞いておりませんが、広報車すべてを対象にして実施するなど検討を加えられる必要があるのではないかと。午前中に、月に第三日曜一回きりですね。そういうことからいたしますと、今申し上げましたように、広報車全部を動員して、例えば午前中だけの広報活動であっても、全市的なローテーションを確立すれば、全市民に家庭の日の意義について理解が広まっていくのではないかとこのように思っております。健全な明るい家庭環境を確立するためにも、ぜひ積極的な対応を進めていただきたい。チラシも配るといふことにしておるようです。最近の街頭でのチラシなどで私も経験がありますが、なかなか受け取ってくれる人が少ない。ましてや真剣に読もうとしない。したがって、広報車でゆっくりやっぱり訴えていくということが、非常に効力があるのではないかと、このように思っております。

以上、二点に絞りましたが、お答え願えれば幸いです。

○副議長（佐藤博章君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

一点目の、社教主事の配置は当面八名必要ではないかという御提言をいただきました。八名になるかどうかというのは、私ちょっと今ここで確約できませんが、今十六番議員さんの御指摘のように、私も今度の人事でできるだけ地区公民館等に社教主事を配置したいなというふうに思っております。今まで社教主事の資格というのが、熊本大学とか九大とか行って、なかなか厳しいあれ、時間的なあれがありましたから、すでに持っていて退職された方もおられるわけです、まだ退職して一、二年ぐらいの方が。こういう方をちょっと掘り起こしていきながら、できるだけそういう方に公民館等に勤務していただくように、私の方は努力してまいりたいと思っております。

それから、もう一つの家庭、地域の教育力の向上ということですが、昨年、警察の生活安全課の課長さんと話をしまして、かつて別府市が、今から十四、五年前、ものすごく荒れたときがありますが、そのときに各それぞれの地域を青少年の健全育成のパイロット地区というのに指定しまして、地域の人を全部盛り上げてそういうようないろんな行事をしたことがあるのですが、それをまたやったらどうかということ、生活安全課の課長さんと去年話し合いをしました。課長も、「それはいいな。それならそのときは教育委員会と一緒に何かやるから、ぜひ協力してくれるか」という話で、「それは私どもの方が願います」ということで、その話はしております。ただ、いかんせん、今度の人事異動でその課長が県警本部に戻りましたので、ちょっとそこらあたり、もう一回初めから話を詰めなければなりませんけれども、そういう話もいたしております。

それから、大きく二つ目の家庭教育力の向上の中で、広報車すべてを駆り出すことはできないかということがありましたが、これはちょっと検討させていただきたいと思います。運転手の数だとかいろいろありますので、そこらあたりがどうなるかということ、また生涯学習課を中心に相談させていただきたいと思います。

十六番議員さんの御指摘はおっしゃるとおりだと思っております。私どもも何とかしなければならぬというふうに思っておりますが、ただ、十三年度に幼稚園の先生方に、先般、「先生、あなた方から見た、今五歳児の幼稚園の子供たちはどういうふうにありますか」ということを聞いたのです、この一年間預かっていて。そのときに幼稚園の先生方が、最近の五歳児の様子ということで六点挙げてくれました。これもまた何とかしなければならぬのですが、子供たちの特徴として、一つ目に、臆せずに自分を表現できるという特徴があると。二番目が、自己中心的で非常にわがままだと、それから三番目が、自己抑制ができない、四番目が、人とうまくかかわれない、五番目が体力の低下、六番目が、具体的な体験が非常に乏しい、ということが出てきました。これはちょっと、内容によっては私ども、相当これからまた幼稚園の先生方と協議しながら十分取り組んでいかなければならぬ

問題もあろうかと思っておりますので、そういうところも含めまして、先ほど十六番議員さんがおっしゃったように、家庭の教育力を高めるためにどうするかということについては、私どもも全力を挙げて取り組まなければならないというふうに思っております。また、きょうの御提言、大変ありがとうございました。

○市長（井上信幸君） 先ほどの御指摘の点ですが、まさにそのとおりだと思います。社教法の改正によって社会教育主事の資格の拡大化ができたということで、割合これから広がっていくのではないかと。先ほど来お聞きしまして、社会教育主事が一人だということはちょっと寂しいなという気がしております。また、社会教育が現在非常に拡大しておりますし、これに順応すべくやはり対応を教育委員会の方でやっぱりやってもらわなければいけないと。これは教育委員会の範疇でございますから、教育長を中心として今後一つの課題として取り上げていただきたい、このように思います。

また家庭の日でございますが、これはもう本当に私としても何とか徹底すべきではないかな。なぜならば、あらゆるスポーツ団体からあらゆる行政の面からしても、第三日曜を家庭の日と定めながら、みずから破っている。これは大いに反省をしなければならない。行政といったしましても、この点につきまして、先般、部課長会でも徹底するようにということを申し渡しておりますし、またごらんいただくとわかりますが、市報にも「第三日曜日家庭の日」として一番表紙に書いてあるわけでございます。

また広報車の問題でございますが、この広報車もできる限りこれはやっぱり徹底すべく、市民に聴覚の面から。一番効くのはやっぱり視聴覚で、視聴覚教育でございますから、やっぱり見る、聞く、この方からひとつ訴えていただいて市民にも徹底してほしい。また、国もですが、我々市長会においても、何とかこれを徹底するべき必要はないかということも言われておりますので、今後、家庭を守り、そういう青少年の非行防止、あるいは特に少年のいろんな家庭での対策も必要だと思いますので、今後これをひとつ大いに目的を持って行動させていただきたい、このように思います。

○十六番（富田公人君） もう少し教育長に実態を深刻に受けとめていただくために突っ込んだ事例を出しますが、大山町の四千九十九名という人口に対して社会教育主事二名配置しているということを申し上げましたね。ちなみに面積なのですけれども、これは別府市は百二十五・二九キロ平米に対しまして、大山町は四十五・七二キロ平米なのです。非常に面積からすれば、数でわかりますように狭いのですけれども、そこに二名配置しているのですね、やっぱり。同様に挾間町も五十一・一〇ですよ、面積が。それから安岐町は九十・七五キロ平米。このように面積が広いから何人にしなければならんとか、そういうことにこういう町はこだわってなくて、その必要性から予算措置をして社会教育主事を配置しておるのです。大分市は、言われましたよう

に二十七名でしたか。比較して別府市は一名ですよ。大分市は約四十四万、別府市は約十二万五千。この差と、二十七名と一名。これはだれが聞いても別府市の教育行政をどのように考えていらっしゃるのだろうかと問われても、返す言葉はないのではないのでしょうか。社会教育主事の本当の任務と役割などを考えてみた場合に、一人で市全体のいろんな企画立案をしてやっていくよりも、それぞれの地域に一名ずつ配置して、それぞれの地域で直接地域の住民あるいは学校と連携をとりながら、社会教育主事の任務を果たしていつている状況を想定してみてください。そして月に一回あるいは二カ月に一回、そういう社会教育主事が全部集まって――一堂に――今、我々の地域ではこういう課題がある、今、我々の地域にはこういう問題点が発生している。こういう問題点について全員で考えて全員で持ち帰る。そういうことで今後の社会教育全般の前進を図るべきだというふうに考えているわけなのです。

計画として字に書くことは、こう言うては失礼ですが、いとも簡単でしょう。しかし問題は、それに実行が伴うかどうかなのです。だから、極端な数字の違いがあるということを厳しく受けとめていただきまして、気持ちとしては、議会が済んだ翌日から緊急に配置ができるぐらいな、これは極端な言い方かもしれませんが、そのぐらいの気持ちでぜひ対応していただきたい、このようなことを強く要請をいたしまして、次に土木行政について入ってまいりたい、このように思います。

温泉資源の保全促進などのために道路や公営駐車場など――この「など」というのは、公園も含まれておるという意味ですが――などの透水性及び排水性舗装化施策の積極的な推進について、お伺いをし、てまいりたいと思います。

一つは、別府市における国道、県道、市道などの舗装化率について、また排水性及び透水性舗装別の整備経緯について明らかにしていただきたいと思います。

二つ目は、アスファルト舗装と排水性舗装及び透水性舗装の一平米当たりの諸経費の差について明らかにしていただきたい。

三番目に、温泉資源の保全促進などのために、今後の市道、歩道、公営駐車場及び公園などの透水性及び排水性舗装化施策について明らかにしていただきたいと思います。

○土木課長（小野哲男君） お答えをいたします。

別府市の平成十三年度四月一日現在の舗装状況でございますが、全体で約七八％ありまして、市内では一〇〇％整備されております。

路面舗装につきましては、排水性舗装につきましては二通りの方法がございまして、まず一点目は、排水性舗装は道路の車道部分に降った雨、雨水を舗装部で浸透させ、両側の即効に排水させる方式でございまして、もう一点の透水性舗装は、道路上に降った雨を直接地下に浸透させる方法となっております。

別府市では、排水性舗装といたしまして、旧坊主別府線の整備を行っております。透水性舗装につきましては、不老泉田町線や青山通りの歩道整備を行っております。次期計画といたしましては、別府駅前原線、これは通称青山通りでございますが、松波町下八坂線の歩道整備にも採用してまいりたいと考えております。また、県事業といたしましては、国道五百号や別府庄内線などに排水性舗装を採用していると聞いております。国土交通省の国道十号線でございますが、東別府付近から上人ヶ浜町付近までと、古市町付近までの一部を排水性舗装で行っていると聞いております。また透水性舗装につきましては、現在、キャブ工事に付随した歩道整備、これは電線地中化でございますが、これに採用していると同っております。

また単価面につきましては、耐水性舗装は、通常のアスファルト舗装に比べまして、約二倍の工事費を要するわけでございます。平米当たりいたしますと、約一万円かかると思っております。透水性舗装につきましては、特に歩道に採用する関係で透水性ブロックを使用することになっておりまして、約三倍の工事費が必要になっております。

以上のように整備を進めておるわけですが、次期整備事業につきましては、極力水の保全対策として排水性や透水性舗装を考えていきたいと考えております。また、国・県におきましても、極力積極的に応募をしてまいりたいと思っております。

- 市長（井上信幸君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、温泉資源の保全促進という立場に立ちますと、学者の間では、大体水資源の温泉資源の確保には、標高六十メートル以上だと。だから六十メートル以上の方にはやっぱり透水性、浸透性というものを図らなければいけない、このように私も承っております。したがって、別府の場合は、六十メートル上という、大体鶴見、その何と申しますか、南立石小学校から大体上の方というふうになるかと思いますが、今この辺に特に浸透性、透水性を採用するようにということと同時に植林を活発的にやらせていただいております。それによって水源涵養、温泉涵養になるということになるかと思えます。大体私が聞いているのは、降った雨が、一年で大体十メートル浸透していくというふうなことでございますから、温泉資源を大切にするためには、地下三百、四百メートルになるとやっぱり三十年、四十年。仮にきょう降った雨が四十年先に四百メートルぐらいに浸透していくということから、このように水涵養策を大いに図らなければいけない。でないと、温泉水位が随分下がっておりますから、この水位をもっと確保するためにも植林・植樹しなければならない、このように思っております。どうぞその点もひとつ御理解をいただきたいと思えます。

- 十六番（富田公人君） 過去の平成十一年三月議会で、別府市における温泉資源の現状と長期展望に立った同資源の具体的な保護施策について、かなり詳しく指摘をした経緯がございます。議会録を読みながら、御答弁も含めて随分と参考になるやりとりをした経緯がありますが、

本日は、特に道路舗装による雨水の浸透量の現状に対する具体的な施策のみに絞りまして意見を申し述べていきたい、このように思うのです。

今、市長から貴重な指摘がなされました。確かにその指摘は当たっておると思うし、今後具体的に、積極的に推し進めていかなければならない施策だというふうに理解しております。

別府市の地下水の水位が、この三十年間に低下傾向にあることが、京都大学大学院理学研究科附属地熱熱学研究施設の調べでわかりまして、別府市で開かれました県温泉調査研究会で由佐教授が発表したと、このような記事が、昨年八月二十一日の毎日新聞に掲載をされております。ピーコンのグローバルタワーの北側にあります同研究施設内で、深さ約四十メートルの浅井戸の水位と雨量を計測しているということで、このような内容のものが明らかにされたのですが、一九七〇年から年平均値を比較した場合に、降水量の変化が地下水位にどのように反映されるかを分析した結果、水位は、七二年に地表から約二十六メートルだった年平均値が、九七年には約三十四メートルに全体として低下している、こういうことが判明されております。その水位の低下理由について次のように指摘をしております。一つは、道路の舗装面積の増大など、都市化に伴い雨水の浸透量が減少、二つ目に、より深部での温泉水圧が低下したため、下方へ移動する量がふえたと考えられる、このように指摘をしております。別府温泉は雨水が起源であり、このために雨水の浸透によってできる地下水の変動記録は、将来の温泉資源評価の基礎資料として重要である、このように指摘もしております。さらに由佐教授は、川を覆うコンクリートの三面張りをやめるなど、雨水の浸透を高め続けていけば地下水の保全になり、ひいては温泉水の保全につながるとも指摘しております。

したがって、先ほど土木課長からも御答弁がありましたが、今後の道路舗装などの対応につきましては、十分言われた内容について理解はできるわけですが、そうした関係する事業の積極的な推進を強くこの際要請をしておきたい、このように思います。言われたように、排水性や透水性にすれば、一平米当たり排水性の場合には二倍の諸経費がかかる、透水性の場合には三倍の経費がかかる、こういうことも指摘をされました。しかし、中・長期の展望のもとに、できれば透水性。透水性をすると、具体的な事例であります、別府公園、ここには透水性を敷いている園路があります。水がたまらない。歩くのに非常に都合がよろしい。そして、お年寄りの方々も滑ることは考えられない。こういうことで観光客にも歓迎をされております。しかしながら、別府公園の一例をとりますと、まだまだ全体から見れば二分の一強ぐらいです。このように透水性の舗装化をすれば経費はかかるとは思いますが、別府市にとって「国際観光温泉文化都市」である以上、この温泉資源がなくなった場合、このタイトルも変えざるを得ないという状況に立ち入ります。深刻な状況に立ち至っていることを由

佐教授は指摘しているわけですから、日本一の湧出量を誇る別府温泉を維持していくためには、そうした多少経費はかかっても、中・長期の展望に立って着実に排水性あるいは透水性を導入していく。考え方として指摘されました例えば青山通り、いわゆる別府駅から山の手中学の方に上がるあの道路の歩道に対しまして透水性を採用するというこの計画をされておるようであります。二十一世紀に残したいこの別府の「湯けむり」というものをいつまでも守り続けることができるようなやっぱり取り組みというものは、この二十一世紀始まって二年目ですけれども、中・長期の展望に立って、「多少」と言えば失礼な表現ですが、経費はかかっても温泉資源を守っていくという、この大義名分を十分生かしながら対応していただくことをよろしく願いを申し上げておきたいと思います。

井上市長の先ほどの答弁にもありましたが、この問題については極めて重要視されておるようでありますので、今後のさらなる英断を期待をしたい、このように申し上げまして次に入りたいと思いましたが、もう時間が来ました。あと、国際観光温泉文化都市にふさわしい道路整備事業などの具体的な推進計画と、第一項の市長の基本的な政治姿勢、三項目にわたって提起をいたしておりますが、どれをとっても重要な、私にとっては重要なものだと、こう判断しましたので、提起いたしました。次回の議会に回させていただきます。以上をもって終わります。

○二十九番（首藤 正君） 教育行政の中の統廃合問題について今回伺いをしていきたい、このように思います。

この統廃合問題については、約三年かけて私と教育委員会と、議会のたびに論議を重ねてまいりました。別府市の統廃合計画はどうあるべきか。統廃合の是非について、そして統廃合する場合、どのような学校をつくっていくべきか。そして学校と地域とのいろいろな問題の解消について教育委員会はどうあるべきか、というような問題を長い年月をかけて議論をしてまいりました。

今回、やっと南小学校、浜脇小学校の統合の条例が改正される議案が提出されました。そこで、本題に入る前に、今日までのこの統廃合の流れ、その経緯について簡単で結構ですが、まとめて説明をいただければありがたい、このように思います。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

学校の統廃合につきましては、平成八年度に、今日的な教育課題、子供たちを取り巻く社会の変化、それらのことを検討する委員会を持ちまして検討して、平成十一年にその委員会より提言を受けております。その具体的な内容が、学校適正化という統合を含んだ問題と、もう一つは開かれた学校づくり、いわゆる学校改善の方向性を出していただきました。その提言をもとに、平成十一年五月に教育委員会で学校適正化基本方針を策定し、議会でも御説明をさせていただきました。この適正化基本方針に基づきまして、平成十一年十一月より南・浜脇

統合小学校検討校区委員会を持ちまして、統合についての御理解、それから校地をどちらにしたらよからうかということで諸条件を勘案いたしまして、その検討委員会では、浜脇小学校の方が望ましいという建議をいただき、教育委員会で決定し、議会にも報告させていただいております。その後、いよいよ新しい学校、南・浜脇統合小学校の開設に伴ういろんな課題を協議するために、南・浜脇統合小学校開設準備委員会ということ进行、その中で課題の一つとして校名問題を協議し先般、そこよりの望ましい校名案をもとに「南小学校」と教育委員会で決定しました。この過程では、地域や地元の代表、保護者の代表、また議会からは総務文教委員長、それからそれぞれの委員会では議会の推薦により三名の市議会議員の方が入って御助言・御指導をいただきながら進めてきております。

- 二十九番（首藤 正君） 今、楠参事が今までの経緯を大体申し述べた。そのとおりだと思います。それで、先般の十二月議会で私は、この統合廃合の問題についてほぼ南と浜脇の場合は総仕上げに来たな、このように感じて、この統合問題の質問も最後になるのかなという形で質問をさせていただきました。その主な論点は、一つは、十二月議会にまだ条例の改正案が出てきてないけれども、間に合うのか。何かあったときにしわ寄せが子供たちに来る。本当に準備ができていいのかという観点が一つ。二つ目は、新しい校名の決定に当たっては、検討委員会、開設準備委員会、保護者、地域の意見を十分反映させた決定をしていただきたい。そして三点目は、どういう学校づくりが望ましいのかという論点から質問をさせていただきました。

今、考えてみますと、この三つの問題がすべて片づいておれば、今回の議会で私は教育委員会の皆さん方に、「大変お疲れさまでした。長い間御苦労さまでした。よくやりましたね」と、こう申し述べる議会であったかと思ひます。この「大丈夫か」ということに関して、楠参事は、そのときの答弁で、議事録を借りますと、こうおっしゃっています。「開校に向け影響はないか、とのことでございますが、両校の学校の先生方、それからPTAは、それぞれの組織をもちまして、すでに協議をし、開設に伴ういろんな課題に不備がないよう努めております。御指摘の点がないよう十分心してかかりたいと考えております。

」、このように申し述べました。

ところが、校名決定後、多くの署名が添えられて、校名決定の不透明さ、経緯がよくわからないということで、保護者の教育委員会に対する再考の要請がなされました。

そこで、この条例改正は、今議会の二十日に決定をされますけれども、これがもし決定されたと仮定しても、開校まで十日しかない。今この校名変更についての要請がなされた現時点で、開校に当たっての支障はあるのか、ないのか、お答えを願ひたいと思ひます。

- 教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

一月の定例教育委員会で校名を決定し、子どもはその後すぐ開設準備委員会を開き、今後の段取り、それから先般は、学校、浜脇小学校から南小学校の移転に向けての地域の御協力、それらをお願いして準備は進めてございます。ただ、その過程で校名が決定して十日ほどしてから、一部保護者の中から、校名が納得いかないと御意見をいただき、子ども、大変戸惑っております。先般、一番議員さんのときにもお答えいたしましたけれども、これらの保護者の願い・思いは真摯に受けとめたい。そして、それを新しい学校づくりの中で生かす場をとともに考えたい、そのようにとらえてございます。このような過程の中で十分事務局が手が回らなかった、御理解願えなかった面は強く反省している次第でございますが、何とぞ各議員さんの御理解をいただきながら、ぜひともここで校名を決定し、子供たちは、あるいは学校は、平穩に新しい学校づくりに向けてございますので、御協力を願う次第でございます。

- 二十九番（首藤 正君） 今回の問題が起こりまして、考えてみますと、校名の問題について保護者が署名簿を添えて、三日間で四千名。その後、短期間で一万二千名以上の署名を添えて教育委員会に提出されておりますけれども、その中で署名提出に至った経緯。統合そのものには反対ではないのだと、新校名決定に至る過程が不透明で、その過程を明確にしてほしいという申し出がなされております。

そこで、考えてみますと、この件は、南、浜脇、両地区ありますけれども、両地区の争いではないのです。今日までのいろんな審議の中でいろいろな議論はあって、激しい議論を交わしたけれども、お互いに仲よくやってきた。PTAも両校仲よくやってきている。そして開設準備委員会、その前の検討委員会。この検討委員会、開設準備委員会に対する批判でも抗議でもない。問題は、やっぱり教育委員会に対する教育行政の不透明さ。教育委員会の言動に対する首を傾げること、不信感が多過ぎる。この原因は、私は教育委員会の方にあるのではないか、このように思っている。しかし、この問題については、私自身も全力を挙げて解決をしたい、真にそのように望んでおります。あなた方も一緒に考える、本当に真剣に考える時期が来ているのにまだ腰を上げない。おかしい。ぜひ解決へ向けて積極的に動いていただきたい。

そこで、これからの論議に入るために、今まで教育委員会は、「新しい時代に合った新しい学校をつくる。そして地域に開かれた学校をつくる。」、とこのように地域の皆さん方やPTAのお父さん、お母さん方、保護者に説明してきた。この「新しい学校、開かれた学校」、これはどういう意味なのか、簡潔に説明していただきたい。

- 教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

日本は、大変社会的に成熟してございます。成熟社会とともに多くの課題を抱いております。今、日本の教育、日本社会は、人と人との心を大切にする、互いを思いやる、そのような地域社会、そのもとと

なる学校教育が基本となると考えてございます。

- 二十九番（首藤 正君）ここに「二十一世紀の教育改革 文部科学省」、この中に、新しい時代に新しい学校づくりということがあるのですね。この中をちょっとまとめてみますと、一つは、地域住民の多様な要望に的確に対応できるよう、教育行政の地方分権を進める。この地方分権というのは、恐らく地方分権一括法が平成十二年施行されて以来、教育権限が国・県から市町村の教育委員会に移ってきた。それによって四十人学級が、自治体の判断で三十人学級にしたり、また通学区域を緩和して学校選択制をとったり、いろんなことが生まれてきている。こういうこともすべてやりなさい、最初にこううたっているのですね。

二番目、学校運営に地域の意見を反映する仕組みをつくりなさい。それには、学校の評議員制度、これは大事ですよ。これで学校づくりを進めていきなさい、このように書いてある。この学校評議員制については、過去の議会からずっと十二番後藤議員が、非常に前向きな質問をして、教育委員会はそれを受け出て、別府市は他市に先駆けて学校評議員制度が生まれて、地域の意見を今は反映させるいい体制ができておる。

それから三番目に、特色ある教育活動を主体的に行うようにする。

そして四番目には、学校の教育活動について、保護者や地域住民に対して説明責任をはっきりして、その体制をとりなさい、こういう趣旨が書いてある。

新しい学校づくりというのは、大体こういうことではないか、このように思うのですけれども、そのとおりでいいのですか。

- 教育総務課参事（楠 輝義君）お答えいたします。

人と人との心を大切にする、そのような学校教育の目標に対して、その条件整備としてそのような法の改正が進んでいると思いますし、私どももそれに従い全力を尽くしているところでございます。ただ、御指摘の学級編制の弾力的なこと、そのような面につきましては、先ほど学校教育課長もお答えいたしましたように、他県の情勢、県との連絡、それらを踏まえながら、今慎重に協議している、検討中であるにとらえていただければと思います。

- 二十九番（首藤 正君）では、今回の統廃合の進め方、現時点で、今の述べた新しい学校づくりの方向に向かって進んでいるのでしょうか、どうでしょうか。御答弁ください。

- 教育次長（木村善行君）お答えいたします。

二十九番議員は、恐らく地域住民の意見を聞きながら、この課題については対応すべきでなかったのかということが大きな柱の一つではないかというふうに受けとめております。私ども、そういう意味で各地域の各組織の方々にこの会に入ってくださいまして、いろんな視点、いろんな考え方を論議していただいたわけでございます。その中で、やはり校名につきましては、非常に難しい課題でありました。しかし

ながら、結果的にはやはり子供のためということを念頭に論議を尽くされたので、あとは教育委員会、決定機関である教育機関にお任せしようということで決定をされた経緯があるわけでございます。

また、教育委員会の中で不透明さがあるのではないかという御指摘でございます。この点につきましては、私ども、開設準備委員会の経緯については、その都度教育委員会の委員の皆様にはお伝えをしておりますし、一月二十三日の最終決定時につきましては、教育委員さんがその意見をもとに総合的に御判断されたというふうに私どもは認識をしておるところでございます。

○二十九番（首藤 正君） 私は、十二月議会でその一先ほど言いましたけれども一委員会や保護者、地域の意見を尊重しなさいと、こう言った。尊重されてないから、今回の問題が起こっている。いいですか。

それでは、これから具体的に入りますが、では、教育委員会は、なぜ新校の名前が「南小学校」と決まったのか。その「南小学校」と決まった経緯、その理由について説明してください。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

ただいま教育次長もお答えいたしましたように、開設準備委員会での協議の内容は、逐一各委員さんに九月より六回の教育委員会のたびに御報告し、審議を願い、協議、結論をいただきました。

その決定理由ですけれども、十一月の定例教育委員会の席で、名前を決めるに当たっての基本的な、浜脇と南の場合にですけれども、基本的なものはどんなものだろうかということで、教育委員さんたちの協議が出ました。それまでの過程の中では、やはり南、浜脇が、別府市教育の発祥の地であるという思いが非常に強く、いろんな歴史的経緯等が話題になっている。その中で両校の歴史的経緯、これはひとつ校名決定の観点の一つになるのではないかと。次の一点につきましては、市内の学校が、ほとんど地域の名前や河川あるいは山の名前に根ざしておる。そして、今回開設準備委員会から出されました案としての六つの名前が、いずれも「南」や河川の名前に根ざしている。その辺のところが決定した考え方の根本ととらえております。

○二十九番（首藤 正君） 答弁になってない。どうしてはっきり理由を言わないのですか。いいですか。私も教育委員会の議事録を全部読みました。しかし、まとめて言うと、新聞記事。このとおりか確認しますけれども、新聞記事では、一つ、用地は浜脇小学校になったので、名前は「南小」に。二つ目、浜脇小は、南小からの分離した歴史的経緯があるから。二つ目、これが二つ目ですね。そして三つ目、南小の長い伝統を大切に。この三つが、主な理由ですか。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

今、二十九番議員さんの御指摘は、校名に絞って御指摘願っていると思いますが、教育委員さん方には、平成十一年の学校適正化基本方針以来の過程は一つ一つ御報告し、御支持をいただき、御助言をいた

だき、事務局が詰めております。その過程の中で、校地が決まるのに一年半以上かかりました。まず統合の御理解をもらうために先進地を視察し、その中で、「このような学校ができれば」、「うん、南と浜脇にこういう学校ができてほしいな」、理解いただきました。そして、校地というときに随分難渋しました。議事録にも出ておりますけれども、教育委員さんのお考えの中に、全員とは申しませんが、よくぞ校地が決まった、その思いが出ております。その中で校名も一つの流れとして決まっていったとおとらえ願えればと思います。

それから分離ということは、歴史上の事実でございますので、一度地区の地元説明会の中で八十歳ぐらいの年配の方が、「向学の精神に返ろうではないか。南と浜脇はどうしてできたのだ」。そこではまだ名前も校地も決まってないときに、校地はどちらがよい、名前は何がよい、という意見が出る中で、その年配の方が、「建学・向学の精神に返ろう」、大変重い言葉をいただいております。そういう言葉も私もは、教育委員会に報告し、御判断願ったと思っています。

- 二十九番（首藤 正君） それで、先ほど私は、新しい時代の新しい学校づくりについて聞いたのです。この新しい学校づくりの全く精神に反しておるじゃない。関係ないではないですか。足して二で割るようなことばかり。（傍聴席、拍手する者あり）

そして教育長、いいですか。

- 副議長（佐藤博章君） 傍聴席の方は、御静粛にお願いします。

- 二十九番（首藤 正君） これは、教育委員会で校名を決定したときの、あなたが率先して提案して述べた議事録ですね。「浜脇小学校は、南小学校から分離独立して五十年弱。同じ子供たちが、南小学校を卒業している子供たちがおるわけですが、もう一回原点に戻って、『南小学校』という名前に戻って何とか南部地区を活性化するというような盛り上がりができないものかなという感じがしております」ということで、あなたがまず口火を切って賛成をしているのですね。これは、私はおかしいなと思ったのですね。まずここに、「南小学校、分離して約五十年」、これも違うですね。歴史的には、南小学校が百二十二年、浜脇小学校が六十六年ですから、「五十年」ということはあり得ない。あなたが言う、原点に戻って南小学校となるの。南小学校の原点、浜脇学校でしょうが。学校そのものは、浜脇の修福寺というお寺の寺子屋から発生して浜脇学校になったのでしょうか。原点に返すなら「浜脇学校」でいいではないですか。こんな決め方は、私はよくないと思うのですよ。非常に不透明ですね。

それで、伝統というものを捨ててやろうということではないのですね。伝統は大切に、それを引き継いでこれからの学校運営をしていければいい。今私が言った理由、三つ挙げましたがね、この三つの理由は開設準備委員会でもある委員から出された意見なのです。こういう意見を含めてどんどん出された中でいろいろ検討したのです。その検討の結果、やっぱり新しい校名がいいよ、というのが大多数を占め

た。私が「大多数」と言ったら、「大多数はひどい」と言われた人があったので、では大多数が気を悪くするのならば、「過半数以上の賛成者が新しい校名」となりますよ、とこう言いかえたけれども、ここで、やっぱりいろいろな校名の名称が出た。教育長は、校名を二、三に絞ってほしかったけれども絞れなかった、と言うけれども、一つ二つ多くても絞ったということでしょう。委員会の中で出た名前は、「朝見川」、「南部小学校」それから「南浜小学校」、それから新しい、今までの「南小学校」を継いでいきたい、四つではないですか。あなたの言う、二つか三つに絞れなかったから、ということはないですよ。絞れたのですよ。

そして、私たち委員会の中で、これはなかなか決を取れる状況ではなかった。決を取ったら取れたかもしれませんが。でも、委員長の判断で、決を取るということは両地域で感情の問題が出るからそれは避けたいという感情があったと、私は勝手に解釈している。私もそれは正しかったと思っているのですよ。そして、委員長のまとめで、運営委員が四人おりましたね。委員会の二十名の中に運営委員が四人いる。この四人は、両地域の自治会の支部長、両方のPTAの会長さん、それにこの開設準備委員会の会長さんの五名。この五名に任せてほしい、という発言があって、皆さんは任せたのです。「任せてほしい」と言うから、もうここまで来たらお任せしましょうと。ところが、この五名の運営委員会でもまとまらなかった。そうでしょう、「お任せする」と言っただけでも、まとまらなかった。そうなりますと、今までの委員会の発言を踏まえて、決定権は、この私が入っている開設準備委員会にはないのです、もともと。これを決定するのは、教育委員会なのです。だから、今までの検討委員会が出たいろいろな意見を参考にして、教育委員会で決めていただくことになります、それでいいですかということで、それはそうだから、そうなりますねと。そして教育委員会に任せることで決まったのでしょうか。

そして、教育委員会の中で決まったのですけれども、その決まり方も非常におもしろいと思うのですね。ちょっと聞いていただきたいと思うのですけれども、ここに議事録があるのですがね。楠参事、場所については、「最初は南の案というのが強かったのですが、広さと日当たり、多角的といいますが、大分大学の建築の専門の先生に指導を仰いで、南の方が、了承していただきたい気持ちであります。それが、逆に土地は狭く、形が変でこぼこのある南になった場合は、今以上にいろいろな問題があって進まなかったのではないかと思います」。これは、教育委員会の教育委員の先生にこういうふうに説明している。本当ですか。浜脇の人たちは、南小に校地が決まったら反対するとか、けしからんとか、そういうことは一言も言っていませんよ。校地がどっちに決まっても、これは仕方がない、こう言っているのですよ。統廃合、よし、やろうと決めたときから、委員会では意見は言ったですよ、いろいろ通学区域の問題とか何とか。何で校地が、もし南小に決

まったらいざこざが起こるのですか。その説明をまずしてください。

それから、この校地決定について、もめたのですか、もめなかったのですか。いいですか、校地が浜脇と決まった。その決めることについて委員会でもめたのか、もめてなかったのか。その二点、説明してください。

○教育次長（木村善行君） お答えいたします。

その前に、二十九番議員さんから、運営委員会のことが出ましたので、若干それに触れさせていただきたいと思います。

確かに五名のメンバーの運営委員会でもなかなか難しい面があった。その結果を準備委員会に幹事から御報告があったわけですが、そのときの表現のくだりに「『南小学校』と新校名と、二つに大きく分かれました」という表現のくだりがあるかと思っております。その点だけつけ加えさせていただきたいと思います。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

統合校の校地を浜脇あるいは南と決めるに当たって、もし南と決まれば云々というお尋ねがございました。校地を決めるのに大変難渋いたしました。教育委員会あるいは皆さん、学識経験者の中には、アクセス、町の中心としては南小学校がベターであろう、あるいは校舎建築をするに当たって、路地裏からぼっと子供たちの声が聞こえる、そのような学校づくりを考えると、南小学校の校地でも十分学校機能を生かし、地域の方々に親しんでいただける学校ができる。もちろん浜脇小学校になった場合にも、そこに書いているようなことは、私どもは報告してございます。ただそのときに、やはり校地がほかがない、第三の土地がない以上、どちらかに決めなければいけない。統合校区検討委員会は十五回、その中の小委員会は八回持ちました。夜七時から十時ぐらいまで八回続ける中で、随分委員さん方は思いを持ちながら、子供のためにということで抑えながら、どちらも判断できなかった。で、最終的に校地が浜脇でいこう、そういう考えを出そう。だけれども、名前は残してもらえないだろうか、そういう話があった経緯がございますので、もめるであろうと、私が教育委員会で御報告したということは、不謹慎でなかったかと今御指摘されて、少し反省してございます。

○二十九番（首藤 正君） 違うのですよ。あなた、教育委員会の委員への説明の中でもめた、と言っているのですよ。「もめた」と書いているのですよ、校地を決定する。ところが、私も検討委員会の委員ですが、校地決定についてもめたことは一回もない。いかにももめて、それを南の方々が、涙をのんで浜脇に賛成したというような言い方を、言っているのです、あなたたちは。教育委員の方々に南に対する同情を誘うようなことを言っている。検討委員会でも開設準備委員会でももめてないですよ。

そして、何で南でなく、浜脇に校地を決めてなかったらもめごとが起こるのですか。何の証拠をもってあなたはそんなことを言っている

のですか。余りではないですか。そういうことを聞いて教育委員の先生は、判断して決めるのでしょうか。そんな嘘の報告はけしからんと言わざるを得ません。

教育長、あなたは十二月議会で、十二月の八日、九日、南小学校のPTA、浜脇小学校のPTA、説明会をしましたね。そうしたら、あなたは、これは説明会であって、保護者の意見を聞く会ではない。だから保護者の意見は知らんのだ、要らんのだ、こう言いました。全く同じことを教育委員会で校名を決めるときに言っていますね。議事録に載っている。これは、新しい学校づくりの精神に、もう全く反する。あなたたちは、言っていることとしていることが全く違う。

いいですか。委員会でも私が言ったように、あなたたちが、一人一人意見を聞いたのでしょうか。開設準備委員会は、十対七で「新しい校名がいい」となったのでしょうか、意見としては。決は取ってないけれども。両校のPTAに行ってあなたたちが説明したときに、あれは説明で、意見を聞く会でないと言うけれども、PTAは校名は新しい学校名にしてくださいと言ったのでしょうか。南小学校PTAでは、そんなこと言っていないと楠参事は言うけれども、南小学校PTAでは三名の保護者が質問に立って、一人の方は、通学道路の問題と跡地の問題、あと二人の女性の会員の方は、「校名は、子供に決めさせてほしい」、こう言ったのでしょうか。浜脇小学校のPTAの会合では五人の方が立って、「新しい校名をお願いします」と言ったのでしょうか。それは説明会だから、そんな意見は聞く必要はない、本会議でもあなたは言っている。今度は、教育委員による教育委員会でも言った。地域の意見を反映させる、地域の意見を聞く、新しい学校づくりの中の一番大切な部分を、あなたたちは無視しておるではないですか。教育長、何かあったら答弁してください。

○教育長（山田俊秀君） お答えします。

十二月の議会のときにもお話ししましたように、それぞれの学校の南小学校それから浜脇小学校の説明会のときに、第三回の開設準備委員会のときにこういう話があったと思います。このまま保護者の方が、どういういきさつで学校の名前が決まるかわからない。だから一回、ある委員さんの話の中で、必ずそれはきちんとマスコミに発表される前に知らせてほしいということがあったと思います。それで、それでは開設準備委員会で南小学校と浜脇小学校でそれぞれこれまでの学校の名前がずっと上がってきたその名前についての経緯の説明会を開きましょうということで開いたと思います。人数は、はっきり私は覚えていませんけれども、南小学校が前日でしたけれども、二、三十名の方がお見えになったと思います。これはもちろん教育委員会だけではなくて開設準備委員の方も行かれました。それから、その次の日が浜脇小学校でありましたが、そのときには百二十名ぐらいの方がお見えになったと思います。これも同じように開設準備委員会のメンバーと教育委員会が、そこに出席したと思います。

私のそのときの印象では、あくまでもそれはこれまでの経緯の説明会だということでしたが、南小学校では、浜脇小学校の子供が裏の通路から来るから、塀を壊さんと入りにくいぞとか、そういうような話が、通学道路のことが非常に話題になったというふうに記憶しております。浜脇小学校の方では、その中で何人かの方が、こんな学校名にしてほしいとかいうようなことが出たと思います。それで、この前の十二月議会のときにも私が言ったように、その会は、あくまでもこれまでの開設準備委員会の経緯を説明する会であるので、その学校名がどうだというような会ではありませんでした、ということをお答えしたと思っております。

○二十九番（首藤 正君） ということは、意見を聞かんということではないですか、教育長。説明することで、あなたたちは意見を聞かんということではないですか。その姿勢がおかしいと、こう言っておるのです。

それから、今回この署名が集まって、三日間で四千名が集まった、地域中心に。そして、この二月二十日にPTAの保護者が総会をやっているのですね。この晩に、九時半ごろだったと思います、初めて私のところに十名ぐらいの役員が来た。そして、「実は二十一日の一時に署名簿を提出するように教育委員会と話をしました、立ち会ってください」と、こう言って来た。そのときに話をした、「立ち会いましょう」と。しかし、あなたたちは、これを提出して、どのようにこれからしていくのかという話を実はしたのです。私は、その話を聞いて、ああ、これは二十一日の署名簿を持っていったときに教育委員会、教育長がもしおって、話をして、この最初の話、対話、これが解決の糸口に必ずつながるという気持ちを私は持った。だから、次の日、一番に教育委員会に乗り込んだ。これは、PTAの保護者は知りません。乗り込んで、「教育長、おりますか」と言ったら、いない。次長もいない。楠参事に会った。教育長室を借りて、秘書の方もおりました。「楠参事、二十一日は大事だ。今こんなことがあっているけれども、この解決をするのは、最初の署名簿を持ってきたときに教育委員会の態度、話し合いの姿勢、これで解決の糸口がつかめますよ」。その前に、次長がかなりいろいろ苦労して努力していることも知っていました。「ここでいい対応をしてください。理解をしてやってください。解決しますよ」ということで参事に話した。そうすると、教育長は、当日いない。それなら次長でも結構だけれども、もし教育長がいないときには、あとを任された人に、どういう話し合いをすればいいのか、私は、地元の議員として教育長と話をしたい、させてほしいということですね。留守だったものですから、翌日の二十一日は「議会運営委員会があるから、私は十時に役所に来ます。一時まで役所におりますから、教育長と五分でも十分でもいいから、話をしたい」、楠参事にそう申し込んだ。あなたたちは、電話一本も、「会いたい」とも、私がずっと待っているけれども、一言もなかった。楠参事、それは伝えた

のですか。知っておって逃げたのですか。解決する意思がない、そんなものほっておけと、教育長、こうやったのですか。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

署名の件に関しましては、保護者代表と事前に十分協議してございます。最初、二十一日の十三時ということは、教育長も次長も不在であると。当時、県内一周駅伝が終盤に差ししかかっておりまして、なかなか外せない。教育長に関しては、ほかの所用がすでに入っている。

「その日の十六時でしたら、ひょっとすると時間は短いですがけれども、可能かもわかりません」とお答えして、連絡をとっています。その結果、「保護者がなかなか集まりにくいので」、「では、いつが」、次の日の二十二日の十三時ということで、「それでは、教育長も次長も不在です。私ども事務局が対応させていただきます。それでよろしいでしょうか」と、代表とは連絡を取り合って、このような結果を招いております。二十九番議員さんの御足労には感謝いたしますけれども、それなりの手は尽くさせていただいたとお答えできます。

○二十九番（首藤 正君） だから、さっき言ったではないですか。私は、PTA、保護者と話をして感じ取った。だから、今あなたが言ったように、会うようにセットしている、教育長がいないということもわかっている。教育長がいないなら、ぜひ教育長にかわってこういう対応ができる、どういう話をしたらいいのか、打ち合わせをさせてほしいと、こう言ったのです。そこが、これの解決の出発点と思った。楠参事、あなた、言ってないのでしょうか。楠参事、あなたはいかん。検討委員会の話の中で、私らが五名の運営委員に任せた。その任された浜脇のPTA会長に、あなたは何と言ったのですか。「浜脇の代表の自治委員さんも『南小学校』という校名で賛成してくれるように内諾を得ている。あなたが賛成してくれたら、これはまとまるのです。何とかお願いできませんか」と、こうやったでしょう。断られたでしょう。そしてまた、同じく代表のPTAの副会長。「あなたの御意見を聞きたい」。その副会長の女性の方は、「では、学校が役所でお会いしましょうか」、「学校や役所では目立つので、外で会いましょう」。外で会って話したでしょう。そして帰るとき何と言ったのですか、あなたは。「私は、逆に説得されたような形になりましたね」。あのね、これは大事なのです。教育委員会に対する信頼の問題なのです。そして、これは地域にとって大変重要なのです。PTA会長に、「あなたのところの自治委員さんは賛成しておる」なんか言われたら、そういうことは、PTA会長さんはみんなに説明するのですよ、「わあ」と。浜脇の人々は疑心暗鬼になる。PTA会長さんはそんなことないですよ、ちゃんと「新しい校名で」と浜脇は統一されておるし、自治委員さんも言っているではないですか、とあなたに言ったけれども、なかなかそうはいかない。いろいろ疑心暗鬼になって、浜脇にもめごとをあなたはつくってくる。浜脇の輪、浜脇の協調をぶち壊すようなことをなさっている。それが、いろいろなことになり、教育委員会に

対する不信感につながっていくのですよ。

それで、今回の教育委員さんがこれを決めてくれた。教育委員に対して、教育長以外に四人の先生がおりますが、南小学校、浜脇小学校の現地視察は何回なさったのでしょうか、その辺お知らせください。

○教育総務課参事（楠 輝義君） まず、お答えさせていただきます。

「浜脇の自治会長が内諾を得ている」、そのような表現はございません。校地を決める際の最後のときに、校地は浜脇が望ましいと出たときに、そのことについてはわかったけれども、校名はどうだろうか、とその会で出たということであります。

それから、副会長さんに私が個人的、このときは、南の自治会長さんとも、何とかこれは保護者同士が一つの意見にまとまらないだろうかと打ち合わせております。その過程で、日野会長が連絡とれないものですから、副会長にお願いし、協議を願った次第でございますので、私は、何とか保護者の力でよい方向を見出したい、そのようなつもりでお願いした次第でございますし、他の方もその席にはございますので、いたってやましいところはございませんし、そのつもりでございます。これまでの経緯の中でやや私の至らない、軽率な面を教育委員会、それから保護者に御不信を与えたかと反省してございます。

○副議長（佐藤博章君） あらかじめ傍聴の方々に申し上げます。傍聴席での拍手及び私語は、傍聴規則によって禁じられていますので、御了承をお願い申し上げます。

○二十九番（首藤 正君） 参事、言った言わないというのが多過ぎるのですよね。あなたは、裏と表の行動があるのです。今回の一番大きなまた問題の一つに、浜脇地域が統廃合に賛成か反対かと一生懸命議論をして両論分かれたときがあった。そのときにあなたは説明に来ている、「協力してほしい」と。そして、スライドを使ったりして、協力方をお願いしたのです。その中であなたは、「新しい学校、新しい校名でいきましょう」、こうやったのですよね。だから保護者の方は新しい校名で決まると、こう思っておった。ところが、全く違う形が出たから、「それは楠参事、おかしいではないですか」と言って、あなたに直接談判をした保護者もありましたね。私もそのときに初めて「えっ」と思ったのです。そして、帰って地域を走り回った。当時、八十何名の方が出席したというから、だあっと聞いて歩いた。そしたら、やっぱり言っているというのですね。あなたは、覚えがない、とこう言う。そういうことが、やっぱり多過ぎるということに問題がある。先ほど言った教育委員の先生、現地視察、そして何回説明をされたのか、ちょっと教えてください。

○教育総務課参事（楠 輝義君） 私が地元説明会、保護者説明会で

「新しい学校に新しい校名、新しい校章で」と、そのような御説明を申し上げましたら、このような校名に関して今のような状態にならない、もっと早く校名は過ぎ去った問題でございます。その後の平成十二年九月二日、平成十二年二月十八日の地元説明会でも、やはり校名、

校地の話題がたくさん出てございます。それから、開設準備委員会の席で校名は話題に上がらないはずです。何で校名が決まった後にそのようなことを言われるのか、大変私は、その辺が残念でたまりません。

あわせて、各教育委員さんたちが現地をごらんになったのかどうかということで、これも御質問がありましたが、保護者の方々には、教育委員さんの中には私どもよりも別府の歴史に詳しい、地理に詳しい方が何人もございます。そのような方が、私どもがそこで御案内して「こうです」というよりも、もう私どもがお教え願うことが多い事実もでございます。あえて校名だけに関して、現地を回ることはいたしてございません。

○二十九番（首藤 正君） 苦しい答弁をいただきました。総体的に校名を決めたり統廃合を決めるというときに、やっぱり教育委員さんに知っていただくということは大事だと思うのですよ。教育委員さんは、非常に教育にみんな詳しい人ばかり、地域に詳しい人。でも、地域に詳しくない委員さんも中にはおられる。これが、統廃合で問題になっていくこともある。そして、教育長が先ほど言った、歴史と伝統のある南小に、原点に戻ったらいい。ところが、学校の歴史を語るときには、学校をはぐくんできた地域の歴史を語らないといけないのですよ。それが学校の生い立ちであり、地域の生い立ちなのです。それをのけてただ学校のことだけを……。非常に残念でならない。これからどういう解決方法をとろうとしているのか、教育長、お聞かせください。

○教育総務課参事（楠 輝義君） 今、私どもは、この御署名に対する浜脇の保護者の一部のお気持ちは十分酌み取らねばならないと思っております。この酌み取る方法として、まず一番最初の課題が、校舎移転の問題であります。この移転に南、浜脇両地区の保護者、地域の方の御協力をいただかなければいけません。そのことの足がかりに話し合いを詰めていきたいと思っております。そのためには、開設準備委員会とともに地元説明会あるいは保護者説明会等を検討しながら進めさせていただきたいと思っております。（発言する者あり）

○二十九番（首藤 正君） 統廃合そのものには賛成をしている、いいですか。校名について、納得できるものではないと浜脇小の保護者は言っている。しかし新校名は今議会に提案されている。それで、やっぱりこの問題は一時凍結するか、校名は仮称の校名で議会の議決をもらって、あとで解決を図る。そして新しい校名を決定する。そういう方法もあるかと思うのですけれども、何かその辺の模索を教育委員会は考えなければいけない。そして、現地の説明会、これもやらなければならない。解決しようという努力の姿勢が見えない。もっと積極的に動いていただきたい。それから、新しい学校がスタートするときに当たって、学校の校印、校章、校歌、それから卒業生の第一期生は今の五年生になりますが、これが第一回生で卒業証書番号は一番からいくのかどうか、説明していただきたい。

○教育総務課参事（楠 輝義君） 今、二十九番さん議員の御指摘の内容

は十分含みまして、私ども、前向きに取り組ませていただきたいと思います。
でございます。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

まず、学校の表簿の中では、卒業生台帳というのは、これは永年保存で残しております。これは、新生「南小学校」ですので、一番からということになります。

それから、学校の顔であります校印とか職印については、同じ「南小学校」という名前ですけれども、新生「南小学校」ということで、新しく校印、職印を作成中でございます。だから、いずれできると思います。

それから、それに付随してだから、当然校章とか校歌なんかも当然新しいものになってくるというふうに考えております。

ちょっとつけ加えさせてください。実は私も、今度こんなにもめまして、実は私が、卒業は別府ではない、もう別府に住んで四十数年になりますけれども、田舎で育ちましたから、保護者の方々の気持ちも思いまして、自分の出身の小学校に行ってみました。小学校は、もうすでに私がいたときの小学校はありません。もちろん校地も全然違うところに行っていますし校舎も全然違うわけですが、もちろん私も家族、親も全部もうそこにいませんから、久しぶりに行ったのですが、正直言いまして、やっぱり校地が全然違って、校舎が全然違いますと、もう感慨というのがないのですね。ただ名前だけしかありませんでした。

友達が長年、そこに何代も住んでいる友だちがおりますから、またその地名士でもありましたら寄って、いろいろ話を聞いたら、「うちは今子供もいない。もう孫も地元にはいないから、学校のことはもう何も関心もない」というようなことを言っておりました。「けれども、どうか、学校が近くにある方がいいか、遠くでいいか」と言ったら、その友達は、「学校は近くの方がいい」と。なぜかといったら、「やっぱり子供の声が聞こえる。子供の声が聞こえるというのは、やっぱり生き生きしているぞ」というようなことを言っておりました。だから、「それならおまえ、学校の名前……」、まあ、それから先は言いませんが、そういうようなことで、気持ちとしては私自身がどんなのかなと思って、自分の小学校のときの母校に行ったときには、別に感慨というのはいくらにもありませんでした。ただもう、まるっきり景色も全部違ってしまっていますから、ああ、ここだったのか、という感じがしましたね。

だから、そういうことで、学校がどうだこうだというのは、大変私どもとすれば、皆さん方には大変難しい問題を突きつけたかもわかりませんが、教育委員会としたら、あの南の地区を何とか活性化したいということで、かつては千人以上それぞれの学校があったところを、何とかまたもとのように人づくりから活性化したいという気持ちで進んでいるわけですので、特に二十九番議員さんは、それぞれの

地区で一生懸命子供を子供会なんかで育成されているということについては大変感謝申し上げますが、ぜひこれが何とか四月から新しい校名で進んでいくようにお力添えをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

- 二十九番（首藤 正君） 教育長、教育長の今の答弁ね、私は教育長の本当の人格を感じました。あなたは正直だなと思ったのです。楠参事は、同じ質問に対して、検討するとの答弁だったが、教育長は、はっきりと「卒業証番号は一番からです。校章も新しい、校歌も新しい」との答弁をいただいた。楠参事は開設準備委員会で「卒業番号は一番から、校章、校歌も新しくなります」と説明をして了解を取った。その了解を取った参事本人は、この本会議でこうして聞いても、そのことを言わず教育長と違う答弁をする。こういうボタンのかけ違いが、今回の問題につながっている。私は、もう言わざるを得ないようになったのです。前の本多教育長さんも随分苦労した。まだ時間があれば、まだまだ言いたいことがあります、もう時間がなくなってきました。今、教育長の本当に正直な答弁、この正直さでこの問題をぜひ解決していただきたい。まず話し合いが解決の糸口になると思います。一部、今回の署名運動に対して保護者の人たちを批判をするような発言がちょっとあったという。もってのほかだ。責任転嫁はいけない。今回の出来事は、別府市の教育行政のあり方について不透明で理解ができない、こう思ったのです、保護者が。それで「異議あり」と、こう言ったのです。この正直な気持ちと行動、これは市民として、市政や教育行政に対して裏でちょろちょろするよりも正々堂々で、大変いいことだと思っている。そして、市民の当然な権利だと思っている。

これからも委員会は、この行動に対して批判的な言動をとるのではなく、解決に向かっての話し合いを積極的に進めていただきたい。そして、主権在民の憲法の精神を尊重し、そして教育基本法、これが教育の基本となりますが、特に教育基本法第十条に反しない行動を、そして文部科学省が指針として出している新しい学校づくりを無視するような行為は憤っていただきたい。教育長、どうか民主的な手法で解決されることを私は望んでおります。それについて手助けができれば、私も全力投球をさせていただきます。

以上、時間がまいりましたので、これで終わります。

- 副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後五時 十五分 休憩

午後五時四十五分 再開

- 議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

- 三十二番（朝倉 斉君） それでは、通告によりまして、質疑をさせていただきます。

第六十三回国民体育大会、これは平成二十年に回ってきます。「来年のことを言うと鬼が笑う」というふうなことわざがありますが、六年先のことですから、鬼も相当笑っていることと思います。笑い話を

私の方からちょっと出しますと、美空ひばりが「お祭りマンボ」という歌を歌っています。日本人がいかにも祭りが好きか、祭りに没頭するかという歌でございます。「おじさん、おじさん、大変だ、どっかで半鐘が鳴っている。火事は近いよ、すりばんだ。何を言ってもワッショイショイ、何を聞いてもワッショイショイ」と。そういうことで「お祭りが済んだ後には家を焼かれたおじさんとへそくりとられたお婆さんのほんに切ないため息ばかり」と。こういう「お祭りマンボ」の歌がありますが、今、大分県では――全国もそのとおりですが――ワールドカップ、もう大変なフィーバーでございます。知事も昨日か、新聞を見ますと、「次の選挙はどうしますか」という質問に対し、「いや、もう選挙どころのことではない。そんなものは頭の中に何もありません。今はもうワールドカップを成功させるのに精いっぱいです」というようなことの発言もしておりますし、また、きょうのテレビも見ますと、大分で試合をされますイタリアのチームですね、このイタリアの国を親善訪問に、前の小野さんですね、小野さんを団長に行くということで、大変な張り切りようでございます。

そういうことで、今、六年先の国体のことを言っても、余りびんと来ないと思いますが、それはそれ、やはり六年先も必ず来ることで、一つ一つ皆さんにお聞きしたい、こう思います。

平成十二年の第二回六月議会の中で、後藤健介議員が、いろいろとこの二巡目国体において質問をしております。そういう議事録が出ております。すばらしいことも質問をしておりますが、実はあれから二年経過をしているわけです。そして現在、この別府市の開催種目と、種目決定の経緯について、ちょっと一言お聞きいたしたいと思います。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

二巡目の大分国体につきましては、平成二十年に開催されるということでございます。その中で開催種目につきましては、県の国体準備室が主体になりまして、各施設、市町村の状況等を聞きながら決定をしてきたところでございます。

別府につきましては、ただいま五種目が選定をされておりまして、夏季大会としてサッカー競技の少年男子、セーリング競技の全種別、秋季大会としまして、バレーボールの六人制全種目、体操競技の新体操、自転車競技のトラックレースの五種目ということになっておるところでございます。

この決定までの経緯でございますけれども、当初、平成八年か九年かだったと思うのですが、県の方から各市町村の要望ということで、どういう種目がやるとすればできますかと、「できますか」というところまではいってなかったのではないかと思います。いわゆる希望種目を提出してくれということで、別府市の場合は、各競技団体の意向、もちろん競技団体だけの意向でございますが、十種目ほど提案をしておるところでございます。その後、県の方から六種目の提示がございました。提示というのは、別府市でこの六種目は開催できない

かということでございますが、先ほど申し上げました五種目にクレールが一つ加わった六種目ということでございまして、この別府市で開催する開催種目につきましても、別府市で選定の検討委員会というものを発足させまして、計五回協議をした中でこの五種目が選定されたということでございます。

- 三十二番（朝倉 斉君） 最終的には五種目に絞り込まれ、そして六種目にクレールをお願いしたいということの内示があったと、こういうことと思いますが、クレールは、当然別府を指した場合には湯山クレール競技場、これが別府市のクレール場としてあるわけですが、県民体育大会では、恐らくあそこは使っていなかったのではないかと、このような記憶をしております。というのは、我々は、あなたは行ったかどうかわかりませんが、県体の選手激励に湯山に行きました。そして、いろいろとクレールの練習ぶりを拝見させていただき、またいろいろと歓談もさせていただきました。激励もさせていただきました。

その中で、ちょうどそのときに、全国の一名刺を持っておりませんからわかりませんがークレー射撃の会長が別府に来ておりまして、そのときに一緒に練習をしておりました。その方の言では、もう一カ所玖珠の方にもクレール場があるけれども、どうしてもやはり湯山のは全国一いいぞと。だから、県体はともかく国体はもうここに限るのではないかと、こういうような話をされました。最初の、今から三十六年前か、第一回目の昭和四十一年にありました国体でも、クレール射撃は湯山でしたのではないかと、このように記憶しております。しかし、あそこは御存じのように、入り口の道路の問題、それから鉛の鉛害問題、いろいろと環境問題等々で苦情も出ていることも事実です。そういう面については、十分慎重にあなたの方でよく考えて前に進んでいただきたいと思います。

それで、現在、競技が決まっている種目の競技場はどこを使用するか、ちょっとお聞かせください。

- スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

夏季大会のサッカーにつきましては、野口原の総合運動場と実相寺のサッカー競技場、それからセーリングについては、ただいま検討中ということでございますが、北浜ヨットハーバーが予定されるのではないかと、このように思っております。それから、秋季大会でございますが、バレーボールが別府市の総合体育館、これは新設でございます。それから、別府市の市民体育館、鶴見丘高校の多目的競技場ということで、これは既設の体育館ということになります。それから新体操につきましては、ビーコンプラザのコンベンションホールを利用することとあります。自転車は、現在の競輪場で開催をさせていただくということになっております。

- 三十二番（朝倉 斉君） 大体我々が、ここはいいな、ここならできるといところで、ほかの会場はそれだけの準備ができていると思います。特にサッカーは、中国がキャンプをやってくれる、来てもらい

たいということで、実相寺をリニューアルいたしました。これは立派な国体用にはもったいないようなすばらしいものができたというようにも思っておりますので、立派にサッカー場を利用していただきたい、このようにも思います。

それから、水泳競技に入るわけですが、私は水泳の方の役員もさせていただいておりますが、大分の方で水泳は決まったというような話は聞いております。この中にも明記をされております。大分ではどこか、そしてどのような施設ができるのか、いつそれが完成するのかというようなことは何にも明記をされてないわけですが、県との問い合わせの中でどのような感触を得ているか、お聞かせください。

○スポーツ振興課長（木村善行君） 国体の水泳競技につきましては、競泳それから飛び込み、シンクロナイズドスイミング、それに水球の四種目が水泳の種目というふうになっておるところでございます。私も、当初のお話でございますが、いわゆる競泳関係につきましては、県の方で屋内の水泳競技場を建設するという構想を聞かされております。ただ、現在の進捗状況につきましては、ちょっとまだはっきり確認ができておりません。水球につきましては、大分商業高校の水球プールを利用するというふうでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） 県水連の方もこの二巡目国体に向けて選手強化といいますが、育成といいますが、大変力を入れております。現在、そういう競技の中で、それではどういう年代の方がそれぞれの競技に適しているのかといいますが、水泳の場合ですと、大体小学校の三年生、四年生、五年生と――現在の――そういう学童に期待を持たなければならんというような年代になるというようなことで、そういう選手の掘り起こしに全力を挙げるといふことの決議がなされております。

まず、今一番難点といいますが、飛び込み競技の飛び込み台が使えるのが一つもない。そして現在、この写真をいただいております、見ますと、青山プールには、一巡目の国体で使ったまま、それからずっと放置されて、現在はこういう立派なもの、外から見れば、ほお立派な飛び込み台があるなということを感じさせられますけれども、しかし、飛び込み台自体はもう使えない、飛び込み台があるわけですね。この飛び込み台は、選手もいなかったし、それからまた、当然指導者がいないから選手もいなかったわけですね。しかしながら、国体の競技種目では、必ずこれはもうやらなければならん一つの競技です。一個も県内にないということは、水連もそうですが、ちょっと寂しいのではないかな、このようにも思いますし、今度、当然二巡目国体では大分でできると思います、飛び込み台ができると思います。しかし、それができるまでじっと待っておったのでは、練習はままならない、できないということです。我々も青山のこの飛び込み台をどうにか使い前はないのかということいろいろ調査もさせていただきましたが、何しろ年月がたち過ぎているということではなかなか難しいわけですが、しかし、幸いなことに一番下の板飛び込みですかね、あの辺はちょっ

と、使えるのではないだろうか。ならば、今、青山高校に佐々木さんという先生を県の方からお呼びしてコーチをお願いしたらどうかという話も進んでおります。しかしながら、飛び込み台がなければ、先生が来ても何にもならんわけですが、ひとつ我々も県に向けて働きかけをかけます。幸い私どもの会長は、御存じの仲道参議院議員でございます。県にも働きかけをかけ、そして県費をいただくような運動もしながら、この飛び込み台だけはどうしてもつくりたいなという意気込みでありますが、市の方ではどのようなお考えがありますか。

○スポーツ振興課長（木村善行君） 三十二番さん議員がおっしゃいましたように、この青中の飛び込みプルー―飛び込み台というのですか―プルー―につきましては、第一回の大分国体時に建設されたものであります。それ以後、お聞きしますと、競技人口があった間は使われておったということでございまして、その後、飛び込みの競技人口あるいは指導者がいないという状況の中で施設も老朽化しましたので、今のところは閉鎖状態ということでございます。この飛び込みにつきましては、競技スポーツということと、今、議員さんがおっしゃられますように、国体に向けてのいわゆるジュニアの育成ということで何とか立ち上げができないかということでございます。私ども、そういう意味で、今、県の方で体育保健課では、いわゆる競技力向上のため、特にジュニアを中心とした係がございます。それからもう一つ、先ほど申し上げましたけれども、国体準備室も設置されております。こういうところと県のお考え等も聞きながら、何とか対応できればなというふうに思っておるところでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） というのは、これは一挙両得といいますが、大変ありがたいことに、あの飛び込み台が使えるようになれば、今シンクロが使えるわけですね。今、別府市でも選手の養成をしております。しかしながら、これは大分商業の水球場用だけしか使えないわけです。それもなかなか便利が悪いわけで、もしこの飛び込み台が使えるようになれば、あそこはもう御存じのように五メートル以上あるわけですから、だからシンクロも十分に活用できるわけです。一挙両得ということでありますので、ぜひともあそこに飛び込みとシンクロができるようにしていただけるとありがたいな、このように思います。そして、我々水連の方でやる仕事、市がする役割、そういうものを合同で県なり国なりに働きかけをしてみたい、このようにも思っておりますので、その決意のほどをお願いいたします。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

私どもも平成二十年の国体に向かって努力をさせていただいておるところでございます。その中で別府での開催については、先ほど申し上げたような種目が決定いたしました。ただいまのいわゆる飛び込み台につきましては、私どもは、まだどのくらいの予算がかかるのかもわかりませんし、今の状況があのまま改修できるのどうかもまだ判断がつかないところであります。そういう点で、財政上の面もござい

ます。その点等につきましても、県のお考えを聞きながら、できるだけ前向きには考えてみたいなというふうに思っておりますので、まず県の方とお話をさせていただければありがたいなというふうに思っております。

- 三十二番（朝倉 斉君） これは、私から申すまでもありません。一巡目の国体で別府の青山プールが国体の主要プールになったということで、それから現在まであのプールが活躍しているわけですね。すばらしいことです。そして戦後、いろいろ水泳も段々を歩いておりますが、県内では佐伯鶴城を中心とした南部がもう本場です、本場だったのです。それが、あのプールができたおかげで、もう今、我々年に一回、市民水泳大会を開くのに、その日、日中は取れないくらい使用が多いわけです。だから、最初にその日程を入れることができないのです。九州、県内、いろんなそういう水泳大会を先に入れておかないと、一番残ったところをやっと市民水泳大会の会場に使うというくらい煩雑しております。

そういうことでプールそのものもそうですが、やっぱり大会をするのには裏方さん、公認の競技役員が要るわけです。その育成にも大変力を入れて、もう別府市でなければできんというぐらいになっているわけです。といいますのも、県民体育大会が各地で今開かれております。知事の発案で分散してずっとやるわけですね、県内を回るわけです。しかし、そこでは、その水連では、裏方さんがいないわけです。当然、別府から裏方さんが皆出まして、そこで大会の加勢をし、また大会の運営をするというのが現在の水連の行き方です。それくらい重みを持った水連になっておるわけで、ぜひともこの飛び込み台とシンクロ、この場所は獲得したいなと。

そしてまた、昨日、一昨日ですか、ちょっと見に行きましたところ、青山プールの観覧席の鉄さくをペンキ屋さんが来て、また塗ってありました。ああ大変なことだなと。こうしてやっぱり維持管理に知恵を出していただけるのだなということで、塗っているペンキ屋さんの職人さんに、「大変ですな、しっかり塗ってくださいよ」と声をかけて、本当にありがたいなと思わせていただきました。

そういうことで、やはり会場はある。そしてまた、そこで永続する、競技ができるということになれば、ただ選手の育成だけではなく、競技役員を初めいろんな市長が言うスポーツ観光、これは一番の私は貢献しているのではないかと自負しているわけです。そういうことで、これからはしっかりとそういう根を張っていきたい。そしてまた陸上に負けず水泳の方もやっていかないと、このようにも思っています。私の一番の相棒であります松川さんは、選手でどんどん活躍しております。そういうことで、スクラムを組みながらやっておりますので、ひとつ十分に検討していただきたい、このことをお願いいたしまして、時間を残してやめさせていただきます。ありがとうございました。

○七番（野口哲男君） 私の質問の通告は、御案内のとおりであります。

答弁の方を簡潔にやっていただくと、時間の短縮が図られると思いますので、ぜひ御協力をお願いいたします。議長から、ぜひそういうふうにやれという厳命が出ておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。（「遠慮せんでやれ、一時間」と呼ぶ者あり）遠慮せんでやります。

提案理由の説明の中に、今回は非常に観光振興ということに市長を先頭に力を入れていただいております。とりもなおさず、これは別府市の置かれている状況といえますが、これから先かなり厳しい経済情勢というものが別府市を待ち受けていると。特に市税の収入の伸びとか、それから地方交付税の問題とか、入るものはどんどん減っていくわけありますから、出る方をどうしても制限しなければならない。入る方をどうするのかと、これは観光経済部長に後ほど聞かせていただきますが、市長がいつも言われる「入るを図って出るを制する」ということの一番大事な時期に来ているのではないかと思います。そういう意味で私は、まず、今ここに通告しております（四）のツーリズム市場というものについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

ツーリズムとは何なのかということなのですが、これは観光旅行、例えば家事、それから帰省旅行。家事というのは、田の湯の火事ではありません、家のことですね、家事。それから業務旅行、それからコンベンション旅行、コンベンションの関係、そういうものがすべて含まれるわけあります。そのもとになっているツーリズムをもとにしたのが、ツーリズム市場というわけなのですが、これは市場なのですね。これは、そういうふうな旅行業に附帯する設備投資等を含むすべての関連施設ということになるわけあります。

今、世界の状況を見ますと、GDP、総生産に占める比率が二〇〇一年で〇・七%ほどある。金額にして三兆四千九百七十億ドルといますから、日本円で換算すれば約四百六十兆円ということになるわけですね。日本の国家予算、今度八十一兆円ぐらいということですから、約五倍の規模になるわけあります。このツーリズム経済の雇用を見ますと二億七百万人。これが世界経済に占める割合が八・二%ということになるわけですが、この世界のツーリズムが、これから二〇二〇年までに旅行者で三倍、それから消費額が五倍になると言われております。特に九五年が五億六千五百万人の旅行者であったものが、二〇二〇年には十五億六千五百万人ぐらいになるだろうと。売り上げはその五倍になるわけですから、かなり大きな市場になっていくということであります。

現在の出国者数の順位を見ますと、まずドイツが一番、アメリカ、イギリス、日本、オランダ、フランス、カナダ、イタリア、ロシア、中国。この上位十カ国の中に中国が今十位なのですが、二〇二〇年にはドイツが一番、二番が日本、で、アメリカ、四番目に中国が来るの

ですね。で、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、カナダ、ロシア、こういうふうになります。中国は、今、約二千万人の出国者数、外国に出ていくお客さん、中国人がいるわけですが、二〇二〇年には一億数千万人という数が、現在の経済情勢から見た場合に予想されるということになるわけであります。

日本のツーリズム消費額を見ますと、二〇〇〇年で直接の効果が十二・六兆円、二十二兆六千億円ということになります。国内の宿泊旅行が十四・七兆円、日帰り旅行が四・五兆円。訪日外客、外国のお客さんが今、四百万人ほど見えておりますが、その消費額は一・四兆円。それから海外旅行の国内関連は二兆円。ということは、私どもが海外に行く前にはいろんな準備をしたり、切符、チケットを買ったりしますが、その関連の売り上げが二兆円。この中で、では個人の国内宿泊旅行が一人一回どのくらいの旅行費用で旅行しているかといえますと、四万五千五百円。私どもが海外に行く場合に、日本人が海外に行く場合に平均どのくらいの金額で行っているといったら、三十七万一千円ほどあるわけなのです。

ツーリズム消費の経済波及効果が、今は五十四兆円と言われております。ちょうど二〇〇〇年で五十四兆円。波及効果ですよ、直接の売り上げが二十二兆六千億円ですが、波及効果は五十四兆円に達する。四百二十万人の雇用が創出されるということが言われております。ツーリズム産業の付加価値を見ますと、約十一・二兆円あるわけですが、これはGDPの国内生産の二・二%に当たると言われております。二・二%というはどういう業種に該当するかといえますと、農林水産業が一・五%、一般機械産業が二%、輸送用機械が二・三%、電気業が一・九%、通信業が二%ということで、このツーリズム産業というのは、日本の主要産業の中でもかなりのウエイトを占めているということが、今言われております。こういうことをまず認識していただいて、これからの話に入るわけなのですけれども、特に雇用は、今二・九%ほどあるわけなのですが、電機機械で全体の三%、金融保険で三%、公務員が三・二%なのです。そういう雇用自体もこのツーリズム産業というものは、公務員あたりの雇用に匹敵するということが言われております。

そういうことで主要国のツーリズム消費の国内と外客の比率を見ますと、日本は国内旅行が九三・八%、外客が六・二%、アメリカは七九・一%に対して二〇・九%、オーストラリアは七八%に対して二二%、それからニュージーランドが、この前私ども訪問させていただきましたけれども、国内の旅行消費額は五二・七%に対して外客の占める割合が四七・五%ということが言われております。これだけニュージーランドは外客の占める割合が高いわけですが、日本のこれからのツーリズム市場の動向を見た場合に、別府市は特に第三次産業が八一%を占めているわけですから、いま一度認識を新たにすることがあるのではなかろうか。あえてきょう私が、今いろいろぐずぐず言っ

ておりましたけれども、言わせていただいたのは、我々自身がその認識を新たにしてもらわないかんから、今話をしたわけであります。特に教育委員会の方々も、それから別府市の幹部の方々もこれをしっかり認識していただいて、その後に私の話を聞いていただきたいということであります。

産業の空洞化が始まって非常に久しいのですが、この二十一世紀はツーリズム産業の世紀と言われる結果が、すでに今申し上げたように出ているわけであります。日本は、その方向へのかじ取りが非常におくれているのです。この前、ちょっとテレビで見えていましたら、小泉さんがこう言っています、「どんどん外国へ行ってくださいよ。物見遊山に行ってください。物見遊山というのが、まず旅行の原点である。特に国会議員はどんどん物見遊山に行ってください。ただし自費で行ってください」、こういうふうに言っておりました。観光振興については、今、政府も一生懸命考えていまして、国土交通省の中でもいろんな検討委員会あるいはいろんなものができております。観光振興を最重要課題ということにしなければならないのは、特に別府市ではそういうふうな位置づけがされると思うのですが、観光経済部長にここでお伺いしますが、この点についてはいかがでございましょう。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま、外国さらには国内ツーリズムの傾向等、今後の二〇二〇年に向けてのいろんなデーターを踏まえてお話をいただきました。私も、今お話がありましたように、観光は別府の命というふうに強く認識いたしております。この観光の浮揚によりまして、現在、非常に景気低迷、かつてない経験したことのない厳しい経済情勢でございます。特に、きょうも一般質問等でございましたが、別府の中小企業等々の経営状態につきましては非常に厳しいものがあるということで、観光の浮揚が、最終的には別府経済の浮揚につながる、こういうふうに認識いたしております。

そこで……（「もういいです」と呼ぶ者あり）

○七番（野口哲男君） これをまず聞きたかったのです。後、また市長がたぶん補足するでしょうから。

それで、今、行財政改革にいろいろ取り組んでいますけれども、私も、退職者の増加とかいろんな経済情勢を見た場合に、やっぱり非常に今は重要な時期に来ていると思うのです。今議会でも新年度予算に対するいろんな要望が出ています。しかし、その要望にこたえられるかどうかというのは、収入がどれくらい上がるかということにかかわるわけですから、議員は一生懸命、あれもせよ、これもせよと言いますけれども、それに観光経済部長はこたえられないと思うのですよね。だから、何でもかんでも「やれ」と言っても、やはりそういう資金的な裏づけというものがなければできないわけですから、そういう意味で観光振興というものに全力を挙げて取り組んでいかなければならないのではないかということをお話をさせていただきたいと思い

ます。

観光資源の整備ということで、今回いろいろ言われております。ワールドカップのためのサッカー場、これは中国をターゲットにキャンプ誘致を図ったわけですが、この中国をターゲットにしたということは、非常に私、時宜を得たい選択ではなかったかというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、中国のこれからの外客予想につきましては、一億人を超えるだろうということが言われております。特にビザの関係で整理がされれば、直ちに中国からの観光客はふえるというふうに予想されております。そういう意味で実相寺のサッカー場あるいは体育館、それから今度野球場をつくると言われております。

そこで、私がお伺いしたいのは、特に教育委員会の中でそういうふうな、「スポーツ観光」と先ほど朝倉議員が言われましたけれども、これだけの施設をつくってどういうふうに活用していくのか。私が言いたいのは、例えばそういうプロジェクトチームをつくって、それをどういうふうに活用して売り込んでいくのかということを考えていただきたいと思っているのですが、そういう点についてはいかがでございますか。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

今、私どものスポーツ振興課には、イベント誘致の事務局が設置されておまして、当然これは全国各地から各スポーツ競技団体を通じて、ぜひ別府のスポーツ施設を利用していただきたいというふうにお願いをしていくわけでございます。私ども、このスポーツを誘致するためにはどんな方法があるのかなということで、そのほかいろんなことは考えてきておるわけですが、やはりこれは官民合わせていろんな団体の方々の協力が必要かなと。特に先般、観光協会の、あれは専門部で何という専門部かちょっと私は記憶がないのですが、そこに呼ばれて、スポーツ観光についての話をしてくれということでございました。現状等を私は説明したのですが、私ども、「うん」と思ったのは、こういう方々にもお願いをできれば、もっと幅広くこのスポーツ観光、誘致ができるのかなというふうに感じたところでございます。

○七番（野口哲男君） 確かに観光協会とかコンベンションビューローとか、いろんなところにもお願いする必要があると思うのですが、私が言いたいのは、例えば株式会社別府市であれば、営業部のようなものをつくって、そこで例えばプロ野球の春季キャンプは、ちょっと寒いから二月は難しいかもしれませんが、どうしてもプロ野球というのは秋もやるわけなのですよね、秋季キャンプ。来年の戦力とかいろんなものを調整しながら、監督の頭の中で強化を考えていくわけで、そういう秋季キャンプと合わせて、例えばプロ野球の選手、スポーツ選手というのは、一年間やればかなり体が痛んできます。そういうリハビリも含めて別府の温泉医療も活用しながらキャンプを誘致

する。これはサッカーもできます。それからＪリーグもできるし、Ｊ２もＪ１もできますし、それからいろんな、体育館ができればバレーもあるでしょうし、そういう意味で私は、スポーツ観光というものに対する取り組みを営業担当というようなものをつくって、それは教育委員会の出身者でなくてもいいわけですから、いろんな会社から募集をして、これもワークシェアリングと同じような関係でそういうものをつくって別府市の体育施設を売り込んでいく。すでにそういうことをやっている市もありますから、これはまた参考までに後ほど私の方から御提言をさせていただきたいと思います。

次に、サイン計画。これは三年ぐらい前からいろいろお願いをしてきたのですけれども、どうしてもお客さんが見える場合に、高速道路をおりてすぐ信号があります。そこにどういうところに、例えば鉄輪にはどういうふうに行けばいいのか、鉄輪にはどういう施設があるのかとかいうことが全くわからない。観光港にもそれがない。いろんな意味で東別府あるいは亀川方面から車で旅行客、ツーリストが入ってまいる場合に非常にわかりにくいということが言われておりますけれども、その整備については、歩行者用のサイン計画は、二年ぐらい前に県を中心に別府市から担当者が出ていろいろやりまして、でき上がっておりますが、車とかそういうものについてのサイン計画についてどういうふうになっているのかというのをちょっと伺えますか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

現在、車で来た場合のサイン計画でございますが、国土交通省九州整備局の案内標識整備改善に関する調査検討のモデル地区指定を受けておりますので、今、国道、県道を中心に市内の観光施設などへ誘導をするためにはどのような案内標識がよいのか、今、国と県と市と協議中でございます。

○七番（野口哲男君） 協議中はわかるのですけれども、もうすでにかなり観光客からの声も届いていると思います。そういう意味からして、少し前倒しでもしてこれは国のお金を少しでもいただくような格好でできればというふうに、例えば県もある程度の責任があるわけですから県にも働きかけて、ぜひ県から見えている部長さんもおられるわけですから、取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、トイレ、公園とかトイレ。こういう美化について、今非常に問題になっております。別府のトイレは、臭いし汚い。確かに私もあちこち行くのですけれども、やっぱりだれが掃除の責任者かわからない。ごみはたくさんたまっているし、手洗いは壊れている。あれは、やっぱり外国からのお客さんを迎えるについては、非常に貧相である、別府市のイメージを壊しているというふうに思うわけであります。

先般、テレビで韓国のワールドカップの迎える体制はどうなっているのかと、あれはＴＢＳが何かだったと思います、毎日特集していま

すけれども、ボランティアでトイレ清掃チームをつくっているというのがありました。お客様あるいは市民から通報があれば、何十人かがそこに出ていって、徹底してきれいに掃除をしている。これは、やはり韓国人というのは私すばらしいなと思ったのは、やはり日本人も我が町を愛するのであれば、そういうとりあえずトイレを汚くしないということ、それから清掃を人任せにしないでやっぱり自分たちでやらなければならないということになるわけですが、それを少しやるとすれば、そういうやっぱりきっかけを何かの形でつくらなければならないと思うのですが、こういう点についてはどういうふうなお考えでしょうか、お聞かせをください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

お客様をやはりお迎えするに当たりましては、きれいなトイレ、きれいな公園等々が必要だというふうに思っております。それぞれ所管がございまして、清掃等には努めているところでございますが、今御指摘のように十分でない点につきましては、これからさらにきれいにいたしまして、お客様を温かく迎える施設整備あるいは環境整備に努めてまいりたい、このように考えております。

○七番（野口哲男君） ワールドカップの対策推進本部というのができていますから、そういうところもこういうことを取り上げていただいて、地道なところから取り組んでいくというのも、一つのいい方法ではないかと思います。

それから、国際交流について十一番議員さんがもういろいろ聞かれましたので、私からは二つ三つ、これは要望も含めてですが……。私は、かねがね国際交流については、草の根の外交の基本であるというふうに考えておりまして、これは相互訪問というのがなければ国際交流というものは成り立たないと思っております。今、インターネットとかいろいろできておりますけれども、やはり顔を合わせて握手をして、マリオ族ではないけれども、鼻であいさつするのもいいでしょうけれども、そういう意味で今後の別府市の取り組みとして、国際交流員というものが昔あったのですけれども、その国際交流員、例えばお金がかかりますから、一年も二年もやるというのは難しいかもしれませんけれども、それをどういうふうにするか、今後考えているのかということと、もう一つは、実効の上がる都市との国際交流というものを考える必要があるのではなかろうかと思えます。一たん交流の姉妹締結あたりをしますと、なかなかポーモントのように、交流がなくてもやめるのは難しいと。パースあたりもありますが、難しいということとはわかりますけれども、もっと別府市の例えば温泉文化都市であるような都市との交流とか、そういうものも含めて検討する必要、時期にきているのではないかというふうに思うわけですが、この二点についてどういうお考えかをお聞かせいただきたいと思えます。

○国際交流課長（中野義幸君） お答えいたします。

国際交流員につきましては、十年ほど前、一度正式に雇ったという

記録がありますけれども、一年間でそのままになっているという状況にあります。現在、国際交流課におきましては、国際交流員を補助するものとしたしまして、別府大学の留学生を二人雇用しております。通訳そしてまた翻訳ということで、現在活用させていただいております。

国際交流員につきましては、そんな形で、来年度につきましても、やはり留学生の活用という形で推移していきたい、そういうふうに考えております。

それから、実効の上がる国際交流をという御指摘でございますけれども、御指摘のように、現在非常に交流の活発な都市と、非常に人的な交流のとだえた姉妹都市というものがございます。これらの姉妹都市というものは、一回提携しますと、なかなかこれは外交上、これを結局断絶するというのが困難な状況にありますので、（「それはわかっていますから、だから後をどうするか、どういうふうに考えているか」と呼ぶ者あり）失礼しました。今後は、従来の姉妹都市と交流を進めながら、さらにいろんな都市との交流というのを市長も提案しておりますので、今後は、温泉、観光、いろんなスポーツ、そういう交流項目を限定しまして、さらに交流期限、それもやはり三年から五年ということで期限を限定いたしまして、多くの都市と国際交流都市という形で提携していきたい、そういうふうに考えております。

○七番（野口哲男君） 取り組み自体はわかったのですが、やっぱり実効の上がるというのが、これは非常に大事ではないかと思います。私どもが常々考えるのは、今、中国は烟台とやっています。先ほど申し上げましたように、中国という巨大なマーケットをこれからどういうふうに攻めていくのかということも非常に大事なことであります。これは国際交流の一環でもあるのですが、特に今、北海道あたりは中国に対してすごいアプローチをしております、台湾、中国に対して。九州に台湾のお客さんがあれだけ来ていただいていたのがこれだけ減ったのは、やっぱり北海道に持っていかれたわけなのですね。だから、中国人というものは、いまだに田中角栄さんが人気あるのですが、井戸を掘った人というのは非常に大事にするわけですね。だから、今後の中で一億人を超えようかというマーケットを指をくわえて見ていだけではなくて、中国マーケットに対して今後どのように取り組むのかということをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

中国では、一九九七年七月に一般の国民の海外観光旅行が可能になったわけでございますが、日本におきましては団体旅行、これが二〇〇〇年の九月に日本への海外旅行が一部解禁されまして、中国からの海外旅行はまだ始まったばかりだと考えております。現時点では、中国市場として世界でも最大になることは間違いないのではないかと考えております。中国は、日本の約二十六倍の面積で、人口が約十二億

六千五百万人を有する巨大市場でもありますし、また日中国交回復三十周年を迎え、解禁された北京、上海、広東省などへの、新年度大分県との共同事業でございますが、これも誘致宣伝を実施するようにいたしておりますし、特に今、中国の方々は、日本の風景、そして温泉等に興味を示していると聞いておりますので、中国人の特性を把握しながら観光客誘致に、促進に向けて努力してまいりたいと考えておりますし、また最近では広東省の旅游局長を初め一行が来別しましたし、広東省及び上海のエージェントが来別し、意見交換会を実施したところでございます。

○七番（野口哲男君） 私も、観光協会の方々といろんなお話をするのですけれども、やはり大分県も一生懸命今取り組んでいただいているようでありますけれども、それとタイアップしながら、民間とも共同して、ぜひこの中国マーケットというものを最大限に活用して、これから別府市のツーリスト市場の開拓に向けて努力をしていただきたいというふうに御要望を申し上げたいと思います。

先般、ロトルアにお邪魔したときに、ホールさんという市長が、人口は六万人しかいないのですけれども、私がちょっと質問したのですが、観光に対する取り組みはどう考えているのかと申し上げましたところ、自分としては、国内の同様の観光地を競争相手とは考えていない。全世界の一流の観光地をターゲットに自分は負けないように市場開拓をしていきたいということを言いました。金額についてはいろいろ質問をして出たのですが、ここでは省きますけれども、やはりニュージーランドが、先ほど申し上げましたように、外客に対する収入といたしますか、それが大きいというものは、特に観光地としての自分たちの立場というものをきちとわきまえて集客に努めているということが言えると思います。だから、それなりに我々が訪問しても、自然も生かされていますし、それから市長が言われております「ホスピタリティーマインド」、これはなかなかわかりにくいのですが、後ほど申し上げますけれども、おもてなしの心というものが行き届いているというふうに私は感じるわけであります。だから、そういう意味で別府市としてはホールさんに負けないように市長を先頭をお願いしたいということを私のお願いとして、次に、この「ホスピタリティー」というものをかなり市長が強調しております。後ほど原議員も、我が同僚の黒木議員もこの「ホスピタリティー」ということを取り上げているようでありますが、私の考え方からいえば、まず「行政サービス」と言えます。サービスというのは、サービス業というのは、行政サービスがサービス業の最たるものだと思っています。特に別府の市役所の職員の方々のおもてなしの心というものが、別府市民にそのまま影響を与えるような気がいたします。だから、「行政サービス」と言いますけれども、「サービス」は有料なのですよね。しかし、「おもてなし」というものは無料なのです。これは、心から相手に対して尽くすということになるわけですが、お店はお客様のためにある、自分の

ためにあるわけではありませんよ。特に市役所のこの建物は、市役所の職員のものではありません。市民のものなのですよということが、一つの原点になると思います。

もう一つは、お客様を、一つの接客業としては、「お迎え三步、お見送り七歩」というものがあります。お客様をお迎えするときには、玄関口でお迎えするのではなくて、三步出てお迎え下さい。それから、お見送りする場合には、七歩出て「ありがとうございました。またおいでください」ということが基本的になるということでもあります。「無罪七施」とかいろいろありますけれども、特に別府市ではこれからおもてなしの心をどのように生かしていくのかということにつきましては、接客業については、かなりいろんなところでこういう教育とかそういうものが行われておりますけれども、やはり別府市全体の中で一般市民も含めてこのおもてなしの心をどのように高揚していくのかということについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

別府は、先ほども申し上げましたが、観光都市でございます。観光客の皆様を温かく迎えるということでございまして、先ほどのトイレのお掃除ではございませんが、やはり市民一人一人、観光業界の方はもちろんでございますが、一人一人が温かいおもてなしの心、お客様を温かく迎える心、これがなくては観光地として生き残れない。ことし年頭の市長の新しい六本目の柱として掲げたところでございます。したがって、私どもといたしましては、市民に周知徹底するために、市報の四月号でございますが、早速啓発に努めて、特集号を組みまして予定をいたしているところでございますし、さらに緊急雇用対策におきまして「ホスピタリティーマインド研修」を実施するという事で、ワールドカップに向けて前倒しといいますが、早い時期に実施をいたしまして取り組んでまいりたい。

いずれにいたしましても、市民一人一人がお客様を迎える心、行動を起こさないと、やはり別府の観光都市としての今後の生き残りには非常に厳しいものがある、こういう思いをいたしておりますので、ことしはそういうホスピタリティーに徹底的に取り組んでまいりたい、こういうように考えております。

○七番（野口哲男君） ぜひ実効の上がるように、ひとつよろしく願いしたいと思います。

次に、海岸線整備の件でちょっと二、三お伺いしたいのですが、まず、百六十二億円もかけて国がやってくれるわけですが、こんなうれしいことはないわけでありますが、観光資源の整備としては最高の取り組みなのですから、国がこれだけのことをやってくれるのですが、何でこうなったのか。それから、別府市としてはどのように今後取り組むのかということを簡単に御説明をお願いしたいと思うのですが。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

別府港海岸整備保全施設事業のことですが、この事業の内容を御説明する前に、非常に、ちょっと海岸整備につきましては、わかりにくいところがございます。（「内容はいいですから、もうそこだけ説明してください」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。非常にわかりにくい。これはなぜかと申しますと、別府市は事業主体にはなり得ない。つまり管理者でもない。そういうところでこの別府港海岸保全施設事業が起こったわけでございます。そういうことでございますから、これには国それから県、それから別府市、それからもう一つ、非常に大切なのですが、漁業協同組合が関与してございます。この四者の最大の御協力それから御理解、これがありまして初めて別府の港が、それから別府の海岸が整備事業として起こるということでございます。このことにつきましては、まず国でございますが、国の別府港海岸保全施設整備事業に対する御理解でございますが、別府につきましては、非常に災害もありますし、観光客も多い。そういうところでございますから、国は、この別府について事業として予算をつけて整備をしようではないかということでございます。それから県につきましては、県知事以下、別府の海岸線については整備をしたいということでございます。それから、もう一つ漁協さんでございますが、漁業協同組合につきましては、別府観光の浮揚で別府の海岸整備ができるのであれば、これは非常にすばらしいことであると。ということで、漁協さんの非常に海に入る御協力、海に入ることについての御協力、これがありました。それから別府市でございますが、別府市につきましては、もう皆さん御存じのように昔から海岸整備については御議論されております。

それから、先般、一昨年でございましたが、市長が全国海岸防災協議会という会がございます。これは非常に大きな会で全国組織でございますが、そこで別府港海岸について、このように整備をしていただきたいということで国の方に申し上げました。その機会を得まして、その後、すぐ大蔵省が、別府港海岸についての予算をつけていただいた。いろいろそういう流れがございまして、初めてこの別府港海岸保全施設整備事業が成り立って、現在に至っております。

○市長（井上信幸君） ちょっと補足させていただきますが、その流れですけれども、前市政時代は、夢の島をつくる、そして海岸線にずっと整備をするということで国にはお願いしていたようなんですけれども、なかなか前向きにいかなかった。それで計画の見直しをしまして、できる方向へということで、五年前ですか、見直しにかかったわけでございます。そうこうするうちに港湾局の方または港湾協会の方からのいろんな御支援をいただきまして、この整備に着手できるようになったと。この間、四年で大体計画ができ上がったわけですが、もしあと半年でもおくれでいたら、恐らくできなかつただろうと。しかし、国・県、それから先ほど言った漁業組合の大変な協力をいただきました。この事業につきましては、漁業補償が出ないよと当初から言われまし

て、はたと困ったわけですが、漁業組合とも交渉いたしました結果、別府のためだったらいいよ、漁業補償は要らないよ、ということとで前向きに進んだわけであります。

こうすることで三位一体でできたということが、いかにこの事業を進めていただいたか、こうすることで当該関係の皆様方には、この場を借りて私からも感謝を申し上げたい。特に国それから港湾協会の皆様方は、大変な御協力をいただいたということを、この場で皆様方に御報告をさせていただきたいと思います。こうすることでございます。

○七番（野口哲男君） 時間がどんどんたちますので、三つか四つお願いして、この件は終わります。回答は、後ほどください。 まず、交通体系。海に向かう道路が、特に北浜あたりは、今道路整備が上がっておりますけれども、十号線と海外線との整合性というものを、景観条例もあわせてどう考えているのか、これが一点。

それから、景観条例があるのにもかかわらず、計画はいいものがつくられておりますが、その実効がほとんど上がってない。せっかくこういうふうにな国が海岸線を整備して別府のまちづくりに寄与していただいておりますが、別府市としてその辺が非常にちょっとおくれているのではないかという気がします。前回の私の質問に対して課長は、一刻も早くそういう実効を上げたいということをおられましたけれども、まだそれができ上がってないようです。特にマンションの計画が北浜にもあります。あれができ上がりますと、せっかく海岸線が整備されても、道路と海岸線に行き着くところ、それから駐車場の問題とか、そういうものがどうなのかと、非常にやっぱり心配になります。

それを一点と、それから、住民の意思を尊重した計画をつくるということをおっしゃっておりますが、この住民の意思というものが、どういうところにあるのかということもよく精査をしていただいて、この点について特に海岸整備がこれだけできるわけですから、抜かりのないように、いいものができたなど、それとあわせて、それこそ観光資源の開発として別府のまちがよくなったということが言われるように進めていただきたいということをお望みしておきます。

それから、楠港跡地もいろいろ出ましたから、これも含めてどういうふうに関係するかということも検討していただきたい。

それから、ソレイユの乗船場の問題なのですが、お客様から私は言われたのですが、雨が降ったときにアプローチが遠いし、両手に荷物を持って傘もない。せっかく広島から、一生懸命市長を先頭に努力をして船が着くようになったにもかかわらず、あの場所が何かしらよくないのではないかと。これは管轄が別府市ではありませんので、ここで結論は出ませんが、やはりお客様をお迎えするという観点から、ソレイユの乗船場については屋根をつけるなり、とりあえず傘を準備するとか、そういうことをやるのが、別府市の役割、務めではないかと思っておりますので、ぜひひとつよろしくお願いいた

します。

それから、もう二十分になりました。あと一つ二つで終わります。新グルメの創造については、食によるまちづくり、これをやりますと、また三十分ぐらいかかりますから、きょうはやめます。それで、食品の安全性というものが非常に問題になっています。特に私ども、交通体系の視察に三重県の方に、鳥羽の方に行ったのですが、夕刻、松阪牛のたたきが出ました。そのときに、どうなのでしょう、今問題になっていますけれども、「松阪牛、食べますか」と言うから、いや、もうBSEがあっても、みんな十年後はどうなっているかわからないぐらいの、我々も含めて問題なかるう、食べよう、ということで食べたら、次の日にテレビで三重県の地元のテレビが、「松阪牛にBSEの疑いがあるから、今から検査をする」。それはやっぱりいい気持ちはしません。そういうことが別府にもあるわけですね。鶏肉の問題それから豚肉の問題、牛肉の問題、野菜の問題。特に別府は市場もあるわけですから、管轄は別府市の中にはありませんけれども、別府の食の安全性ということをうたい出すようにしておかないと、観光客も「信用ができない」ということになりますので、何らかの部署で、例えば保健所に働きかけをするとか、県の方で今そういう相談窓口も開設しておりますけれども、別府市が先頭になって「別府の食は安全ですよ」ということを打ち出ししていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、最後にもう一点。環境条例、私は環境保全審議会の委員として取り組みをさせていただきました。非常にすばらしいものができました。この保全計画そのものがどのように実行されるのかということが、これから非常に問題になるわけであります。私もそういうことにかかわった責任上、今、事業ごみの問題とかいろいろ出ていますけれども、これはモラルの問題だと思います。どれだけ我々が環境保全に力を注いでいけるか、我々個人の問題としてとらえて活動しなければなりませんけれども、この環境基本計画の実効性をどのように上げるのかということだけお聞かせください。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

環境基本計画は、今年度末で完成する予定になっております。計画が完成いたしますと、議員さん御指摘のとおり、実効性を確保することが最大の課題となってくるわけでございますが、現在のところ、エコワーク委員会、これは仮称なのですが、全庁体制での進行管理を行う組織をつくと同時に、計画書の中にもうたっておりますが、PDCAシステム、要するに「プラン」、計画ですね、それから「ドウ」、実行、「チェック」、評価、「アクション」、見直し。このシステムを取り入れまして、この進行管理の方法と庁内に設置いたしました委員会の体制とで実効性を確保してまいりたいというふうに考えております。

○七番（野口哲男君） 一にかかって、これはやはり我々も含めて市の担

当者も努力をしていただきたいというふうに考えております。特にこの環境の問題につきましては、次世代に我々が責任を持ってクリーンな地球を、住みやすい別府市を贈らなければならない。これは我々の責任でありますので、ぜひそういうものを含めてよろしくお願いしたいと思います。

○市長（井上信幸君） 七番議員の質問に対して、ちょっと締めをさせていただきます。

一番目のツーリング産業の形態につきましては、もうお説のとおりです。これからは第三次産業、余暇が広まれば広まるほど、また交通体系の整備ができればできるほど大きくなってくると思います。

また、ワールドサッカーでございますが、このサッカー場、私は、約二億六千万を投資いたしましたけれども、県から約半分をいただいております。これができても、後々これはむだにはならない。もうすでに今月末、駒沢大学のサッカー部がキャンプをしたいと。それから木浦の少年スポーツ団のサッカーチームが来て、別府市との交流をしたい。こういうことで次々にありますので、ただ問題は、サッカーのキャンプ場を一つのだしにして、やはり足元を見られないようにというのが、我々の務めです。例えば広島市が、かつてつり上げられて一億出したというような話もありますし、昨日の新聞では、平塚市ですか、ナイジェリアチームにつり上げられ二千七百万円と。当初は十ドルというのが、富士吉田市が、あなたのところのライバルが三十万出すと言うよということで二十万につり上げられた。それだけでは済まないの、警備、その他、ホテル代から何もかも出して、九千万円以上に上がる見込みだと。こういうことが、今公然と日本の国内で行われているということでございます。私どもは、こういう言に乗らないように十分に気をつけながら中国と折衝してきました。この辺はひとつ御理解いただきたいし、また百八十カ所も国内にキャンプ場の手を挙げさせたということ自体が、これは何か問題はないかということに思います。この辺もひとつ我々は十分に検討し、皆さん方の英知をこれから結集していかなければいけないと。

また、先ほどの御指摘のサインボード。これはもう御指摘のとおりでございますね。市・県、これは県道は県道、国道は国道でやはりきちっとしたサインをつくっていただきたい。特にまた、先般も御指摘がありましたけれども、道路公団ですね。福岡からこちらに来るときに「別府」という看板が少ない。これも強く申し入れをしたいと思います。

先ほどトイレの話もありましたが、往々にして日本人はマナーが悪いです。各公園のトイレなんて汚しっ放しですね。これは市民も入っていると思いますが、この辺、やはりマナーアップをしていただかなければいけない。何ぼ掃除しても次々と。極端なのはトイレに、詰まっているかと思って、その掃除をする人が手を入れて出したところが、何ともまあ、パンツが何枚も重なって入っていたと、こういうふうな

こともありますのでね、ただ汚い、悪いではなくて、やはりマナーアップしていかなければ。その点では、先般、野口議員も行っていただきましたあのニュージーランド。これはすばらしいトイレですね。というのが、金かけなくて簡易なトイレで、いつでも修理でき、いつでも掃除できるというような合理的なトイレをつくっている。ところが、日本はどうしてか、豪華なトイレをつくらなければならないという発想ですね。これはやっぱり改めるべきだと私は思っております。こういうトイレにそう金かけなくても、ある程度合理的に掃除ができ、崩されない、崩してもすぐ修理ができるというような、そういうやはりトイレが必要ではないかな、このように思います。

また、国際交流と姉妹都市の件ですが、私は、姉妹都市は今後よっぽど、常に交流できる都市ではないと姉妹都市をするべきではない、そして同じ環境にある観光都市とすべきだ、このように思っております。

それから、交流は交流都市で――「交流」と「姉妹」は違いますから――交流は大いに世界各国と交流すべきだと、このように思います。

また、さっきの中国の話もありましたけれども、日本は三対一の割合で出国が多くて入国が少ないのです。ニュージーランドは、どちらかということ三本の指に入るのです、入国が。この辺から比較していただくと、どうすればいいかというと、やはり近隣諸国との交流を深めて、そしてより別府を知っていただいて、別府に来ていただく方策。韓国、中国、将来はまた近隣諸国の近いところをターゲットにする。こういうことが観光をふやす大きな要素ではないかなと、このように思います。特に中国では広東省、先ほど話がありました。それから烟台、それから瀋陽から大連、また上海、ハルビン、北京もそうですが、こういうところをターゲットにしてお客様を迎える体制づくりをしようということで、別府市としても観光協会、商工会議所、旅館組合、こういうところとタイアップしながら、中国をとりあえずターゲットに観光宣伝をするし、お客様に来ていただくという方向づけをいたしたいと思います。

非常に簡単に集約しましたがけれども、また具体的には何かの形で御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（三ヶ尻正友君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時五十八分 散会